

内閣府食品安全委員会

平成15年度食品安全確保総合調査

イギリス及びカナダの食品の安全に係る
緊急時対応に関する調査報告書
(カナダ調査分)

平成16年3月

株式会社 U F J 総合研究所

◆◆ 目 次 ◆◆

第1章 食品安全システムにおける CFIA の役割	1
1. CFIA の概要	1
2. CFIA の設立の背景と流れ	3
(1) 設立の背景	3
(2) CFIA 設立の過程での力点	6
3. CFIA の組織とガバナンス	7
(1) 担当大臣	7
(2) 理事長と副理事長	7
(3) 職員	7
(4) 法人格	7
(5) 管区と組織	8
(6) 諮問委員会	9
(7) 財政規模	10
(8) 議会への報告義務	11
(9) 外部評価と監査	12
4. 関連法規および主要業務	14
(1) 関連法規	14
(2) 主要な業務	15
5. CFIA と国際機関との関係	18
(1) 概要	18
(2) CFIA 内の組織・会議等	18
第2章 食品安全システムにおけるカナダ保健省の機能	19
1. カナダ保健省における食品安全政策の位置づけ	19
(1) 根拠法規および公的文書	19
(2) 組織の概要	19
(3) 食品安全政策開発に関わる食品部内の組織	22
2. カナダ保健省における食品安全政策開発の枠組み	26
(1) 問題検証	29
(2) リスク評価	30
(3) リスク管理	31
3. 食品安全のリスク評価とリスク管理の特徴	33
(1) カナダ保健省内でのリスク評価とリスク管理の分離	33
(2) カナダ保健省による自発的なリスク評価	33

第3章 食品安全システムにおける省庁間連携体制	35
1. カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会	35
(1) 食品安全栄養摂取委員会	37
(2) 食品安全栄養摂取運営委員会	37
(3) 科学・政策諮問委員会	37
(4) 戰略計画協議会	38
(5) 調査サーバランス小委員会	38
(6) 研究所の共同運営	40
2. 連邦・州・準州食品委員会	41
(1) 連邦・州・準州食品安全政策委員会	42
(2) カナダ食品検査システム推進グループ	43
(3) 連邦・州政府・準州政府農務検査委員会	45
3. 農業政策枠組み	46
第4章 カナダの食品安全における緊急事態対応体制	47
1. 食品安全緊急事態対応の位置づけ	47
(1) 緊急事態準備法と計画	47
(2) 食品安全における緊急事態対応の所管省庁	48
2. CFIA とカナダ保健省の連携による食品安全緊急事態対応	50
(1) 食品安全緊急事態の定義	50
(2) 食品安全緊急事態への対応規定	51
(3) 食品安全緊急事態の対応	52
3. CFIA における緊急事態対応	62
(1) CFIA に関わる緊急事態計画	62
(2) 「CFIA 緊急事態ブック」の概要	64
(3) CFIA の緊急事態対応への基本的なプロセス	65
(4) 警告リストガイドライン	71
(5) 食品安全緊急事態における広報活動および情報公開	72
(6) CFIA における食品回収業務	73

資料編

第1章 食品安全システムにおける CFIA の役割

1. CFIA の概要

CFIA (Canadian Food Inspection Agency、カナダ食品検査庁) は、1997年4月1日に、「CFIA法 (Canadian Food Inspection Agency Act、カナダ食品検査庁法)」の施行により創設された、カナダ連邦政府¹の機関である。CFIAはカナダ農務・農産食品大臣の責任下に置かれてはいるものの、カナダ農務・農産食品省 (Agriculture and Agri-Food Canada) とは独立した関係となっている。

CFIAは、「From Gate to Plate (農場の門から食卓まで)」という言葉で表現される、一連のフードチェーンを一元的に管理するために、「食品安全分野 (Food Safety)」の他、「動物衛生分野 (Animal Health)」、「植物防疫分野 (Plant Protection)」に係わる業務を所管している²。

CFIAはこのうち動物衛生分野と植物防疫分野についてはカナダ農務・農産食品省との連携関係が強いが、食品安全分野については人間の健康保護という観点から、むしろカナダ保健省 (Health Canada) との連携関係が強い。すなわち、カナダ保健省が国民の健康保護を目的として食品安全に関するリスク評価を行い、規制を制定しており、CFIAがその規制を遵守させるための業務 (検査、回収、情報提供等) を執行している。

一方、動物衛生分野と植物防疫分野については CFIA がリスク評価を行い、これとともにカナダ農務・農産食品省が規制を制定し、CFIA が規制を執行している。ただし、動物衛生分野と植物防疫分野についても、人間の健康に影響を及ぼす可能性が認められる場合は、CFIA とカナダ保健省との連携が必要になる。

図表 1-1 3 分野におけるリスク評価とリスク管理の役割分担

	リスク評価	リスク管理	
		規制の制定	規制の執行
食品安全分野	カナダ保健省	カナダ保健省	CFIA
動物衛生分野	CFIA	カナダ農務・農産食品省	CFIA
植物防疫分野	CFIA	カナダ農務・農産食品省	CFIA

¹ 本報告書の参考資料 1 ご参照。

² CFIA 法前文より。

CFIA の目標³は第一に「回避可能な健康リスクからカナダ国民を守ること」である。ここでの「健康リスク」には食品によるリスクだけでなく、人獣共通感染症全般⁴に関するリスクも含まれる。第二に「公正で効率的な規制体系の執行」である。現在、13 の法律に基づき、食品安全、動物衛生、植物防疫の分野の規制を執行しているが、これらの執行について公正性と効率性が要求される。第三の目標は「動植物資源の保全」であり、第四の目標は「健全な運営」である。さらに最近追加された目標として「食品供給における安全性の確保」がある。これは食品に関わるテロの脅威が高まっているため新たに追加された⁵。

図表 1- 2 CFIA の目標

1. 回避可能な健康リスクからカナダ国民を守ること
2. 公正で効率的な規制体系の執行
3. 動植物資源の保全
4. 健全な運営
5. 食品供給における安全性の確保

³ The Canadian Food Inspection Agency, Structure and Organization From Concept to Reality, November 2003

⁴ カナダの動物衛生政策は Health of Animals Act and Regulations（動物衛生法および規則）に基づき、狂犬病などの食品とは直接関わりのない動物疾病の対策についても CFIA の所管となっている。（Health of Animals Act, Section 32）

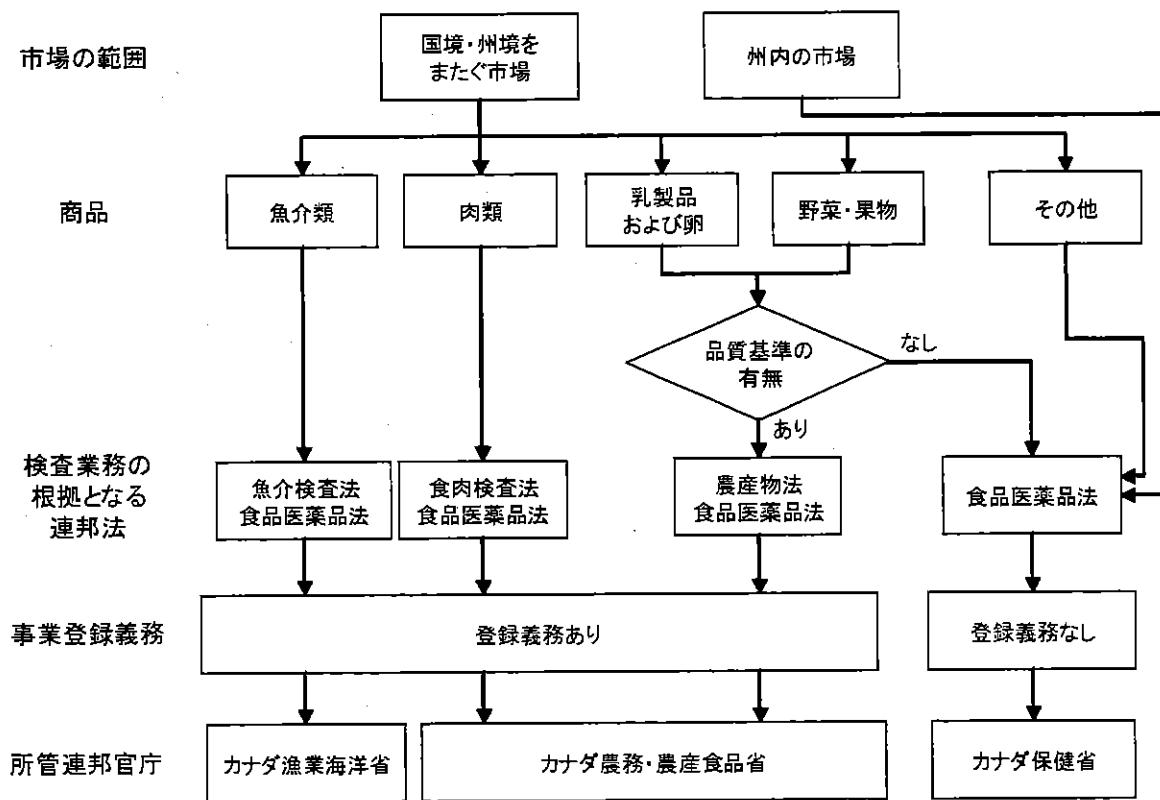
⁵ CFIA, Corporate Planning, Reporting and Accountability へのインタビューによる。

2. CFIA の設立の背景と流れ

(1) 設立の背景

CFIA が設立される以前は、カナダにおける食品関連の規制・基準の制定、および食品検査の所管は、カナダ保健省、カナダ農務・農産食品省、カナダ漁業海洋省 (Fisheries and Oceans Canada)、カナダ産業省 (Industry Canada) に分かれていた⁶。例えば国産の加工食品の場合を例にすると、魚介類の検査はカナダ漁業海洋省が、肉類の検査はカナダ農務・農産食品省が、乳製品および卵、野菜・果物のうち農産物法 (Canada Agricultural Products Act) 第 32 条に規定された品質基準が設定されている食品の検査はカナダ農務・農産食品省が、品質基準が設定されていないものの検査およびその他の食品の検査はカナダ保健省が担当するというように複雑な分担体制となっていた。

図表 1- 3 CFIA 設立以前の国産加工食品の検査体制



出典) 1994 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 13 Federal Management of the Food Safety System をもとに作成。

注) カナダでは、魚介検査法、食肉検査法、農産物法に規定された食品を加工する事業者は連邦政府への事業登録 (federal registration) が義務づけられている。

⁶ 1994 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 13 Federal Management of the Food Safety System

また、食品由来の疾病が発生した際、あるいは発生する可能性がある場合の食品検査は、カナダ保健省の所管であった。このほか、カナダ産業省が消費者梱包・表示法（Consumer Packaging and Labelling Act）に基づく食品の表示についての規制の執行を管轄していた。

1994年、カナダ会計検査院（Office of the Auditor General of Canada）は、連邦政府の食品検査に関する行政についての報告書「食品安全システムの連邦政府管理（Federal Management of the Food Safety System）」を発表し、議会に提出した⁷。同報告書では、連邦政府の食品安全基準および検査のアプローチが省庁によって異なること、一部の食品分野の検査業務において省庁間の役割分担が不明確であること、省庁間で食品検査の技術開発や効率性にはらつきがあることなどが指摘された。また同年、ポール・マーティン財務大臣（当時）が主導した支出削減のための「プログラム・レビュー（Program Review：政策見直し）」でも、連邦の食品安全行政の非効率性が指摘された⁸。

一方、食品安全をめぐる国際的な流れの中で、Codex 委員会（Codex Alimentarius Commission）が「リスク評価とリスク管理を分けるべきである」という原則を発表した。当時のカナダにおいても、リスク評価とリスク管理が渾然一体となっていることが認識されていた。

このような背景を受け、「効率性の確保」と「責任体制の明確化」、さらに「科学に基づく食品安全体制の構築」という三つの目標を達成するために組織再編の方法が模索された。組織再編のための具体的な方法が検討され、四つの案が候補にあがった⁹。第一の案は「食品安全省（Department of Food Safety）（仮称）」およびそれを担当する食品安全大臣を新設する案、第二の案は関連省庁の次官級の食品安全に関する審議会を設置する案、第三の案は単一の検査当局を設置する案、第四の案はこれらの組合せだった。最終的に第三の案が採用され、CFIA の発足に至った。

⁷ 1994 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 13 Federal Management of the Food Safety System

⁸ Treasury Board, Creating the Canadian Food Inspection Agency ; The role of Central Agencies as Facilitators and Guardians

⁹ CFIA, Corporate Planning, Reporting and Accountabilityへのインタビュー調査による。

図表 1- 4 CFIA 設立の経緯

時 期	内 容
1994 年	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ会計検査院が報告書「食品安全システムの連邦政府管理」を議会に提出し、食品検査と安全性の分野における組織再編を提言。 ・同年、財務大臣の「プログラム・レビュー」でも同様の内容について指摘。
1995 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム・レビュー担当大臣が、連邦食品政府機関の設立を勧告。
1995 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・農務・農産食品、保健、漁業海洋の各大臣が首相に CFIA 設立の承認を要請。
1996 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・首相が CFIA 設立プロセスの開始を承認。農務・農産食品大臣が実行責任大臣として指名される。
1996 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府のすべての食品検査当局を、2段階のプロセスで新しい単独の行政機関に統合する意向を発表。 <ul style="list-style-type: none"> フェーズ 1 (~1996 年 6 月) カナダ農務・農産食品省とカナダ保健省間での再編（職員を含む）。 フェーズ 2 (1996 年 6 月~1997 年初) カナダ農務・農産食品省の職員（元カナダ保健省職員を含む）とカナダ漁業海洋省の職員の統合。
1996 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦予算局 (Federal Budget) が連邦政府のすべての食品検査、植物、動物衛生局を新しい「機関 (Agency)」に統合する計画を発表。
1996 年 6 月	<p>フェーズ 1 完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダ農務・農産食品省とカナダ保健省間の職員の再編。 〔保健・食品安全政策およびその職員はカナダ保健省へ、検査機能およびその職員はカナダ農務・農産食品省へ。〕
1996 年 6 月~8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・法案上の起草過程
1996 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣予算委員会 (Treasury Board) の大臣らに「機関」の全体的な組織構造を提示。 ・同月末に首相が承認。
1996 年 8 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況と未解決課題のための次官級協議の開催。
1996 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・首相が「機関」の名称「Canadian Food Inspection Agency」と人事体制を承認。 ・法案（法案 C-60）が議会へ。
1996 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ農務・農産食品省とカナダ漁業海洋省から職員を CFIA へ移管するための内閣予算委員会案を策定。
1997 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・CFIA 設立のための予算案を内閣予算委員会が承認。 ・3 月 20 日、法案が議会を通過し、女王¹⁰が裁可。
1997 年 4 月 1 日	<p>CFIA 開始（フェーズ 2 完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カナダ農務・農産食品省職員（旧カナダ保健省職員を含む）とカナダ漁業海洋省職員が統合再編。 ・理事長の任命。
1999 年中期	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ産業省から CFIA へ所管業務の移転（消費者梱包・表示法に基づく規制の執行権限等）。

出典) 1998 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 12

Creation of the Canadian Food Inspection Agency および Treasury Board, Creating the Canadian Food Inspection Agency ; The role of Central Agencies as Facilitators and Guardians より抜粋。

¹⁰ 英国のエリザベス二世女王（ただし、カナダ総督(Governor General)が女王の代理となる。現在の総督はアドリエンヌ・クラークソン氏）。

(2) CFIA 設立の過程での力点

CFIA 設立の過程で特に重視されたのは「最高責任者とガバナンス」、「役割と責任の明確化」、そして「意思決定の明文化」である¹¹。

まず第一の原則である「最高責任者とガバナンス」については、食品検査は民営化の対象とすべきではなく、政府が主導的な機関を作るべきであること、そして国務大臣がその機関の責任を負うべきであるということが、国民や産業界における共通認識として示された。

次に第二の原則である「役割と責任の明確化」については、CFIA と他の政府機関との役割分担と責任が「覚書（MOU、Memorandum of Understandings）」という形で明確化された。

さらに第三の原則である「意思決定の明文化」については、CFIA の意思決定の権限はすべて CFIA 法に明記されることが原則となった。結果として、CFIA が担当する業務とその根拠法は CFIA 法第 11 条に規定された。

CFIA 設立に当たっては、このほかに、「所管業務の重複の削減」や「サービスの向上」、「連邦政府と州政府¹²の協調・協力の改善」、「議会への説明責任と報告の強化」といった点についても力点が置かれた。

¹¹ The Canadian Food Inspection Agency, Structure and Organization From Concept to Reality, November 2003

¹² 本報告書の参考資料 1 ご参照。

3. CFIA の組織とガバナンス

(1) 担当大臣

CFIA の担当大臣は、CFIA 法第 2 条および第 4 条に基づき、カナダ農務・農産食品大臣が担当する。

なお、CFIA はカナダ農務・農産食品大臣の責任の下に置かれているものの、食品安全分野の業務については、カナダ保健省との連携関係が強調されている¹³。

(2) 理事長と副理事長

CFIA の理事長 (President) および上席副理事長 (Executive Vice President) は、CFIA 法第 5 条に基づき、カナダ総督 (Governor General) によって任命される。CFIA 法第 6 条により、理事長は省 (Department) の副大臣 (Deputy Head) と同格の地位と権限を有し、CFIA の最高執行責任者として、業務と職員の監督権・指揮権を有する。CFIA 法第 5 条では、理事長の任期は 5 年であるが再任も可能としている。

また、CFIA 法第 8 条に基づき、理事長と副理事長にはカナダ総督が定めた報酬が支払われる。

(3) 職員

CFIA の常勤職員は、5,500 人以上である（2002-03 会計年度現在）¹⁴。常勤職員には、検査官、獣医師、農学・生物学・化学の専門官、検査技師、コンピューターシステム技師、事務職員、財務担当者、管理職などが含まれる。このうち、食品安全業務に従事する職員は約 2,400 人である¹⁵。

CFIA 法第 13 条第 2 項に基づき、職員の雇用は省庁や一般の政府機関とは別に独自に行われる。賃金交渉も省庁や一般の政府機関とは別に行われており¹⁶、労働組合も独自の組織が設置されている。

(4) 法人格

CFIA 法第 3 条により、CFIA は法人格 (body corporate) を有する。また同法第 14 条第 1 項の規定により、CFIA はカナダ国名義あるいは CFIA 名義で、契約、覚書、その他の協定を結ぶことが認められている。CFIA が締結する契約は法的効力を持つ。

¹³ CFIA 法第 11 条第 4 項

¹⁴ The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003。会計年度は 4 月から翌年の 3 月まで。

¹⁵ 同上

¹⁶ CFIA 法第 12 条および第 13 条

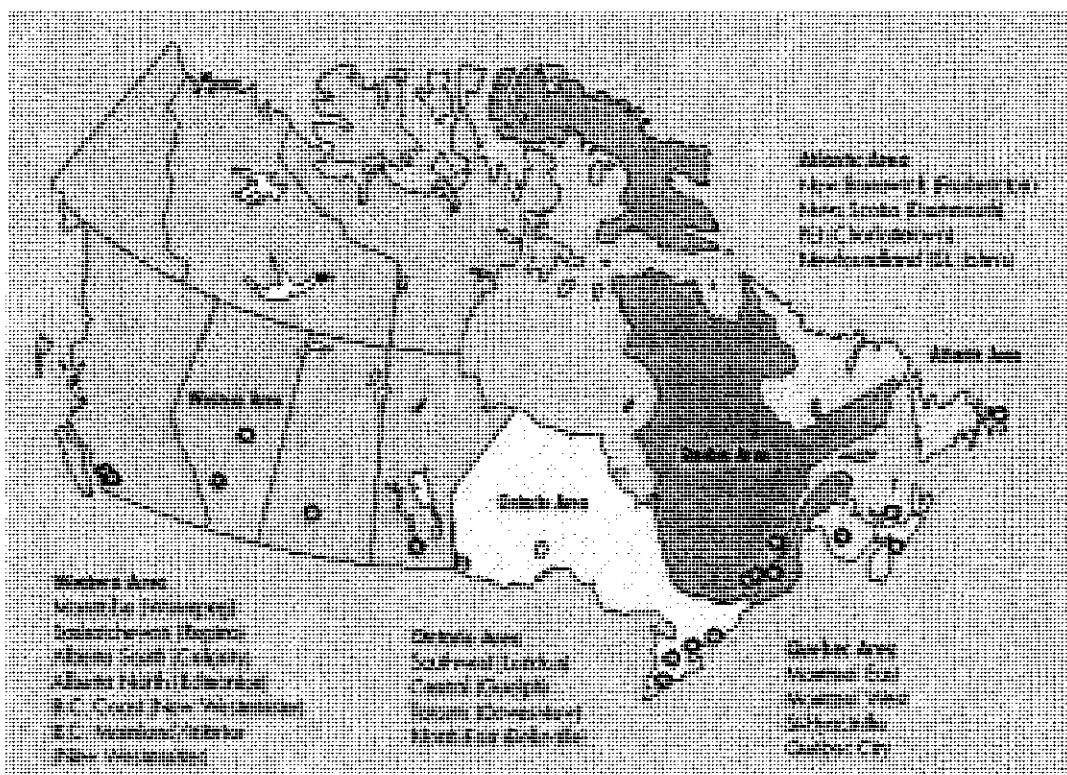
また、この規定により、CFIA は連邦法に基づく業務だけでなく、州法に基づく食品検査等の業務を州政府から請負うことも可能である。

(5) 管区と組織

CFIA の本部は、CFIA 法第 9 条に基づき、首都法 (National Capital Act) に規定される首都圏 (National Capital Region=オタワ市およびその周辺地域) に設置されている。

CFIA の管区は大きく分けてカナダ全土で 4 つ（西部、オンタリオ、ケベック、大西洋沿岸）に分かれており、4 つの管区本部がオタワの本部への報告義務を負っている。管区の下に計 18 の支部が設置されている。各支部の下にはカナダ全土で 185 の地方事務所¹⁷ (field office) が置かれており、さらに食肉加工施設などの非公営施設内に 408 の事務所が置かれている。この他、21 の研究施設を有している。

図表 1-5 CFIA の管区



出典) The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

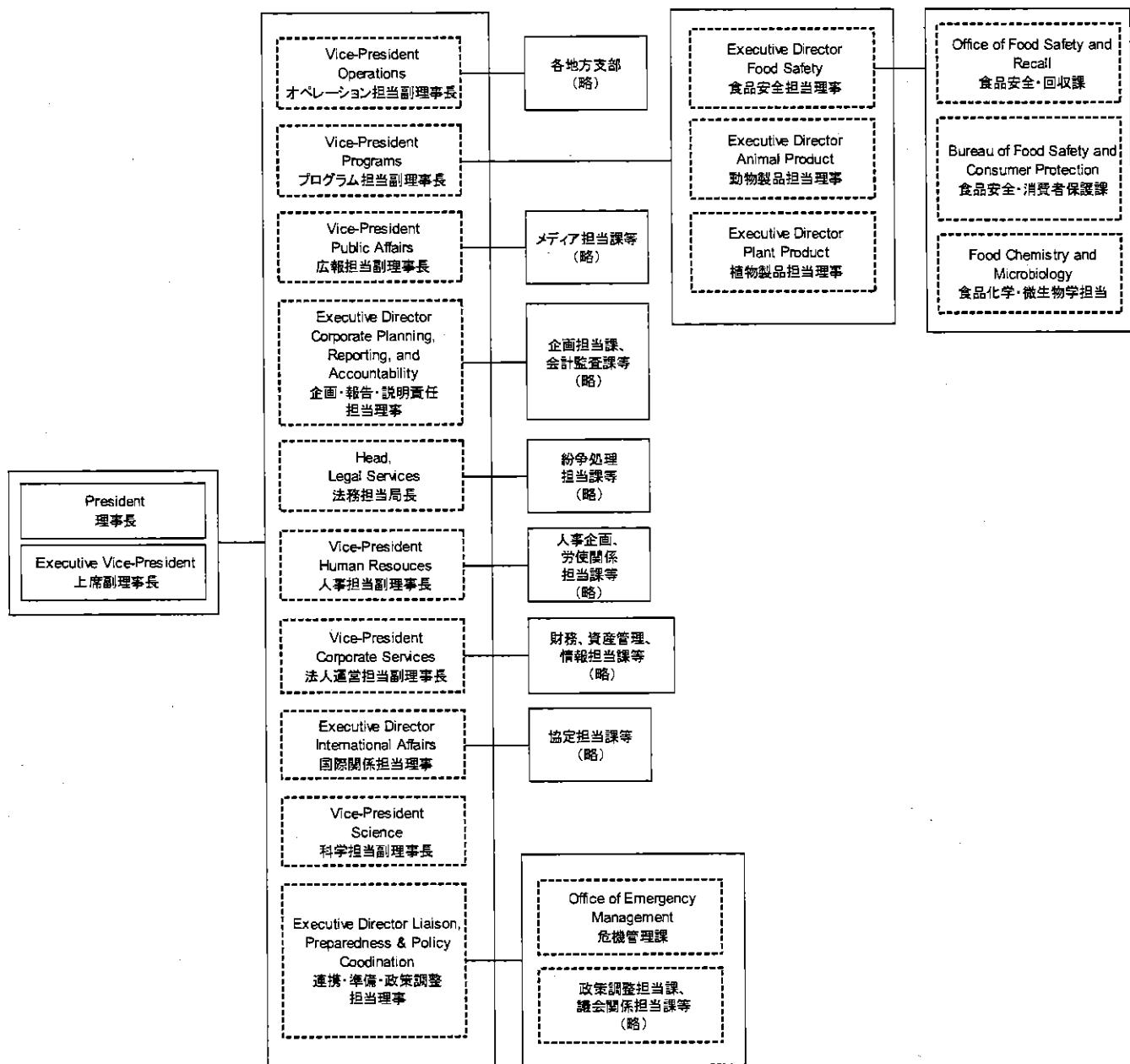
図表 1-6 CFIA 各管区の支部

西部	オンタリオ	ケベック	大西洋沿岸
マニトバ、サスカチュワン、アルバータ南、アルバータ北、ブリティッシュ・コロンビア沿岸部、ブリティッシュ・コロンビア本土・内陸部	西南部、中部、トロント、東北部	モントリオール東、モントリオール西、セントヒヤシンス、ケベックシティー	ニュー・ブランズウイック、ノバ・スコシア、プリンス・エドワード島、ニューファンドランド

¹⁷ 地方事務所には、米国との国境に設置された国境事務所が含まれる。

次図は CFIA の組織体制を食品安全関連業務を中心に図示したものである。

図表 1-7 CFIA 組織図（食品安全関連業務を中心に）



出典) CFIA, Organizational Structure
[\(<http://www.inspection.gc.ca/english/hrrh/org/pres/prese.shtml>\)](http://www.inspection.gc.ca/english/hrrh/org/pres/prese.shtml)

(6) 詮問委員会

CFIA 法第 10 条では、カナダ農務・農産食品大臣に対して CFIA に関するあらゆる助言を行う機関として「諮問委員会（Advisory Board）」を設置することが義務づけられている。同法第 10 条第 1 項の規定により、諮問委員は 12 人以下であり、カナダ農務・農産食品大臣によって任命される。任期は 3 年以内だが、1 回またはそれ以上再

任することができる。同法第 10 条第 3 項により、諮問委員には農業、水産業、食品加工業、食品流通業、公衆衛生分野、消費者団体、または州政府または地方自治体に属する有識者を含むことが必要とされている。同法第 10 条第 4 項の規定により、諮問委員長はカナダ農務・農産食品大臣によって任命される。

同法第 10 条第 5 項により、諮問委員会の各委員には、その貢献に対してカナダ農務・農産食品大臣が定めた報酬が支払われる。また、同法第 10 条第 6 項に基づき、諮問委員には、同法による責務を遂行する過程で、通常の居住地を不在にしている期間に発生した旅費や生活費が支払われる。

諮問委員会とは別に CFIA の運営のための内部の意思決定機関として「理事会(Executive Committee)」が設置されている。

(7) 財政規模

CFIA の損益計算書 (Statement of Operations) は次のようになっており、支出規模は年間 565.6 百万カナダドル¹⁸ (2002-03 会計年度) である。損益計算書上は、506.3 百万カナダドルの赤字となっているが、ここから予算請求を必要としない項目等を除いた額¹⁹を議定費予算 (parliamentary appropriations)²⁰として請求している。2002-03 会計年度の議定費予算は 470.7 百万カナダドル²¹となっている。

なお、CFIA 法第 24 条から第 28 条の規定に基づき、CFIA は提供するサービスに対して、費用を超えない範囲の手数料収入を得ることが可能となっている。

図表 1- 8 CFIA の損益計算書 (2002-03 会計年度)

(単位：百万カナダドル)

収入	Revenue	金額
手数料、免許料、許認可料収入	Fees, permits and certificates	58.2
その他収入	Other	1.1
総収入	Total revenues	59.3
支出	Expense	金額
管理運営費	Operating and administration	559.0
補助金・拠出金*1	Grants and contributions:	6.6
総支出	Total expenses	565.6
差引	Net cost of operations	▲506.3

出典) The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

*1 「補助金・拠出金」には、被害を被った動物・植物の所有者に対する、動物衛生法、植物防疫法に準拠した補償金が含まれる。

¹⁸ 2004 年 3 月末現在、1 カナダドル = 80.8 円

¹⁹ 予算請求を必要としない項目は、他省庁により無償で提供されたサービスの費用や資産、設備の償却費などを指す。

²⁰ 議会の承認を経て成立する予算。

²¹ 法定失効予算 (lapsed appropriations) 等を差し引いた金額

CFIA の総支出額を 3 分野（食品安全、動物衛生、植物防疫）別にみると、総支出額のうち、食品安全分野の支出が約 6 割を占めている。

図表 1-9 CFIA の分野別年間支出（2002-03 会計年度）

（単位：百万カナダドル）

分 野	支 出
食 品 安 全	332.6
動 物 衛 生	144.0
植 物 防 疫	89.0
合 計	565.6

出典) The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

(8) 議会への報告義務

CFIA は連邦政府の執行機関としての役割を担っているため、CFIA 法第 22 条に基づき、カナダ農務・農産食品大臣に対して最低 5 年ごとに「業務計画書（corporate business plan）」を提出し、同大臣は業務計画書を承認した後に、それを上下両議会に提出することが義務づけられている。また、同法第 23 条に基づき、CFIA は毎年、「年次報告書（annual report）」をカナダ農務・農産食品大臣に提出し、同大臣は年次報告書を承認した後に、それを上下両議会に提出することが義務づけられている。年次報告書の内容はカナダ会計検査院による監査を受けることが義務づけられている。

図表 1-10 議会への報告内容

文書	根拠条文	頻度	報告内容
業務計画書	CFIA 法 第 22 条	5 年に 1 回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の対象期間 ・計画期間中の各年の目標 ・目標を達成するための運営・財政・人事戦略 ・実績予想 ・運営予算と資本収支 <p>※業務計画書の内容は年次報告書の中で更新することが認められている。</p>
年次報告書	CFIA 法 第 23 条	毎年	<ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書 ・損益計算書についてのカナダ会計検査院の意見 ・業務計画書で設定された目標に対する実績に関する情報 ・業務計画書で設定された目標に対する実績に関する情報の公平性と信頼度についてのカナダ会計検査院による評価 ・カナダ農務・農産食品大臣または内閣予算委員会が要求する情報

(9) 外部評価と監査

CFIA は、保健大臣およびカナダ会計検査院による外部評価・監査を受けることが義務づけられている。

① 保健大臣による評価

CFIA 法第 11 条第 4 項の規定により、保健大臣は食品の安全性と栄養摂取上の品質に関連した政策と基準を設置すること、および CFIA の食品安全関連の活動の有効性を評価する責任を有している。これを受け、カナダ保健省は CFIA の食品安全関連業務の評価を行うが、これはカナダ保健省食品部（Food Directorate）内の食品安全評価課（Bureau of Food Safety Assessment）が担当している。

② カナダ会計検査院による監査・評価

CFIA 法第 32 条の規定により、カナダ会計検査院は毎年、CFIA の損益計算書を監査し、それについての意見を提出すること、および年次報告書に示された CFIA の実績についての情報の公平性と信頼度についての評価を行うことが義務づけられている。これを受け、カナダ会計検査院は CFIA に対して、毎年度の「通常会計監査²²」、毎年度の年次報告書に基づく「業績情報評価（Performance Information Assessment）²³」を実施する。さらに数年に 1 回のリスク評価²⁴に基づく「VFM 監査（Value for Money Audit）」を実施する。

VFM 監査は、「リスク評価」によって潜在的に問題となる可能性（リスク）があると思われる制度・施策を明らかにした上で、テーマを選択し実施する。VFM 監査では、実施された施策の有効性（Effectiveness）、費用対効果（Economy）、効率性（Efficiency）といった点が焦点となる²⁵。CFIA およびその施策は、現在までに数回 VFM 監査の対象となっており、CFIA は「勧告への回答」という形で施策の改善を図っている。例えば、1999 年の VFM 監査では、CFIA とカナダ保健省が対象となり、1998 年のサルモネラ菌発生時におけるカナダ保健省と CFIA、および州政府間の連携不足が指摘され、改善勧告がなされた²⁶。これを受け、カナダ保健省と CFIA の間で「食品由来疾病対応手順書（Foodborne Illness Outbreak Response

²² CFIA 法第 31 条に基づき一般会計原則（generally accepted accounting principles）による会計帳簿を記録することが義務づけられる。

²³ CFIA 法第 32 条 (b)。年次報告書に記載されている CFIA の業績についての情報が公正かつ信頼できるものかどうかを評価するものである。業績情報評価においては、情報の信頼性や公正性を評価するための基準が設けられており、CFIA および関税歳入庁（Canada Customs and Revenue Agency）、公園管理庁（Parks Canada Agency）の 3 機関は、この基準をもとに評価が行われる。これらの 3 機関は、他の政府機関と異なり、特別な権限を有しているため、相応の説明責任があると考えられており、こうした特別の基準が適用されている。

²⁴ ここでの「リスク評価」は食品安全政策でのリスク評価ではなく、対象とする施策において問題が発生しうる可能性の評価という意味である。

²⁵ VFM 監査の結果はカナダ会計検査院から行政機関への勧告として発表される。

²⁶ Report of the Auditor General of Canada, September 1999, Chapter 15, "Management of a Food-Borne Disease Outbreak"

Protocol)」を策定した。この結果、食品由来の疾病が発生した際ににおける連邦・州の保健当局およびCFIAの間での責任分担と対応の手順がより明確化された。

図表 1- 11 VFM 監査のプロセス

■ ステップ 1：リスク評価

カナダ会計検査院が行う「リスク評価」は、どのような業務や制度をVFM監査の対象とするのかを決定するための基礎的調査である。VFM監査の対象となる機関の業務のどこに問題があるのかについてインターネット上の情報や関係者へのインタビュー、学術論文、過去の年次報告等を参照しながら明らかにしていく作業である。

リスク評価が完了すると、監査の対象となるテーマが明らかになり、問題となる業務・制度についてVFM監査が実施される。ただし、リスク評価が実施されれば必ずVFM監査が実施されるわけではなく、リスク評価の結果を受け、その中からより監査が必要と思われるテーマが選定され、VFM監査の対象となる。

VFM監査の対象は一般的には機関単位で、その中の特定の業務が選定されるが、場合によっては「食品安全」といった機関横断的なテーマや、政府全体の人事管理などをテーマとする場合もある。

■ ステップ 2：VFM 監査

VFM監査は①対象テーマ選定(Scoping)、②対象テーマの監査(Examining)、③報告書作成(Reporting)の3段階に分けられる。

リスク評価の結果に基づき監査対象機関（場合によっては特定のテーマ）の業務が決定されると、VFM監査の対象となる具体的なテーマの選定に入る（①Scoping）。ここで選定されるテーマはさらに詳細な項目に整理される。これら個々の監査事項をLines of Inquiryと呼び、最終報告書においては、このLines of Inquiryごとに監査結果が提示され、監査対象機関はそれぞれについて同意・否認を行うこととなる。

具体的な問題が絞り込まれると、さらに詳細なインタビューや関連資料等の分析等が実施される（②Examining）。これらの作業が終了すると、最終的な報告書の作成に入るが（③Reporting）、この報告書の段階においても、監査対象機関との話し合いが継続され、最終的にどのような表現で報告書に掲載するかが議論される。

4. 関連法規および主要業務

CFIA は CFIA 法第 11 条に基づき、13 の連邦法に従って、食品安全分野、動物衛生分野、植物防疫分野の 3 分野の業務を実施している。

(1) 関連法規

CFIA の業務は下記の 13 の連邦法に規定されている。このうち食品安全システムの中で特に重要な連邦法は「食品医薬品法」、「食肉検査法」、「農産物法」、「魚介検査法」、および「CFIA 法」である。

CFIA 法は CFIA の機能や責任体制を規定する法律であるだけでなく、食品検査官 (inspector) の権限や後述する強制回収条項 (Mandatory Recall Provision) など食品安全のための具体的な業務範囲も規定している。CFIA ではこれらの法律およびそれに付随する規則 (Regulation) の組合せにより、食品安全、動物衛生、植物防疫の 3 分野の業務を実施している。食品医薬品法に基づく CFIA の執行権は、主に食品医薬品法第 22 条から第 29 条の「検査・差押・没収 (Inspection, Seizure and Forfeiture)」に関する条項および「分析 (Analysis)」に関する条項に依拠している。

図表 1- 12 CFIA の業務に関する連邦法

①食品安全関連分野

- ・食品医薬品法 (Food and Drugs Act) のうち食品関連の条項
- ・食肉検査法 (Meat Inspection Act)
- ・農産物法 (Canada Agricultural Products Act)
- ・魚介検査法 (Fish Inspection Act)
- ・消費者梱包・表示法 (Consumer Packaging and Labelling Act) のうち食品関連の条項

②動物衛生・植物防疫分野

- ・動物衛生法 (Health of Animals Act)
- ・植物防疫法 (Plant Protection Act)

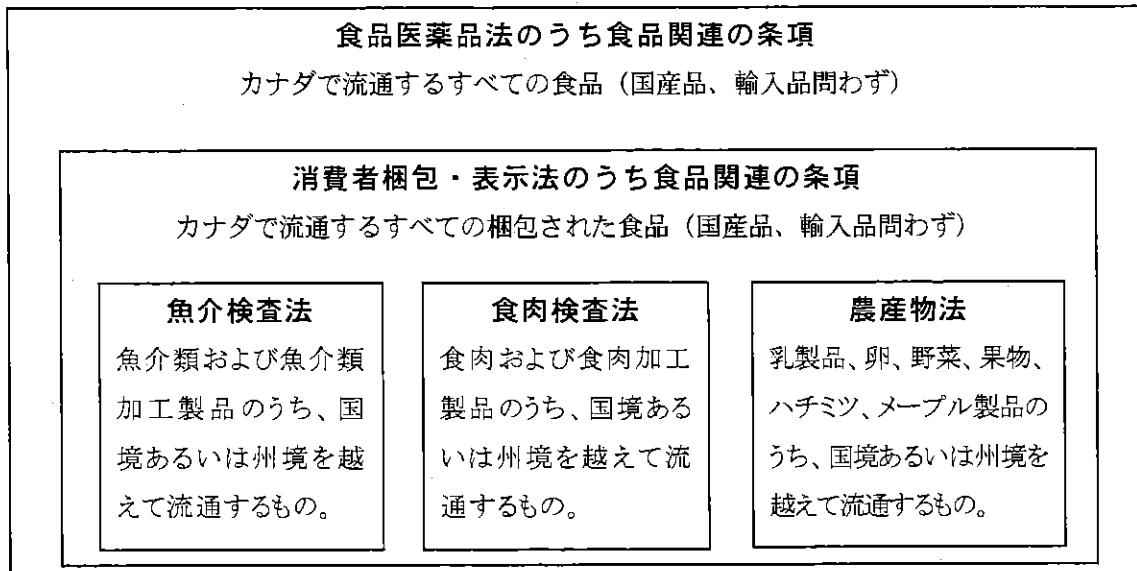
③管理機能関連分野

- ・CFIA 法 (Canadian Food Inspection Agency Act, カナダ食品検査庁法)
- ・農務・農産食品行政処分法
(Agriculture and Agri-Food Administrative Monetary Penalties Act)
- ・植物生産者の権利についての法律 (Plant Breeders' Rights Act)

④農業に必要な投入物分野

- ・飼料法 (Feeds Act)
- ・種子法 (Seeds Act)
- ・肥料法 (Fertilizers Act)

図表 1-13 カナダにおける連邦法に基づく食品検査の適用範囲



出典) 1994 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 13
Federal Management of the Food Safety System

(2) 主要な業務

これらの連邦法に基づき、CFIA は次のような業務を実施している（図表 1-14 ご参照）。

食品安全業務では、まず、「①連邦の法・規制・基準の遵守」として、食肉検査法、魚介検査法および農産物法の規定による登録事業所が規制・基準を遵守しているかどうかを検査する「事業所検査（Establishment Inspections）」の機能を果たしている。事業所検査の結果、連邦で規定する規制・基準を満たしていない事業所に対しては、事業登録を取り消す権限を有している。

また、事業所検査とは別に、食品医薬品法第 22 条から第 29 条の「検査・差押・没収」に関する条項に基づき、国産品、輸入品を問わず「食品安全調査（Food Safety Investigations）」を実施している。CFIA は、必要に応じて食品医薬品法および規則、農産物法、食肉検査法、魚介検査法、消費者梱包・表示法に基づき、事業所を告訴することができる。

次に、「②科学的リスク管理の適用の推進」として、食品加工プロセスにおける HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point、危害分析重要管理点方式) の適用を推進している。2004 年 3 月現在、魚介検査規則(Fish Inspection Regulations) 第 8 条(a)(iv) により、魚介類加工事業所には HACCP の適用が義務づけられている。また、食肉加

工事業所についても HACCP の義務的適用に移行する方向で検討が進められている²⁷。

CFIA の最も重要な施策として位置づけられているのは、「③食品安全緊急事態・事故の抑制」であり、食品安全に関わる緊急事態が発生した際に食品の安全性を確保する業務である。具体的には、食品安全に関わる緊急事態が発生した場合に、CFIA は食品医薬品法および CFIA 法に基づき、「食品回収」を実施する権限を有する。

「④他国政府の科学的食品安全基準への適合」は、食品の輸出相手国の基準を満たすための検査業務であり、カナダは多くの食肉と魚介類を輸出しているため、重要な機能となっている。「④国際的運用手順・方法の開発への貢献」は Codex 委員会などの国際的な会議において、カナダ保健省やカナダ農務・農産食品省と共同で、国際食品規格の設定に貢献するための施策である。

「⑤虚偽・不正取引の抑止」としては、食品医薬品法第 5 条と第 23 条および規則、消費者梱包・表示法第 14 条に基づき、不純物混入・食品の虚偽表示などの虚偽・不正取引の取り締まり、消費者保護の役割を果たしている。

動物衛生分野では、CFIA は、「⑥規制対象の動物疾病の抑制」、「⑦人間に伝染する動物疾病的抑制」、「⑧他国政府の科学的動物衛生基準への適合および国際的運用手順・方法の開発への貢献」、「⑨家畜飼料に関する連邦の法・規制・基準の遵守」の 4 業務を実施している。

植物防疫分野では、CFIA は、「⑩規制対象の植物病害・害虫の抑制」、「⑪他国政府の科学的植物防疫基準への適合および国際的運用手順・方法の開発への貢献」、「⑫国際的動向・技術進歩、安全性基準を満たす植物栽培用投入物施策の維持」の 3 業務を実施している。

²⁷ The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

図表 1-14 CFIA の主要業務

業務分野	目的	業務内容	根拠法および規則
食品安全	①連邦の法・規制・基準の遵守	・事業所検査 ・食品安全調査 (製品の検査) 等	・食品医薬品法および規則 ・農産物法 ・食肉検査法 ・魚介検査法 ・消費者梱包・表示法
	②科学的リスク管理の適用の推進	・HACCP 適用の推進等	・魚介検査規則 ²⁸ (食肉検査規則 ²⁹)
	③食品安全緊急事態・事故の抑制	・回収の勧告・警告 ・強制回収等	・食品医薬品法 ³⁰ ・CFIA 法 ³¹
	④他国政府の科学的食品安全基準への適合および国際的運用手順・方法の開発への貢献	・輸出相手国の基準を満たすための検査 ・Codex 委員会への貢献等	
	⑤虚偽・不正取引の抑止	・不純物混入の取り締まり ・虚偽表示の取り締まり等	・食品医薬品法および規則 ・消費者梱包・表示法
動物衛生	⑥規制対象の動物疾病の抑制	・輸入動物の検査 ・動物疾病抑制施策 ・動物由来製剤の承認等	・動物衛生法
	⑦人間に伝染しうる動物疾病的抑制	・人獣共通感染症対策(ウシ結核、狂犬病、西ナイルウイルス)等	・動物衛生法
	⑧他国政府の科学的動物衛生基準への適合 国際的運用手順・方法の開発への貢献	・国際基準適用の推進 ・サーベイランス活動 ・OIE(国際獣疫事務局)への貢献等	
	⑨家畜飼料に関する連邦の法・規制・基準の遵守	・飼料法および規則に基づく家畜飼料の含有物の規制(肉骨粉の使用禁止等)等	・飼料法および規則
植物防疫	⑩規制対象の植物病害・害虫の抑制	・輸入許可の承認 ・輸入植物の検査等	・植物防疫法
	⑪他国政府の科学的植物防疫基準への適合および国際的運用手順・方法の開発への貢献	・国際基準適用の推進 ・サーベイランス活動 ・IPPC(国際植物防疫会議)への貢献等	
	⑫国際的動向・技術進歩、安全性基準を満たす植物栽培用投入物施策の維持	・種子法および肥料法に基づく規制等	・種子法 ・肥料法

出典) The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

²⁸ 魚介検査規則 (Fish Inspection Regulations) 第 8 条(a)(iv)²⁹ 食肉検査分野では、食肉加工事業に対して HACCP の義務的適用に移行する方向で検討が進められている(2004 年 3 月現在)。³⁰ 食品医薬品法第 23 条³¹ CFIA 法第 19 条

5. CFIA と国際機関との関係

(1) 概要

CFIA との関係が特に深い国際機関は「Codex 委員会」、「OIE（国際獣疫事務局）」「IPPC（国際植物防疫会議）」の 3 機関である。このうち OIE と IPPC のカナダ政府窓口は CFIA であり、Codex 委員会のカナダ政府窓口はカナダ保健省の食品部である。また CFIA だけでなく他の省庁も関わる問題については、省庁間会議（Inter-Departmental Committee）を開催する。毎年、OIE と IPPC の総会開催の前に CFIA が中心となって他の関係省庁を集め、会議におけるカナダの立場を決定するための会議を開催している。

Codex 委員会への CFIA の関与の方法については「CFIA CODEX PROCESS, May 2003」に要約されている。Codex 委員会で議論される内容は OIE、IPPC と比べて多岐にわたるため、カナダ政府内でプロセスについての規定が明確化されている。テーマによって、カナダ保健省、CFIA などのうちどの機関がカナダ政府代表を派遣するかが異なる。また、Codex 委員会、OIE、IPPC 以外にも FAO、OECD、WTO などの国際機関で食品関連の議題が上がる際は、CFIA は必要に応じて各国際機関のカナダ政府窓口と連絡を取り合う。

(2) CFIA 内の組織・会議等

① Codex 準備委員会

CFIA の Codex 準備委員会（Codex Committee）は、Codex 委員会に関する CFIA としての見解を決定するための情報交換を目的とした課長（Director）クラスの委員会であり、2 か月に 1 回程度開催される。Codex 委員会におけるカナダ政府の立場は非公式の省庁間会議を通して決定されるが、CFIA 内の Codex 準備委員会は省庁間会議での CFIA の意見を決めることを目的としている。なお、同委員会の事務局は CFIA の施策国際調整課に置かれる。

② 施策国際調整課

施策国際調整課（Programs International Coordination Division）は Codex 委員会関連の準備をするための CFIA 内の組織で、カナダ政府の Codex 委員会窓口であるカナダ保健省食品部と連携している。CFIA が Codex 委員会にカナダ代表を派遣する場合において、準備等を行う。

③ CFIA SME

CFIA 内の SME（Subject Matter Experts、主題専門家）は、Codex 委員会、OIE、IPPC におけるカナダ政府の立場を決定する際に、CFIA の見解が必要とされる主題が浮上した場合に専門的知見を提供する役割を担っている。

第2章 食品安全システムにおけるカナダ保健省の機能

カナダの連邦レベルでの食品安全システムは、カナダ保健省が規制・基準を制定し、カナダ農務・農産食品大臣への報告義務を負う CFIA がその規制・基準を遵守させる業務（検査や食品回収など）を執行し、その業務の有効性についてカナダ保健省が評価するという原則で成り立っている。

本章では、カナダの食品安全を確保するための規制・基準を制定する際の、カナダ保健省の意思決定の枠組みを中心に整理した。

1. カナダ保健省における食品安全政策の位置づけ

(1) 根拠法規および公的文書

カナダ保健省は、食品安全を規定する連邦法のひとつ、食品医薬品法を管轄する。食品医薬品法の法的効力はカナダ刑法（Criminal Law）に由来し、カナダ国内のあらゆる場所における危険・粗悪な食品の製造や販売を禁止している³²。

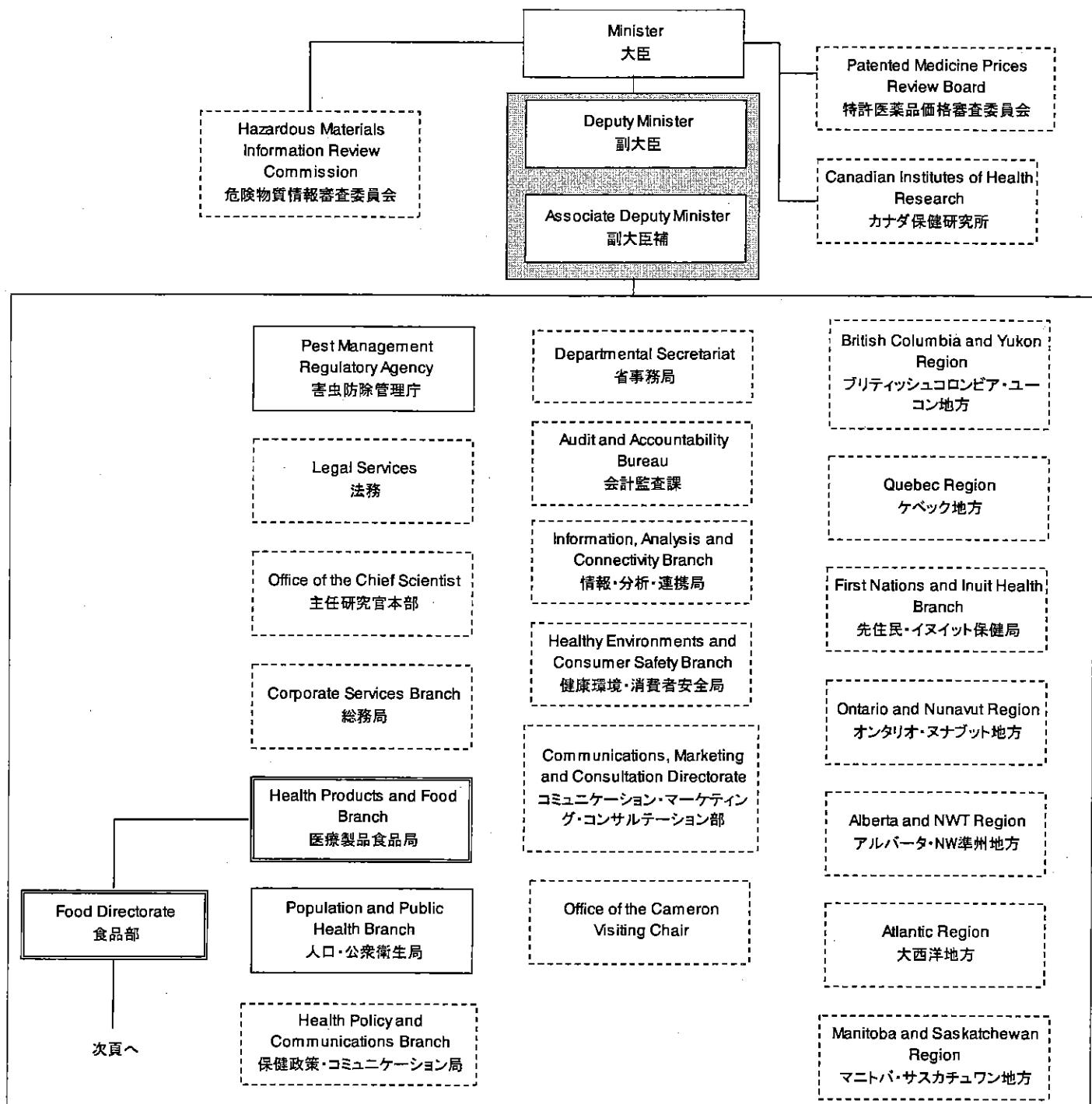
カナダ保健省法（Department of Health Act）第 15 条「権限移譲に関する条項」により、カナダ保健省に規制制定等の権限が与えられている。カナダ保健省の食品に関する規制の制定権は、食品医薬品法第 30 条「規制に関する条項」に規定されている。なお、食品医薬品法第 22 条から第 29 条の「検査・差押・没収」に関する条項および「分析」に関する条項に基づく執行権は CFIA が担当している。

後述する、カナダ保健省食品部で採用されている政策開発プロセスや責任体制は、「カナダ保健省食品部における政策開発プロセスに関する公的文書一覧」の公的文書に明文化されている。

(2) 組織の概要

カナダ保健省は保健大臣（Minister of Health）の下、次ページに示す部局や委員会等で構成される。このうち食品安全の規制・基準を設定する上で主導的な役割を果たすのは、「医療製品食品局（Health Products and Food Branch）」内の「食品部」である。発生している問題の性格によっては、連邦レベルの公衆衛生政策を担当する「人口・公衆衛生局（Population and Public Health Branch）」などの他部局との連携や情報交換が求められる。例えば、伝達性海綿状脳症（TSE；Transmissible Spongiform Encephalopathy）の予防を目的とした政策は輸血、血液製剤、医療用具、食品など幅広い分野にまたがる規制・基準の制定を要するため、部局間の連携がはかられる。また残留農薬などが食品に与える影響などの問題の場合は、食品部と「害虫防除管理庁（Pest Management Regulatory Agency）」との連携が求められる。

図表 2-1 カナダ保健省の組織

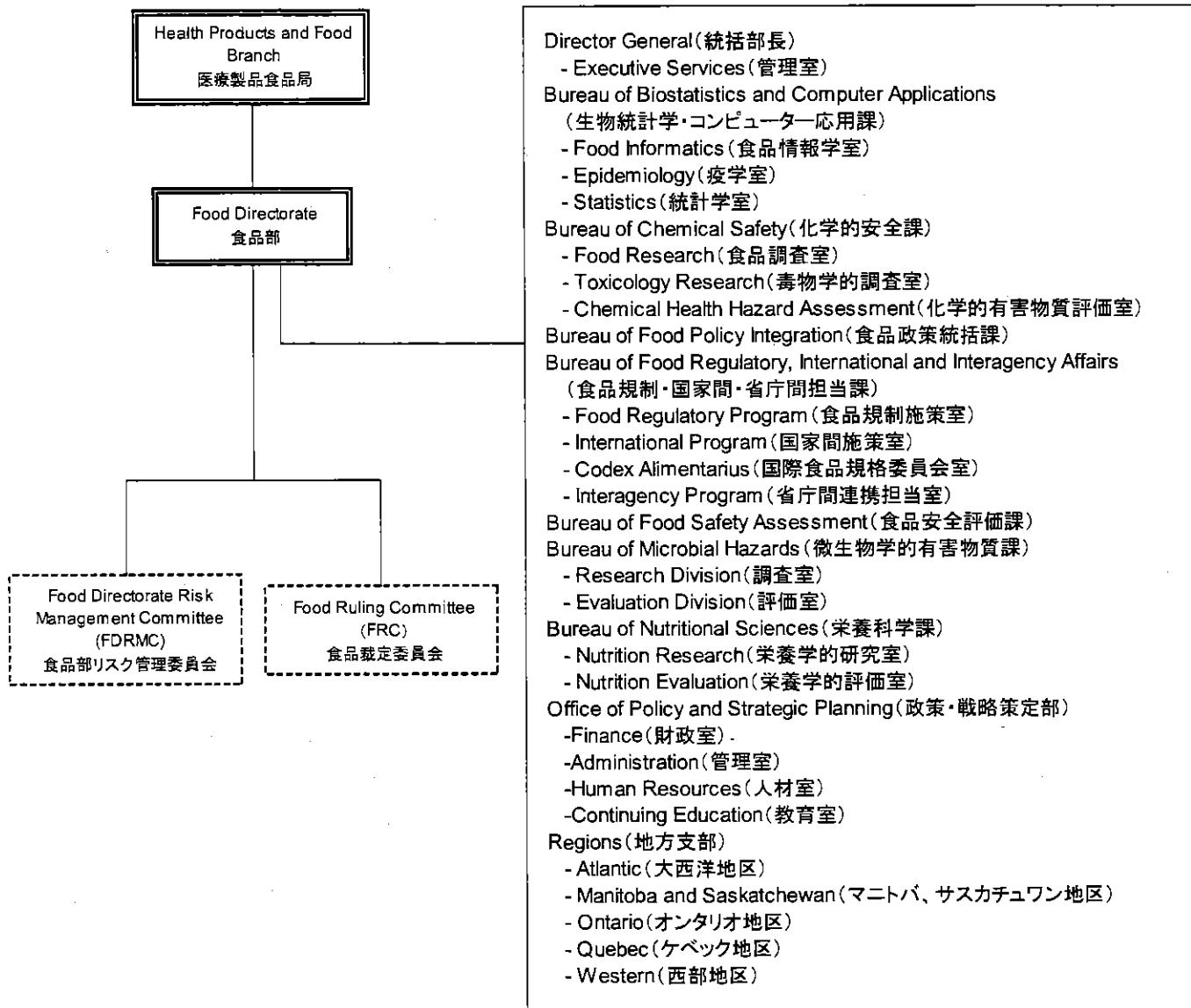


出典) Health Canada Branches & Organization より
(<http://www.hc-sc.gc.ca/english/about/org.html>) 2004 年 3 月現在

³² 食品医薬品法第 22 条～第 29 条

カナダ保健省の組織のうち、食品安全のための規制・基準の設定などを担当する医療製品食品局の食品部は、次のような組織構成となっている。

図表 2-2 食品部の組織構成



出典) Food Program of Health Canada より
[\(\[http://www.hc-sc.gc.ca/food-aliment/dg/e_organization_chart.html\]\(http://www.hc-sc.gc.ca/food-aliment/dg/e_organization_chart.html\)\)](http://www.hc-sc.gc.ca/food-aliment/dg/e_organization_chart.html) 2004年3月現在

(3) 食品安全政策開発に関わる食品部内の組織

カナダ保健省における食品安全政策の開発は、次の食品部内の組織によって行われる。

① 食品部管理委員会

食品安全政策の開発（規制・基準の設定等）を担当する食品部には、「食品部リスク管理委員会（FDRMC ; Food Directorate Management Committees）」と「食品裁定委員会（FRC ; Food Ruling Committee）」の2つの委員会が設置されている。

i) 食品部リスク管理委員会

食品部リスク管理委員会（FDRMC）は1週間に1回会合を開き、後述する「科学チーム（Science Team）」や「政策チーム（Policy Team）」と密接に連携しつつ、食品裁定委員会（FRC）、または局レベルのリスク管理委員会、全省レベルのリスク管理委員会に対して、食品安全政策の開発に関する報告と助言を行っている。委員長は食品部の統括部長（Director General）が務め、その下に事務局が設置されている。

ii) 食品裁定委員会

食品裁定委員会（FRC）は、食品部内の全担当課の代表から構成される委員会であり、毎月あるいは要請に応じて会合を開催する。食品部の統括部長が委員長を務め、事務局は食品規制・国家間・省庁間担当課（Bureau of Food Regulatory, International and Interagency Affairs）に設置されている。食品裁定委員会は、食品部内の各担当課あるいは「科学チーム」や「政策チーム」による食品安全と栄養摂取に関する政策の開発を監督し、指導する。

② 「科学チーム」と「政策チーム」

食品安全に関わる問題に対して、主としてリスク評価を担当する「科学チーム（Science Team）」、および、主としてリスク管理³³のうち規制・基準の制定を担当する「政策チーム（Policy Team）」が問題ごとに設置される。

なお、科学チームと政策チームとの連携をはかるために、原則として科学チームの座長は政策チームの会議に参加し、政策チームの座長は科学チームの会議に参加する。ただし、これは議論に参加するためではなく、必要に応じて質問に回答するためであり、リスク評価とリスク管理の独立性を妨げないことが原則となっている。

³³ カナダでは、規制・基準の設定、それに基づく施策の実行、さらに施策が適切に実行されたかどうかの評価までの広い範囲をリスク管理と呼んでいる。これに対してリスク評価は純粹に科学的な評価のみを指す。

i) 科学チーム

科学チームの役割は、発生した問題に対するリスク評価の手法を開発・検討し、リスク評価を実施し、リスク評価の結果を政策チームに伝達することである。

科学チームは、原則としてカナダ保健省職員で構成され、必要に応じて他の連邦省庁からの代表者も参加する。また科学チームは、外部の専門家からの意見を求めることができる。

ii) 政策チーム

政策チームの役割は、問題とその背景・理由を特徴づけ、問題に対処するためのリスク管理戦略を策定・勧告し、適切な実行計画を開発し、リスク管理戦略を評価するための戦略を策定することである。

科学チームと同様、政策チームは原則としてカナダ保健省職員で構成され、必要に応じて他の連邦省庁からの代表者も参加する。また政策チームは、外部の専門家からの意見を求めることができる。さらに政策チームには、当該問題の利害関係者およびその立場に精通している委員が参加する。

iii) 各問題についての指名代表者

各問題について、上述の科学チームおよび政策チームの構成と作業を監督するために、食品部内の管理職の中から、その問題に関して最も適切な者が指名代表者（Appointed Delegate）として指名される。

③ 食品部内の担当課

食品部内の組織（BureauあるいはOffice）のうち、食品安全に関する政策開発に関与する組織とその役割は次のとおりである。

図表 2-3 食品部内の担当課

- a) 食品政策統括課 (Bureau of Food Policy Integration)
 - ・食品部の政策の枠組みの開発・発表・実行
 - ・政策分析・調査、戦略の開発への貢献
 - ・CFIAに対する政策・基準・規制についての助言
- b) 食品規制・国家間・省庁間担当課
(Bureau of Food Regulatory, International and Inter-agency Affairs)
 - ・規制・基準設定の際の調整
 - ・食品安全政策に関する、国家間、省庁間、さらに連邦・州・準州の連携・調整
- c) 微生物学的有害物質課 (Bureau of Microbial Hazards)
 - ・食品供給における微生物学的有害物質に関する政策、基準設定、リスク評価、調査研究および評価活動
- d) 化学的安全課 (Bureau of Chemical Safety)
 - ・食品に含まれる化学物質に関する政策、基準設定、リスク評価、調査研究および評価活動
- e) 生物統計学・コンピューター応用課
(Bureau of Biostatics and Computer Applications)
 - ・微生物学的有害物質課や化学的安全課などの組織に対する疫学的・統計学的支援

④ 食品安全関連施策を評価する食品部内の組織

CFIA 法第 11 条第 4 項には、カナダ保健省は CFIA が実行した施策の効果について評価する責任を負うことが規定されている。この役割はカナダ保健省食品部内の食品安全評価課が担当する。

⑤ 調整のための諸委員会

食品部では、部局間あるいは他省庁との調整が必要な政策課題については、委員会を設置して意思決定の調整や情報交換をはかっている。

「政策主導委員会 (Policy Leads Committee)」は、各政策チームの座長、および食品規制・国家間・省庁間担当課の職員等が参加し、政策開発に関する問題についての情報交換を目的とする委員会である。政策主導委員会の委員長は食品政策統括課課長が担当し、2か月ごとに開催される。

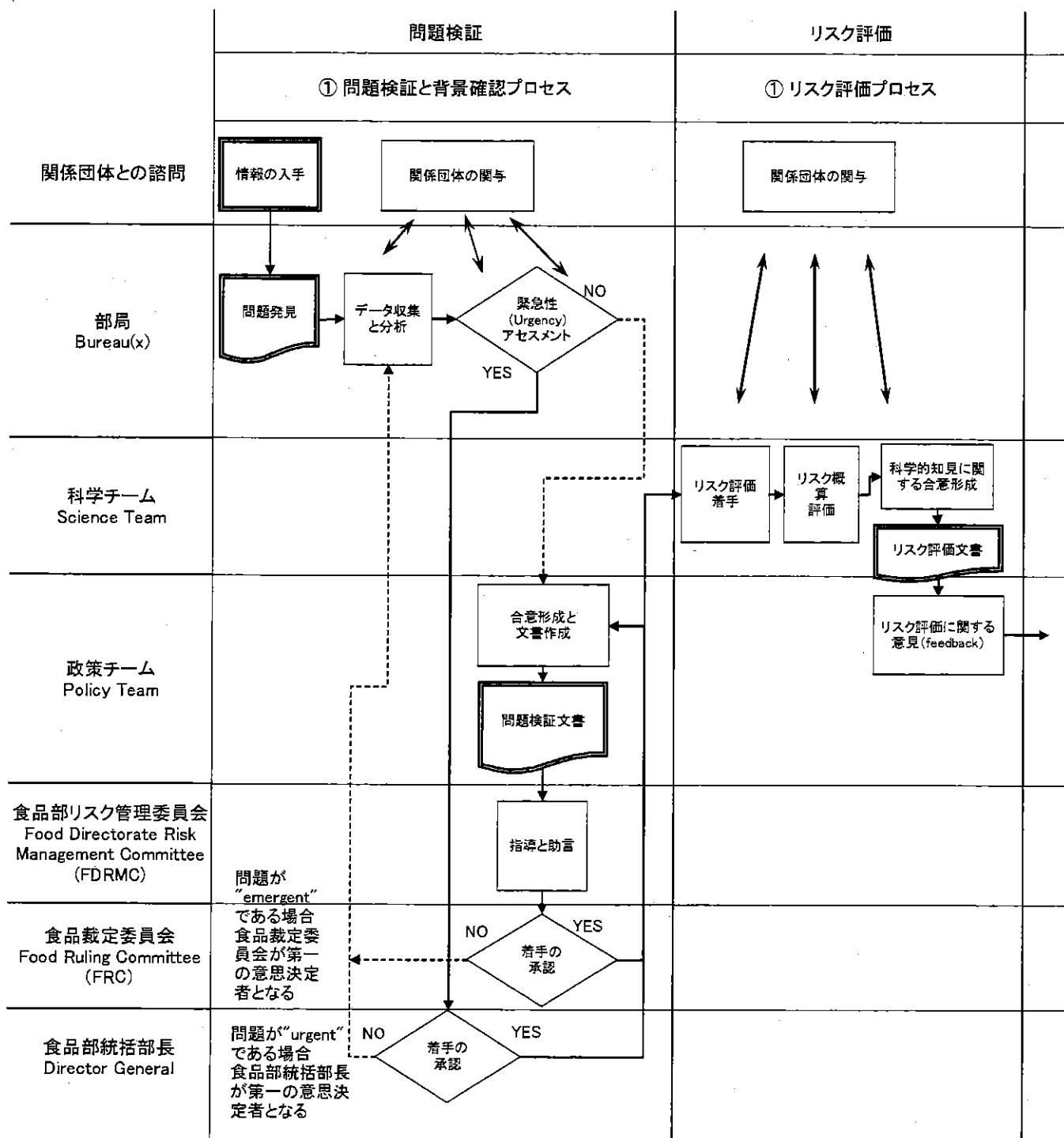
「医療製品食品局政策協力委員会 (HPFB Policy Coordination Committee)」は、政策開発に関して局レベルで情報交換を目的とする委員会である。食品部からは食品政策統括課課長が代表として参加し、1か月に1回開催される。

このほか、カナダ保健省と CFIA との連携が必要になる問題については、「食品安全と栄養摂取に関するカナダ保健省・CFIA 委員会 (HC/CFIA Committee on Food Safety and Nutrition)」で討議される。また、連邦政府と各州・準州政府との連携が必要になる問題については、「連邦・州・準州食品委員会 (Federal/Provincial/Territorial Food Committees)」で討議される。

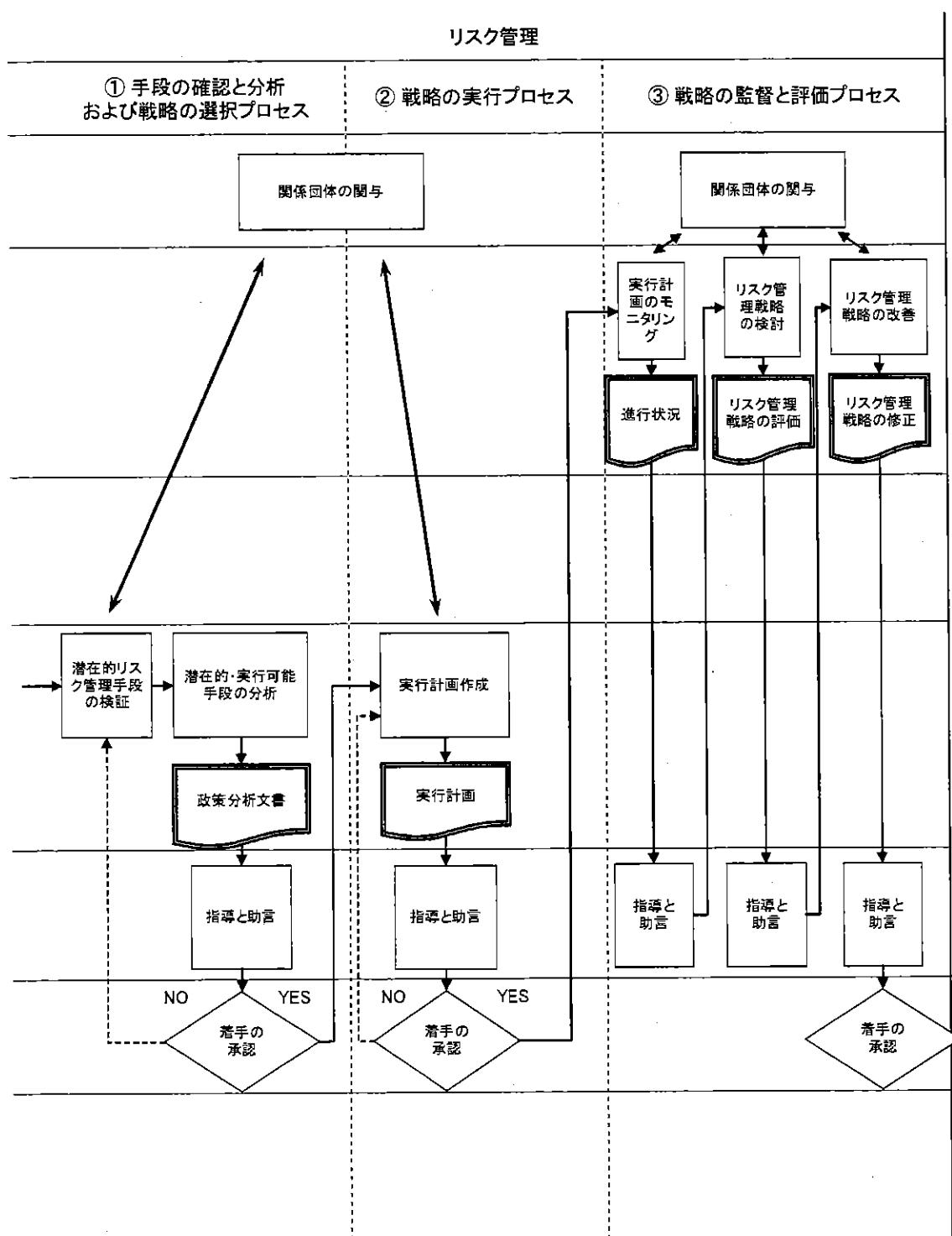
2. カナダ保健省における食品安全政策開発の枠組み

カナダ保健省食品部における、食品安全を確保するために新たな規制や基準を設けるまでの意思決定プロセスは、「問題検証 (Issues Identification)」、「リスク評価 (Risk Assessment)」、「リスク管理 (Risk Management)」の3つの段階を経て行われる。

図表 2- 4 カナダ保健省食品部における食品安全政策開発プロセス



出典) Food Safety and Nutrition Policy Development in the Food Directorate
-A Reference Manual, June 25, 2003



また、カナダ保健省食品部が採用している政策開発プロセスや責任体制については、「カナダ保健省食品部における政策開発プロセスに関する公的文書一覧」の公的文書に明文化されている。

図表 2-5 カナダ保健省食品部における政策開発プロセスに関する公的文書一覧

マニュアル	
Food Safety and Nutrition Policy Development in the Food Directorate – A Reference Manual, June 25, 2003	食品部における食品安全と栄養摂取 政策開発－参考マニュアル
委任事項文書	
資料 1-A Terms of Reference - Science Team	委任事項－科学チーム
資料 1-B Terms of Reference - Policy Team	委任事項－政策チーム
資料 1-C Terms of Reference - Risk Management Information Systems (FD-RMIS)	委任事項－リスク管理情報システム
資料 1-D Terms of Reference - Food Ruling committee	委任事項－食品裁定委員会
資料 1-E HC/CFIA Committee Structure and Terms of Reference	カナダ保健省／CFIA 委員会の構成 および委任事項
資料 1-F Terms of Reference - Federal Provincial Territorial Committee on Food Safety Policy	委任事項－連邦・州・準州食品安全 政策委員会 (FPTCFSP)
資料 1-G Terms of Reference - Canadian Food Inspection System Implementation Group (CFISIG)	委任事項－カナダ食品検査システム 推進グループ (CFISIG)
資料 1-H Terms of Reference - Federal Provincial Territorial Agri-Food Inspection Committee	委任事項－連邦・州政府・準州政府 農務検査委員会 (PFTAFC)
様式	
資料 2-A Preliminary Issue Profile	予備的問題のプロフィール
資料 2-B Issue Identification Paper Draft Template	問題検証文書原案テンプレート
資料 2-C Food Ruling Proposal	食品裁定提案
資料 2-D Food Ruling Proposal Checklist	食品裁定提案チェックリスト
指導・ガイドライン等	
資料 3-A A Primer on Preparing an Issue Identification Paper	問題検証文書の準備の入門書
資料 3-B Program Description and Contacts	計画説明と連絡
資料 3-C Guidelines for Involvement of Provincial/Territorial Agencies in the Food Directorate's Decision-Making Framework	食品部の意思決定大綱における地方/ 領土機関を包含するガイドライン
資料 3-D FPTCFSP Protocol on Information-Sharing and Collaboration on Food Safety Policy Matters	食品安全政策問題における情報共有 と協力に関する連邦・州・準州食品安全 政策委員会議定書
資料 3-E Health Canada/Canadian Food Inspection Agency Linkage in Policy Development and Management of Food Safety and Nutrition Issues – Framework	食品安全性と栄養摂取問題－大綱－ の政策開発と管理におけるカナダ保健省と CFIA の連携
資料 3-F Health Canada's Decision-Making Framework for Identifying, Assessing and Managing Health Risks	健康リスクを確認し、評価して管理 するためのカナダ保健省の意思決定 大綱
資料 3-G Standard Operating Procedures for completing Food Directorate Policy Development Initiative Reports	食品部政策開発主導報告書策定のた めの標準運用手順
資料 3-H Standard Operating Procedures – Control and Maintenance of Food Directorate Policies Related to Food Safety and Nutrition	標準運用手順－食品安全および栄養 摂取に関する食品部政策の管理・維 持
資料 3-I Standard Operating Procedures - Control and Maintenance of Food Directorate Policy Development Manual and Related Tools	標準運用手順－食品安全政策開発マ ニュアルおよび関連ツールの管理・ 維持

出典) Food Safety and Nutrition Policy Development in the Food Directorate – A Reference Manual, June 25, 2003

(1) 問題検証

カナダ保健省での食品安全政策開発は問題検証プロセスから始まる。問題検証プロセスは食品安全に関する問題についての情報を受けることによって着手される。食品安全に関する問題は、疾病の発生の同定、新しい病気の発見、技術の革新、貿易協定に基づく義務、Codex 委員会等の国際機関の勧告あるいは既存の政策の修正の必要性等によって提起・発見される。問題検証のプロセスには次の手順が含まれる。

図表 2- 6 問題検証プロセスの手順

- ・問題を特定する。
- ・問題の背景を検討する。
- ・リスク管理の目標を設定する。
- ・問題検証、リスク評価、リスク管理において必要となる資源を配分する。
- ・科学チームおよび政策チームを設置する。
- ・利害関係者を特定する。
- ・リスクコミュニケーションを開始する。
- ・問題とその要因について検討する上で用いる用語を定義づける。

このプロセスでは、当該問題に対処するために設置された政策チームが、危険因子(hazard)の性質、リスクが存在する可能性、問題についての説明責任、既存の政策の限界、州・準州レベルおよび国際レベルの背景、文化的な背景、国民の認識やコミュニケーション上の課題、環境的配慮、経済的配慮³⁴といった内容を、科学チームの支援を受けつつ、「問題検証文書(Issue Identification Paper)」にまとめ、これを食品裁定委員会に提出する。なお、政策チームが「問題検証文書」を食品裁定委員会に提出する前に、食品部リスク管理委員会は、助言と指導を行うことができる。

食品裁定委員会では、「問題検証文書」を受け、指摘されている問題が対処すべき問題であるかどうかを判断し、次のいずれの手続きをとるべきかを決定する。

判断1. (緊急事態の場合) 問題にただちに対処する。

判断2. より詳細な問題検証文書を要求する。

判断3. 政策開発プロセスを継続する。

判断4. 政策開発プロセスを中止する。

³⁴ このプロセスでは、科学チームと政策チームの外部の専門知識が必要となることがある。これらの専門家には、広報担当官や、医療製品食品局内に設置されている消費者・国民関与担当室(Office of Consumer and Public Involvement)の利害関係調整の専門官が含まれる。健康リスクに対する国民の認識が科学者や政策当局のものとは異なることがあるため、食品部の政策開発プロセスにおいて、国民に関与させるために早期に施策に取り組むことは、リスク管理、リスクコミュニケーション、および政策実行の上で重要であると考えられている。

緊急事態における「二重アプローチ (two-track approach)」の適用

問題を発見した部局が緊急事態と判断した場合は、「問題検証」のプロセスにおいて、食品部統括部長が、食品部リスク管理委員会および食品裁定委員会を経ずに、最初の意思決定主体となる。この場合、食品部統括部長が当該問題が「緊急 (urgent)」であると判断すると、政策開発プロセスには「二重アプローチ (two-track approach)」が適用される。二重アプローチでは、緊急的な対応（暫定的なリスク管理戦略）と、より体系的な政策開発（長期的かつ予防的な視野でのリスク管理戦略）との両方が同時に進行で行われる。

(2) リスク評価

リスク評価 (Risk Assessment) は問題によって生じるリスクを推定すること、およびそれに対処するためのリスク管理手段の選択に寄与することを目的として行われる。リスク評価は、「科学的公正 (scientific integrity)」を維持するため、リスク管理とは別に行なうことが求められているが、2つのプロセスはある程度連携していることが重視される³⁵。

リスク評価の内容は科学チームによって「リスク評価文書 (Risk Assessment Document)」にまとめられる。「リスク評価文書」では、科学的評価の要約と科学的知見に関する合意 (consensus) の要約を行うと同時に、科学的不確実性 (scientific uncertainties) が存在する場合はそれを記述することが求められる。「リスク評価文書」は、議論を行うために、政策チームに送られる³⁶。その後、政策チームは、科学チームにこれを返却し、リスク評価に関する意見をフィードバックする。

³⁵ リスク評価とリスク管理の間の連携をはかるため、科学チーム座長は政策チーム会議に、政策チーム座長は科学チーム会議にそれぞれ参加している。

³⁶ より広範な議論をする問題の場合は、この文書はまた、局レベルの医療製品食品局リスク管理委員会 (the Health Products and Food Branch Risk Management Committee; HPFB-RMC) あるいは、省レベルのリスク管理に関する執行小委員会 (the Departmental Executive Subcommittee on Risk Management; DEC-RM) に考察のため提出される。

リスク評価には次の内容が含まれる。

○初期リスク評価

- ・危険因子を確認する。
- ・危険因子を特徴づける。
- ・汚染の度合いを評価する。
- ・リスクを特徴づける。
- ・情報のギャップを特定する。

○広範なリスク評価

- ・調査研究の必要性と情報の入手可能性を検討する。
- ・各種専門家の知見・知識を検討する。
- ・(必要に応じて) 外部の専門家から科学チームへの助言を得る。
- ・リスク評価の方法論と結論のピアレビュー (peer-review) を行う。
- ・潜在的なリスク管理手段の有効性を確認・評価する。
- ・継続的に政策チームに対してリスク評価の情報を伝え、共有する。

(3) リスク管理

リスク管理は「① 手段の確認と分析および戦略の選択」、「② 戦略の実行」、「③ 戦略の監督と評価」の3つの段階を経て実施される。

① 手段の確認と分析および戦略の選択

「手段の確認と分析および戦略の選択 (Identify and Analyze Option and Select a Strategy)」プロセスでは、リスクを防止・軽減するための潜在的手段の確認、分析、および優先的な手段の勧告がなされる³⁷。ここでは政策チームが、科学チーム座長との協議をはかりながら、問題検証とリスク評価の結果を総括し、当該問題に対処するための最適なリスク管理戦略の選択肢を提示する³⁸。

政策チームは、リスク管理戦略の選択肢を「政策分析文書 (Policy Analysis Document)」にまとめ、これを食品裁定委員会に提出する。これを受け、食品裁定委員会は採用すべきリスク管理戦略を選択する。なお政策チームが「政策分析文書」を食品裁定委員会に提出する前に、食品部リスク管理委員会は指導や助言を行うことができる。

³⁷ ここでのリスク管理戦略の選択の過程で、特定の利害関係が生じうる場合は、適切なリスクコミュニケーションが必要となる。

³⁸ この過程では、必要に応じて、リスク管理手段の実行の一部を担う CFIA から政策・企画・調整課 (Policy, Planning and Coordination Directorate) またはその他の担当者が協議に参加する。また州・準州および連邦レベルの政府機関との協議もなされる。

② 戦略の実行

この段階では、選択されたリスク管理戦略を実行するための計画を開発し、それを実行する。また、戦略の有効性・影響等を評価するための指標が設定される。食品部は、政策実行の過程、必要に応じて連邦・州・準州それぞれのレベルの連携機関と共同で作業することになる。

戦略の実行プロセスでは政策チームによって「実行計画（implementation plan）」が作成される。

「実行計画」には、以下の情報が含まれる。

- ・政策実行の責任者
- ・政策実行の資源に関する要件
- ・フォローアップ計画
- ・有効性を評価するための指標
- ・法律上・立法上の要件
- ・担当者の訓練およびコミュニケーションのための計画

「実行計画」は、食品裁定委員会に提示される。これを受け、食品部はリスク管理戦略を実行する。実行プロセスの経過の詳細と計画の変更はすべて文書化される。ここでは、カナダ保健省の連邦・州・準州の連携機関に対する関与の他、利害関係者や問題の被害者などへの配慮がなされる。

③ 戦略の監視と評価

「戦略の監視と評価（Monitor and Evaluate the Strategy）」プロセスでは、実行されたリスク管理戦略の有効性についての評価がなされる。戦略が予想よりも効果的でなかつたり、新たに重要な情報を入手した場合、政策開発プロセスは修正される。このプロセスの具体的な内容および責任体系については、現在、協議中である。食品部では、政策執行者（CFIA および州・準州レベルの連携機関）と協議しながら、「業績測定および評価のアプローチ（Performance Measurement and Evaluation approaches）」を開発している段階である。

3. 食品安全のリスク評価とリスク管理の特徴

(1) カナダ保健省内でのリスク評価とリスク管理の分離

カナダの食品安全に関するリスク評価とリスク管理はカナダ保健省内で行われているが、科学チームと政策チームを設置し、科学チームがリスク評価を行い、政策チームがリスク管理の枠組みを提案するといったように、リスク管理とリスク評価の担当組織を分けている。

原則として、科学チームと政策チームとの間の交流は制限されており、科学的評価の独立性が確保されるように配慮されている。科学チームの会議に政策チームの座長が出席することが定められているものの、これは議論に参加するためではなく、必要に応じて質問に答えるためである。かつてカナダでは、科学的評価と政策が同じ文書の中で検討され、リスク評価とリスク管理が渾然一体となることが批判されていた³⁹。これを受け、科学的評価と政策決定を担当する組織が二つに分けられた経緯がある。カナダでは食品だけでなく、医薬品、医療機器等のリスク評価およびリスク管理についても同様のアプローチをとっている。

また、カナダ保健省内にリスク評価とリスク管理を担当する組織が設置されていることにより、不要な歩み寄りが起こってしまう可能性についても批判してきた。この批判に対するカナダ保健省の見解は次のようなものである⁴⁰。

- ・新興リスクの評価の過程では、多くの分野の専門家による知見が必要であり、リスク評価だけに携わっている者だけで適切なリスク評価を行うことはできない。
- ・一般に、問題に対処するまでの最適な専門家は、当該問題の責任者に近い場所にいる。
- ・多くの分野の知見が集まるカナダ保健省がリスク評価を担当するべきである。

(2) カナダ保健省による自発的なリスク評価

カナダ保健省では、外部からのリスク評価の要請を受けなくても、同省のリスク評価担当者が、有害事情が発生する前から自発的にリスク評価を行うことができる仕組みとなっている。カナダでは CFIA などの執行機関は食品安全についてのリスク評価をカナダ保健省に要請するが、これは有害事情が発生したケースである場合が多い。一方、カナダ保健省は公式な要請がなくても独自に政策開発プロセスを開始し、有害事情が発生する前に予防的なリスク評価を行うことができる。

³⁹ Health Canada, TSE Secretariatへのインタビューによる。

⁴⁰ 同上

カナダ保健省のリスク評価担当者は、公衆衛生について関与している連邦政府や州政府の公衆衛生当局との意見交換や有害事情の発生、WHO の勧告など様々なきっかけでリスク評価の対象を決定している。例えば BSE（牛海綿状脳症）については、カナダは英国から牛を輸入していたため、国内で BSE 感染牛が発見される前からリスク評価に着手している。

第3章 食品安全システムにおける省庁間連携体制

前述のように、カナダの食品安全システムは複数の省庁が関与しており、省庁間連携が重要な要素であるといえる。CFIA、カナダ保健省間の連邦省庁間の連携に加え、州・準州レベルの保健、農務当局も参画した、連邦一州・準州間の連携も全国的に整合性のとれた食品安全システムを推進する上で重要な役割を果たしている。

こうした多元的なメカニズムを円滑に運営するための仕組みが、省庁間および連邦一州・準州間に構築された各種の委員会等である。

本章では、CFIA とカナダ保健省の連携の観点から「カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会」および「研究所」を、州・準州を含めた食品安全に関わる、すべての公的組織間の連携の観点から「連邦・州・準州食品委員会」を、そしてカナダ農務・農産食品省と州・準州の連携の観点から「農業政策枠組み」についてその概要をまとめた。

1. カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会

「カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会 (Health Canada /Canadian Food Inspection Agency Committee on Food Safety and Nutrition)」は、連邦レベルにおける食品安全関連政策の戦略的な基本方針や全体的な方向性を示すこと目的として設けられている委員会である。カナダの食品安全システムは、原則として規制についてはカナダ保健省が、その執行については CFIA が担当しているため、特に両者の連携・協働による政策運営がきわめて重要となっている。

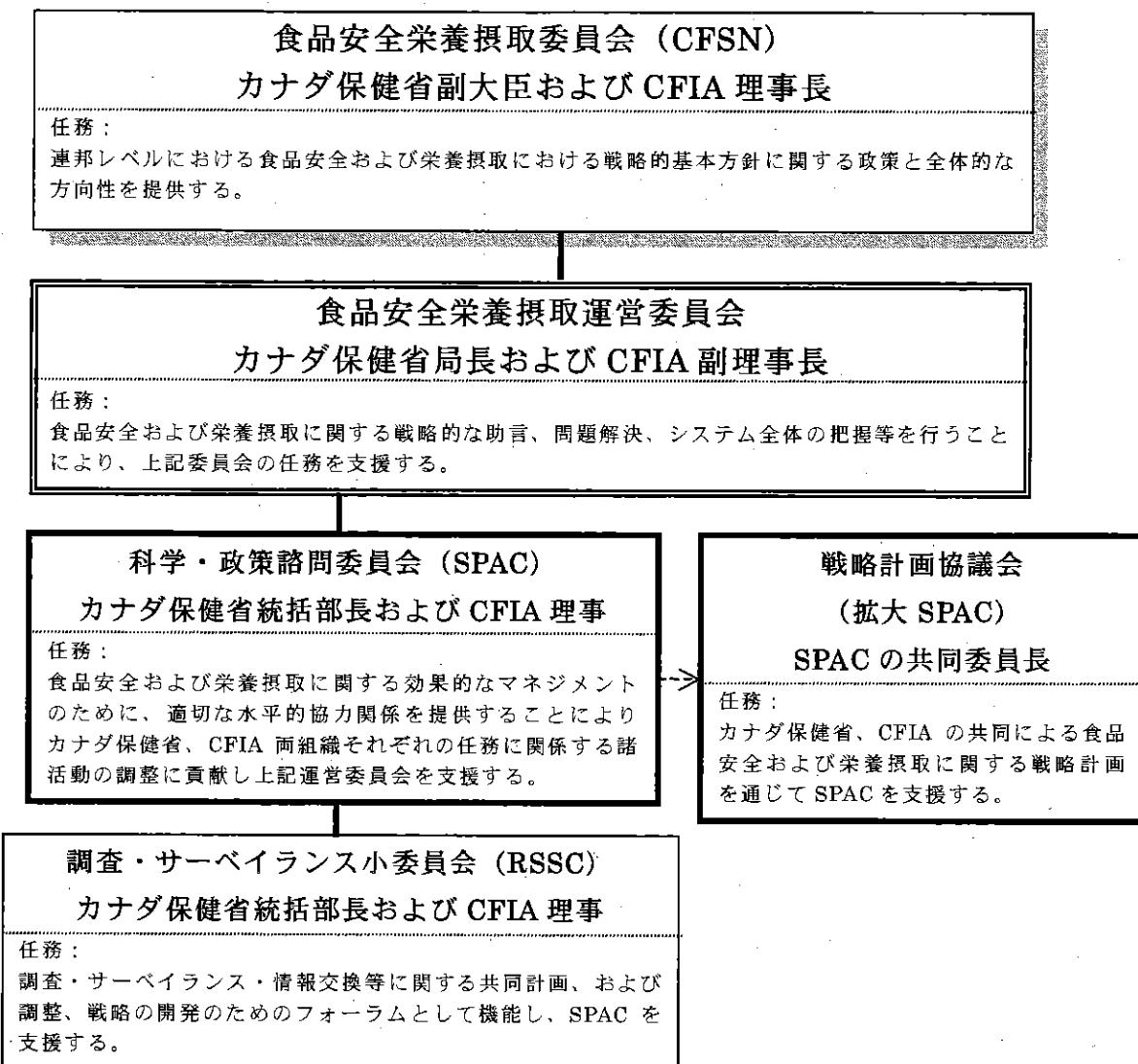
「カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会」は、その参加者や任務によって階層化され、3 つの委員会と 1 つの小委員会、1 つの協議会によって構成されている。委員会はカナダ保健副大臣と CFIA 理事長による共同委員長制となっており、事務局はカナダ保健省の省庁間連携担当室⁴¹が行っている。カナダ保健省および CFIA 両者の財源で運営されている。

これらの階層化された委員会や小委員会はそれぞれの所掌の範囲における意思決定権を持っているが、当然ながら、所掌の問題に関する意思決定であっても、その決定が他のセクションの意思決定に影響を与えると考えられる場合は、より上位の委員会すなわち、運営委員会や理事長レベルの委員会に意思決定権が委ねられる。

また、リスク評価の観点から、カナダ保健省と CFIA が共有する研究所の存在も重要な役割を果たしている。特に、BSE 発生以降、共有する研究所の意義は一層高まっている。

⁴¹ 省庁間連携担当室 (Interagency Program) は医療製品食品局、食品部、食品規制・国家間・省庁間担当課の下に設置されている。

図表 3- 1 カナダ保健省/CFIA 委員会の構成



図表 3- 2 カナダ保健省・CFIA 食品安全および栄養摂取に関する委員会基本原則

- 委員会の活動はカナダ国民の健康を改善し、保護することに貢献するものでなければならない。
- 委員会の活動は関連するすべての情報についての検討を通じた、論理的かつ正確な科学および証拠に基づいた分析によらねばならない。
- 公衆衛生の保護が主たる目的ではあるが、食品政策における勧告は、経済的またはその他の正当化される要因について適宜考慮されたものでなければならない。
- 委員会の活動はカナダ保健省および CFIA によって分掌されている責任範囲における意思決定を適切なタイミングで、また説明可能な形で主導するものでなければならぬ。

(1) 食品安全栄養摂取委員会

「食品安全栄養摂取委員会（CFSN ; Committee on Food Safety and Nutrition）」は、カナダ保健省副大臣および CFIA 理事長を共同委員長とした委員会であり、両機関の関与する範囲での食品安全システムの基本的な方向性や戦略を決定する意思決定機関としては、もっとも高次のものとなる。例えば、食品安全システムにおけるカナダ保健省と CFIA の責任分掌を規定する「覚書（MOU）」⁴²も、最終的には、この委員会の共同委員長によって承認されることになる。

本委員会は必ずしも定期的に開催される委員会ではなく、組織間の連携体制に大きく関わる重要決定事項等がある場合にのみ不定期に開催される。カナダ保健省副大臣と CFIA 理事長は、通常業務の一環として数か月に 1 回程度の非公式な打合せがあるため、本委員会を開催することはあまりない⁴³。

(2) 食品安全栄養摂取運営委員会

「食品安全栄養摂取運営委員会（Steering Committee on Food Safety and Nutrition）」は、上記のトップレベルの会議を補完する形で設けられており、食品安全システム全般に関して常にモニタリングする役目を担っており、優先的に議論すべき課題が発生していないか常時把握することが求められる。

共同委員長は、カナダ保健省側からは医療製品食品局の局長が、CFIA からはプログラム担当副理事長が担当している。これらの共同委員長は上記の食品安全栄養摂取委員会にも出席し、助言等を行っている。なお、本委員会には、下記の科学・政策諮問委員会の共同委員長も委員として参加する。

(3) 科学・政策諮問委員会

「科学・政策諮問委員会（SPAC ; Science and Policy Advisory Committee）」は、年に 3 回から 4 回程度必要に応じて会議が招集される。具体的な方針の多くはこの委員会で決定される。共同優先事項等について具体的に議論を行い、各種の関係機関との連携をもって方針が決定される。カナダ保健省と CFIA の関係においては最も実質的な意思決定を行う重要な機関のひとつである。

共同委員長はカナダ保健省側からは食品部統括部長が、CFIA 側からは理事が出席する。また、小委員会である「調査サーベイランス小委員会」の共同委員長が出席する他、議論される課題に応じて適切な人物が委員会に招集される。

⁴² Memorandum of Understanding between Health Canada and Canadian Food Inspection Agency

⁴³ 2004 年 2 月末のインタビューの段階で、前回の開催から既に 1 年以上が経過しているとのことであった。前回の会議では、連携のための委員会の構成変更を決定するために開催されている。（カナダ保健省省庁間連携担当室へのインタビューによる）

(4) 戦略計画協議会

「戦略計画協議会（SPAC-Extended ; Strategic Planning Council）」は、科学・政策諮問委員会を拡張したものであり、カナダ保健省と CFIA の食品安全および栄養摂取に関する共同戦略計画を策定するために年に 1 回開催される。カナダ保健省と CFIA の双方から 60 人程度のメンバーが参加し、食品安全に関わる幅広い立場での議論を行い、食品安全に関する戦略計画を策定する。

(5) 調査サーベイランス小委員会

「調査サーベイランス小委員会（RSSC ; Research and Surveillance Sub-Committee）」は、科学・政策諮問委員会と同様、カナダ保健省統括部長および CFIA 理事が共同委員長を務めており、情報システムや調査、リスク評価等に関する調整などが主な役割となっている。

図表 3-3 各委員会への委任事項

	食品安全栄養戻取委員会 (CFSN)	食品安全栄養戻取 運営委員会	科学・政策諮問委員会 (SPAC)	戦略計画協議会 (SPAC-EXTENDED)	調査サーベイランス 小委員会 (RSSC)
任務	連邦レベルにおける食品安全および栄養戻取に関する戦略的基本方針の施策と全体的な方向性を提示する。	食品安全および栄養戻取に関する戦略的な助言、問題解決、システム全体の把握等を行うことを委員会の任務を支援する。	食品安全および栄養戻取に関する効果的なマネジメントのため、適切な水準的協力関係を提供することによりカナダ保健省にCFIA両組織それぞれのコーディネートに貢献し左記運営委員会を支援する。	カナダ保健省、CFIAの共同による食品安全および栄養戻取に関する戦略計画を通じてSPACを支援する。	調査・サーベイランス・情報交換の分野においてSPACを通じて食品由来でない人畜共通感染症といつた力ナダ保健省・CFIAの共同所管の問題が議題となることもある。本作業部会に限定される機能としては、以下がある。 ・情報交換の仕組みの開発 ・調査および情報収集活動 ・情報蓄積（食品安全由来疾患連報書の収集、早期警戒システム）
活動内容	健康的な選択に関する消費者への情報提供やカードチーン等、食品安全に関する消費者への情報提供やカードチーン等、食品安全に関する幅広い問題を対象とする。	健康的な選択に関する消費者への情報提供や食品連鎖等、食品安全に関する幅広い問題を対象とする。	本委員会に限定される機能としては、以下がある。 ・連邦統一のアプローチの醸成 ・政策実施とその効果測定評価 ・新たな問題や対立に対する助言や戦略提言 ・情報交換と科学、政策、優先順位、コミュニケーションに関する調整	・本作業部会に限定される機能としては、以下がある。 ・発生している課題の認識 ・食品安全および栄養戻取における優先事項の認識 ・戦略計画の検討	必要な応じて食品由来でない人畜共通感染症といつた力ナダ保健省・CFIAの共同所管の問題が議題となることもある。本作業部会に限定される機能としては、以下がある。 ・情報交換の仕組みの開発 ・調査および情報収集活動 ・情報蓄積（食品安全由来疾患連報書の収集、早期警戒システム）
メンバー	共同委員長：カナダ保健省副大臣・CFIA理事長 その他の委員： 右記の運営委員会の共同委員長（医療製品食品局）、およびCFIA副理事長（プログラム局担当） である力ナダ保健省の局長（医療製品食品局）、およびCFIA副理事長（プログラム局担当） 必要に応じてその他の参加者も招集される。	共同委員長：カナダ保健省局長（医療製品食品局）、およびCFIA副理事長（プログラム局担当） その他の委員： 右記の諮問委員会の議長 必要に応じてその他の参加者も招集される。	共同委員長：カナダ保健省統括部長、およびCFIA理事 その他の委員： 調査・サーベイランス小委員会の共同委員長 必要に応じてその他の参加者も招集される。	共同委員長：科学・政策諮問委員会の共同委員長を務める力ナダ保健省統括部長、およびCFIA理事 その他の委員： 戦略計画を作成するにあたって適切と考えられる力ナダ保健省およびCFIA双方の参加者	共同委員長：カナダ保健省統括部長、およびCFIA理事または双方の代表者 その他の委員： 調査・サーベイランス小委員会の共同委員長 必要に応じてその他の参加者も招集される。
会議	両議長の要請により必要に応じて会議は開催されれるが、必ずしも対面による会議とは限らず、他の方法による会議の開催もある（電話会議等）。	概ね年2回の開催。必要に応じて両議長の招集による会議の開催もある。	概ね年3～4回の開催。必要に応じて両議長の招集による会議の開催もある。	年1回（戦略計画の策定）	概ね年3～4回の開催。必要に応じて両議長の招集による会議の開催もある。

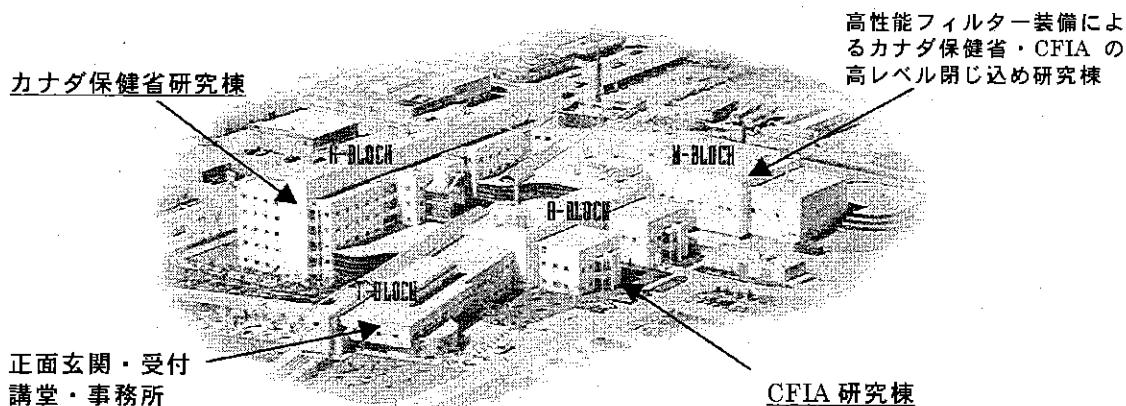
資料) http://www.hc-sc.gc.ca/food-aliment/fria-raiii/iap-pia/e_interagency_program.htmlより作成

(6) 研究所の共同運営

1999年6月11日にウィニペグに開設された「カナダ保健・動物衛生科学センター（Canadian Science Centre for Human and Animal Health）」はカナダ保健省とCFIAの共同運営による研究機関⁴⁴であり、人間の健康と動物の健康を同じ所内で研究している研究機関である。同研究所は、カナダ保健省側の研究所である「LCDC（Laboratory Centre for Disease Control、疾病管理研究センター）⁴⁵」と、CFIA側の研究所である「NCFAD（National Centre for Foreign Animal Disease、国立輸入動物疾病センター）」の2つの機関を同居させる形で設立された。

現在、人間の健康に影響があると思われる問題についての研究はカナダ保健省の研究センターにおいて実施され、それ以外の動植物の防疫の研究についてはCFIA管轄下のNCFADで実施されている。近年、BSEに代表されるように動植物における疾病の発生が、人間の健康や食品供給に影響を与え、経済活動に壊滅的な打撃を与えるリスクが認識される中、人間の健康に関する研究センターと動植物の防疫に関する研究センターが同一の所内にある点は研究上メリットがあると評価されている⁴⁶。

図表3-4 カナダ保健・動物衛生科学センター
(CSCHAH: Canadian Science Centre for Human and Animal Health)



資料) <http://www.hc-sc.gc.ca/pphb-dgspspn>

⁴⁴ 研究所はウィニペグ市の中心部にあるが、安全水準3のコンテインメントから排水がウィニペグ河に流出するという事件が過去に発生しており（当時は危険物質の取り扱いがなかった）、危機管理体制が問題となつた。開設当初は公共事業省が運営し、カナダ保健省とCFIAはテナントとして研究所を運営していたが、この事件を契機に国民の信頼を確保するためにリスク管理機関をカナダ保健省に一元化することとなつた。このため、しばしばカナダ保健省の研究機関として紹介されることがあるが、NCFADはCFIAの研究センターである。

⁴⁵ 現在は人口・公衆衛生局の研究所として紹介されており、LCDCの名称は使用されていない。

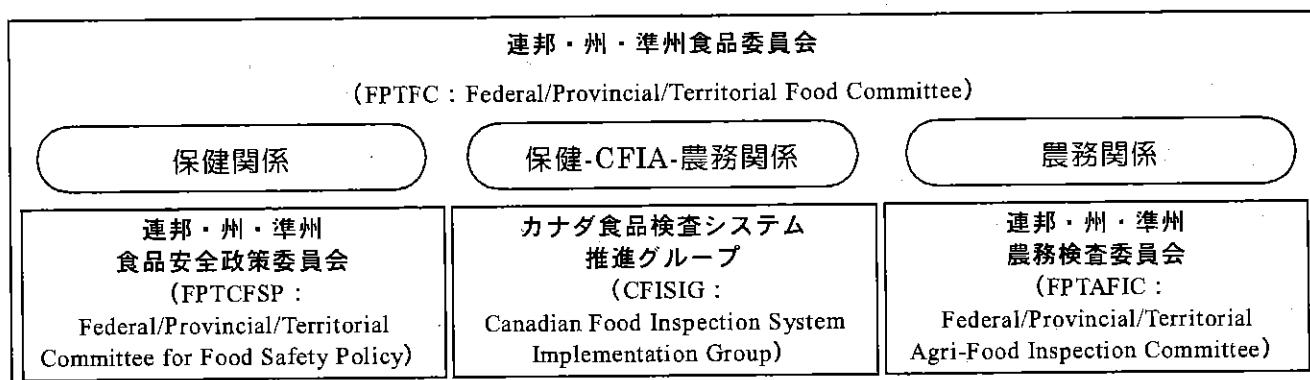
⁴⁶ この点についてはカナダ保健省・CFIA双方の職員へのヒアリング調査による。

2. 連邦・州・準州食品委員会

前述の委員会がカナダ保健省と CFIA といった連邦レベルの連携を推進するための委員会であったのに対して、「連邦・州・準州食品委員会 (FPTFC ; Federal/Provincial/Territorial Food Committee)」は、食品安全システムにおける州・準州政府と連邦レベルの連携を確保するための委員会である。

州政府・準州政府との関係では、3つの主要な委員会が設定されている。保健セクターを中心とした「連邦・州・準州食品安全政策委員会 (FPTCFSP)」、食品検査関係機関が中心となって構成される「カナダ食品検査システム推進グループ (CFISIG)」、農業セクターの検査業務をはじめとする技術関連の課題を扱う「連邦・州・準州農務検査委員会 (FPTAFIC)」である。これら3つの委員会は「連邦・州・準州食品委員会 (FPTFC)」と呼ばれる。

図表 3-5 連邦レベルと州・準州レベル間における連携



資料) 各委員会のホームページ等から作成

図表 3-6 各委員会の参加委員構成

	FPTCFSP 連邦・州・準州食品安全 政策委員会	CFISIG カナダ食品検査システム 推進グループ	FPTAFIC 連邦・州・準州農務検査 委員会
カナダ保健省	● (食品部統括部長 および省庁間連携担当室)	○ (食品部省庁間連携 担当室)	○ (食品部省庁間連携 担当室)
CFIA	○	● (数名が参加)	● (副理事長補) (科学評価局)
カナダ農務・農産食品省	—	—	○ (戦略政策局統合政策 システム部統括部長)
州・準州保健当局	● (各州の保健当局) (1名を議長選出)	● (各州の保健当局) (1名を議長選出)	—
州・準州農務当局	—	● (各州の農務当局) (1名を議長選出)	● (各州の農務局長クラ ス)
報告対象	連邦・州・準州のそれぞれ の保健当局大臣	連邦・州・準州それぞれ の農務・保健・水産関連 当局大臣に報告	連邦・州・準州それぞれ の農務当局大臣

資料) 各委員会のホームページ等から作成 (●=共同委員長 ○=参加機関)

複数の委員会が設定されているひとつの理由は、州政府レベルでは、食品安全の問題はしばしばカナダ保健省だけの管轄ではなく、農務当局も含む、複数の機関で分掌されていることが多いからである。

これらの委員会は通常、年に 2 回開催されるほか、必要に応じて会議が招集される。これらの委員会はカナダ全土の担当者が参加することから、可能な限り電話会議等を活用し、旅費の節減に努めている。また緊急時においては、これらの委員会のメンバーはキー・コンタクトリストとしての機能も果たし、必要な専門家や担当者への窓口として使われることもある⁴⁷。

(1) 連邦・州・準州食品安全政策委員会

「連邦・州・準州食品安全政策委員会 (FPTCFSP ; Federal/Provincial/Territorial Committee for Food Safety Policy)」は、基本的に保健の観点から全国的な食品安全基準の標準化や食品安全政策を立案することを目的としており、カナダ保健省食品部に対する諮問グループとして機能している。カナダ保健省の医療製品食品局長に対して報告義務を負っている。カナダ保健省の食品部統括部長は、州・準州政府の代表者とともに、FPTCFSP の共同委員長を務めている。

3 つの連邦・州・準州の委員会の中でも最もカナダ保健省を中心に構成されている委員会であり、事務局はカナダ保健省の省庁間連携担当室が運営し、経費もカナダ保健省が負担している。

カナダ保健省が政策を策定する際には、州・準州政府の諸施策との整合性を保持するための調整が必要であり、FPTCFSP は連邦と州・準州のそれぞれの所管を尊重しながら、一貫性のある、標準化された食品安全基準を構築するために活動している。

委員会では以下のような文書等を協議し、作成している。

- ・ 連邦/州/準州の食品安全関連立法
- ・ 食品安全政策問題に関する情報共有と協力についての FPTCFSP 手順書
- ・ 食品由来の疫病発生対応手順書
- ・ 食品貯蔵所における食品安全のためのモデルガイドライン
- ・ 食品小売/食品サービス制度のためのリスク分類モデル

⁴⁷ ここで「緊急時」は Food Safety Emergency の意味ではなく、通常の業務範囲で対応可能な許容範囲を越えている状況を指す。BSE 問題が発生した際は、緊急時としてこれらの委員会メンバーが臨時の対応窓口やアドバイザー機能を果たした。カナダ保健省の省庁間連携担当室の担当者は、平常時に開催されている委員会が、コミュニケーションを円滑にしていることを指摘し、緊急時の対応を円滑にしていると述べている（カナダ保健省でのインタビューから）。

(2) カナダ食品検査システム推進グループ

「カナダ食品検査システム推進グループ（CFISIG；Canadian Food Inspection System Implementation Group）」は、統合化された「カナダ食品検査システム（CFIS⁴⁸；Canadian Food Inspection System）」を推進するためにモデル規則と慣行規約を整備している、保健関連と農務関係双方の専門家が参加するグループである。1994 年に出された「カナダ食品検査システムに関する青写真」の内容を具体化するための政策や原則を策定するためのグループとして設立されている。

州法で定められる範囲の食品検査は、州政府の保健・農務関連の官庁が検査を実施しており、CFIA の地方支部は関与していない。一方、連邦レベルではカナダ保健省とカナダ農務・農産食品省は食品検査に関与せず、CFIA が一元的に担当している。このため、カナダ全土で統一的な食品検査の基準・水準を維持するためには、連邦レベルの検査機関である CFIA と州・準州の検査機関である保健・農務当局⁴⁹が連携する必要がある。

メンバーは、CFIA およびカナダ保健省から数名が出席し、これに加え、各州・準州からは保健当局および農務当局から 1 名ずつが委員として参加している。共同委員長は CFIA から 1 名、州・準州政府の保健当局から 1 名、同じく農務当局から 1 名の合計 3 名が任命されている。

当グループにおける議論は、食品検査に関して責任を負う連邦、州・準州の各大臣に結果が報告されている。カナダ保健省の食品部統括部長と省庁間連携担当室の部長補佐は、このグループで、カナダ保健省食品部の代表として参加している。事務局は、カナダ保健省と CFIA によって共同で運営されている。

⁴⁸ CFIS は Canadian Food Inspection Agency：CFIA と名称が似ているが、全く異なる概念である。CFIA はカナダ政府の独立機関であるが、CFIS はあくまで連邦政府機関（CFIA、カナダ保健省、カナダ農務・農産食品省）と州・準州のコーディネートを行う独立性の高い委員会である。詳細については次ページの囲み記事参照。

⁴⁹ ただし、州・準州レベルにおいても食肉検査法など法律で連邦法域に指定される領域の検査は CFIA の地方支部が検査を担当する。州・準州における検査は、州・準州の法域における検査に限定される。

カナダ食品検査システムの青写真 (Blueprint) の概要 (1994年)

1. ビジョンと目標

- ・ 高品質で安全な食品の供給
- ・ 検査基準の標準化
- ・ 費用対効果の高い検査システム
- ・ カナダの食品生産者による市場へのアクセスの強化
- ・ リスクを基本とした検査システム
- ・ 経済的不正からの保護

2. 基本原則

- ・ 製品の安全および品質、および消費者が判断を行う際に必要な情報を提供する責任に関する一義的な責任は産業界にある。
- ・ 消費者は食品に関する情報を提供される権利があり、また食品を適切に取り扱う義務がある。
- ・ 政府には以下の責任がある。
 - 科学的なリスク評価に基づいた健康と安全に関する基準を設定し、実行する。
 - 産業界によって提供される製品情報が正確かつ充分であることを確保する。
 - 消費者に対して保健衛生および安全に関する情報を提供する。
 - カナダ国民およびカナダの製造業者の利益を代表して国際的に活動する。
- ・ 設定・実行される品質基準は市場主導でもたらされるものであり、かつ国際的な適応に関しては慎重でなければならない。
- ・ 食品検査に対して配分される資源は効率的かつ効果的に運用されなければならず、その結果、格差や重複があつてはならない。
- ・ (検査) システムは国内的にも国際的にも産業界の競争力を支援するものでなければならない。
- ・ システムは開放的であり、状況に応じて反応し、融通のきくものでなければならない。
- ・ 基準は差し支えなければ、結果・業績に基づく。

3. システム統合

- ・ 全国的な基準の調和
 - 食品安全基準の調和
 - 結果に基づく、または可能であれば業績に基づくものとしてのプロセスと組織構造の標準型の調和
 - 研究所での実験および報告に関する標準的な手法
 - 製品表示の共通化：等級、配合物、詳細記述および正味数量など
- ・ 検査手法
 - より統一化された検査プログラムの手順と実施（教育、検査技法、検査頻度、サンプリング、ラボでの分析方法、研修プログラム、実施と報告）
- ・ システムの提供
 - 食品検査システムのすべてのパートを統合化すること。科学的なリスク評価に基づく検査システムを支援するための資源を増強すること。効率と効果の最適化を達成するための統合プロセスとして、継続的に費用対効果の評価を行う。

4. 大臣への勧告

- 調和が取れた全国的な標準を確立し、最終的には、共通の法的基盤を構築する。
- 合理化された単一の検査サービスの窓口を設定する。
- 検査プログラム、検査技法、検査頻度等の開発にあたってのリスク評価原則の適用。
- 食品検査活動における政府の役割の再定義、公共財、私的財の活用を通じた、安全関連プログラムの提供に対する選択肢の開発

資料) CFISIG のホームページより作成

(3) 連邦・州政府・準州政府農務検査委員会⁵⁰

「連邦・州政府・準州政府農務検査委員会（FPTAFIC；Federal/Provincial/Territorial Agri-Food Inspection Committee）」は、カナダ食品検査システム（CFIS）を推進することを基本としつつ、農産物検査に関する政策、すなわち「農場から食卓まで（From Farm to Table）」の農産物と動植物の健康に関する技術的な検査⁵¹とその実施に関する諸課題への対応を目的としている。委員会は 1989 年に、連邦・州・準州の農務大臣からの委任により設置された。より具体的には、農産物の検査、動植物の検疫体制とその基準を全国的に標準化することが任務となっている。

本委員会は、連邦・州・準州の合意に基づく内部調整の過程で生じる障壁に対処する責任があり、政策策定者に科学に基づいたアドバイス・情報を提供することによって、科学と政策の間にあるギャップを埋める役割も果たしている。

委員会のメンバーは各州・準州の農務当局から各 1 名が出席しており、通常は局長レベルが出席している。委員会の共同委員長は 2 名で担当され、連邦側からは CFIA の副理事長補（Associate Vice President）が、州・準州側からは、13 州の中から 1 名が選出される。また、本委員会は CFIA と農務関係者が中心となって構成されている委員会であるが、カナダ保健省食品部からは、省庁間連携担当室からのシニアアドバイザーが出席している。

⁵⁰ ここで記述は、主に以下のホームページおよびカナダ保健省省庁間連携担当室の職員へのインタビューによる。<http://www.fedprovsec.ca/>（カナダ農務・農産食品省管轄のホームページ）

⁵¹ CFIA も州・準州の農務当局とともに食品だけでなく、動植物の検疫も所管しているため、この委員会の対象は食品としての農産物に限定されない。

3. 農業政策枠組み

「農業政策枠組み (APF ; Agriculture Policy Framework)」は、正式には「21世紀に向けた連邦・州・準州における農業および農産物政策に関する枠組み合意 (Federal/Provincial/Territorial Framework on Agricultural and Agri-Food Policy for the Twenty-First Century)」と呼ばれ、ヌナブット準州を除く10州2準州の農務関連当局とカナダ農務・農産食品省の間で締結された農業政策に関する政策枠組みである。

「農業政策枠組み」は前述の政策のための省庁間連携や連邦・州・準州間の連携とは異なり、基金を設定し、それぞれの共通目標分野に対する財政支援を行い、各種プログラムの実施を通じて、特に農業生産者側の能力向上を支援することを目的としている。

枠組み合意の Part II-Section B では「食品安全と食品品質」の共通目標として、①危険因子への汚染を減少させることで人々の健康を保護すること、②カナダにおける食品の品質と安全性について消費者の安心感を高めること、③食品安全および食品品質の向上のための市場の要請に合致するように、あるいはその水準を超えるように生産者の能力を向上させること、④食品安全、食品品質の向上に関するシステムの採用を通じて付加価値のある機会を提供することなどを定めている。

具体的には、基金を使って、農業生産者に対する食品安全に関する研修プログラムを実施したり、あるいは品質管理の手法や食品安全に関するノウハウなどを供与している。また、州・準州については、州・準州政府内の食品安全サーベイランスシステムや保健サーベイランスシステムの強化、情報収集・提供システムなどを推進している⁵²。

■カナダにおける連邦・州・準州の連携■

連邦と州との会議は、カナダの政策運営上、欠かせないプロセスである。例えば1999年度においては、憲法、教育、漁業、野生動物、医療、老人問題などに関する、連邦と州・準州間での会議が年間102回開催された。こうした会議のための事務局機能として1973年に「カナダ政府間会議事務局 (Canadian Intergovernmental Conference Secretariat : CICS)」が設立され、連邦と州間の会議開催の事務局機能を果たしている⁵³。

⁵² Federal-Provincial-Territorial Framework Agreement on Agricultural and Agri-Food Policy for the Twenty Century の原文が以下で取得できる。

http://www.agr.gc.ca/cb/apf/index_e.php

⁵³ 加藤晋章「カナダ連邦政治－多様性と統一への模索」2002、東京大学出版会、p92。

第4章 カナダの食品安全における緊急事態対応体制

1. 食品安全緊急事態対応の位置づけ

(1) 緊急事態準備法と計画

カナダでは、1985年に施行された「緊急事態準備法（Emergency Preparedness Act）」に基づき、すべての政府機関が、それぞれの所管分野における緊急事態に対応するための「緊急事態準備計画（Emergency Preparedness Plan）」を策定することが求められている⁵⁴。ここでの政府機関とは、連邦政府だけではなく、州政府と準州政府も含まれる⁵⁵。

食品安全緊急事態およびその対応体制（Food Safety Emergency Response System）も、この緊急事態準備計画の一部として位置づけられている。したがって、カナダの食品安全緊急事態対応は、CFIAとカナダ保健省の独立した取組みではなく、緊急事態準備法に基づいた、連邦政府および州政府全体の緊急事態対応政策の一部として位置づけられている。

各連邦政府や州・準州政府が作成する計画を統括し、緊急事態発生時に全体のコーディネートを行うのが、「重大インフラ保護緊急事態準備局（CIPEP；Critical Infrastructure Protection and Emergency Preparedness）」である⁵⁶。重大インフラ保護緊急事態準備局は、対応すべき10の分野を設定しており、食品安全もそのひとつとなっている。ただし、重大インフラ保護緊急事態準備局は最終的な調整機能を担っており、緊急事態が発生した場合は、原則として、所管の政府機関が主導機関となって緊急事態に対応し、重大インフラ保護緊急事態準備局が直接対応することはない。例外的に重大インフラ保護緊急事態準備局が介入するのは、発生した緊急事態が平時の省庁間の合意や覚書に基づく政府機関の協力だけでは対応が困難な場合である。地震等の災害や戦争、テロリズム等、その被害が様々な分野に波及する場合は、当局が介入することもありうる。

図表4-1 重大インフラ保護緊急事態準備局の対応すべき10の分野

- | |
|---|
| ① エネルギーと公共ライフライン（電力、ガス・石油の輸送システム等） |
| ② 情報通信手段（通信、放送システム、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク等） |
| ③ 金融システム（銀行、証券等） |
| ④ 保健医療（医療機関、輸血施設、検査施設、医薬品等） |
| ⑤ 食品（安全、流通、農業および食品産業等） |
| ⑥ 水（飲料水、排水管理等） |
| ⑦ 交通（航空、鉄道、海運、陸運等） |
| ⑧ 安全性（化学、生物学、原子力安全、捜索・救助サービス、救急サービス、ダム等） |
| ⑨ 政府（主な政府機関、情報ネットワーク、資産等） |
| ⑩ 工業（軍事産業拠点、化学産業等） |

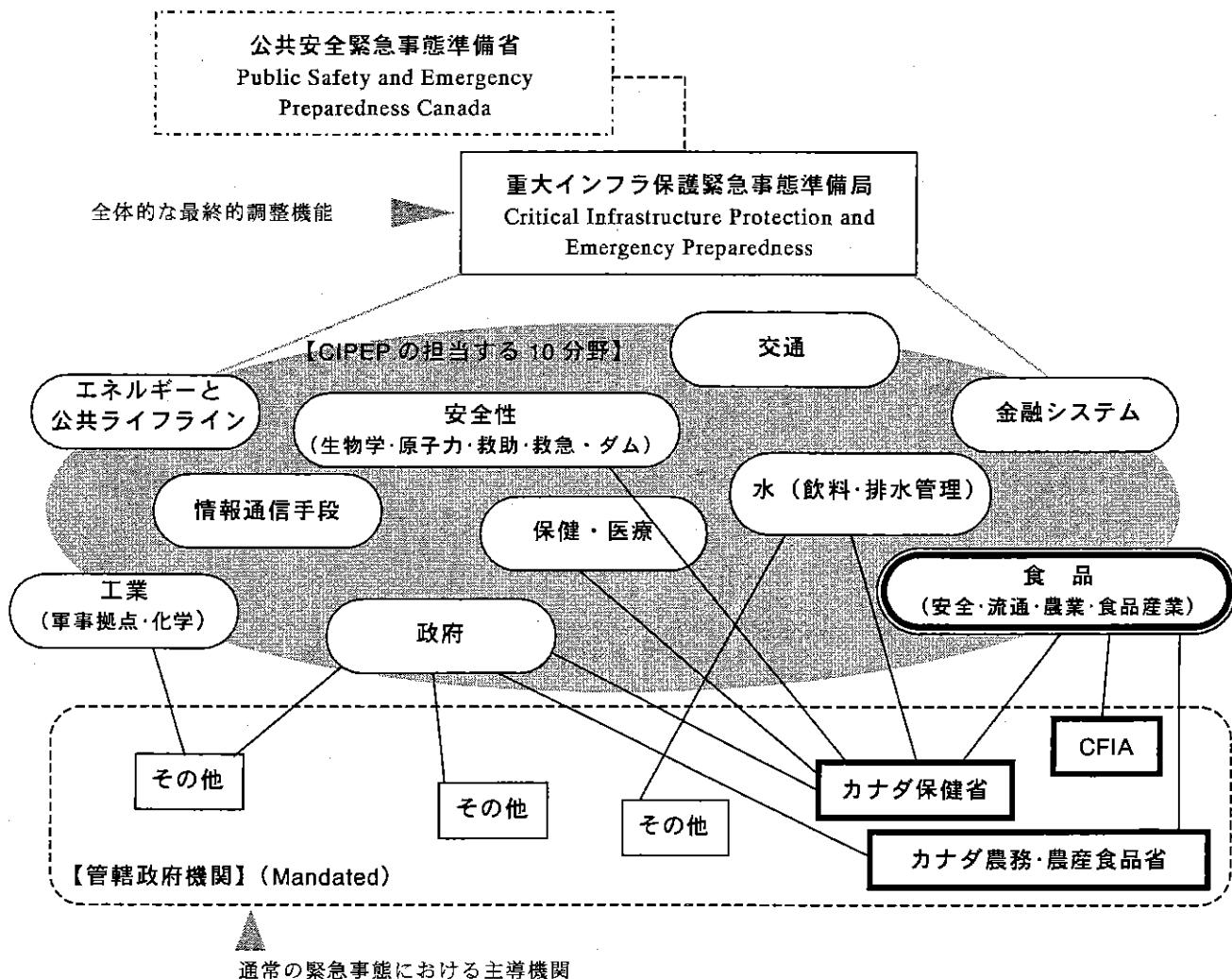
出典）重大インフラ保護緊急事態準備局のホームページより作成。

⁵⁴ Emergency Preparedness Act, Article 4.

⁵⁵ 州政府と連邦政府の法域が定められており、州の法域に対して連邦政府が介入することはないため、州内で発生する緊急事態に対する対応計画は州および準州の責任において作成されなければならない。

⁵⁶ 重大インフラ保護緊急事態準備局は2003年12月より公共安全緊急事態準備省（Public Safety and Emergency Preparedness Canada）のもとに再編された。

図表 4- 2 重大インフラ保護緊急事態準備局の担当分野と調整機能



(2) 食品安全における緊急事態対応の所管省庁

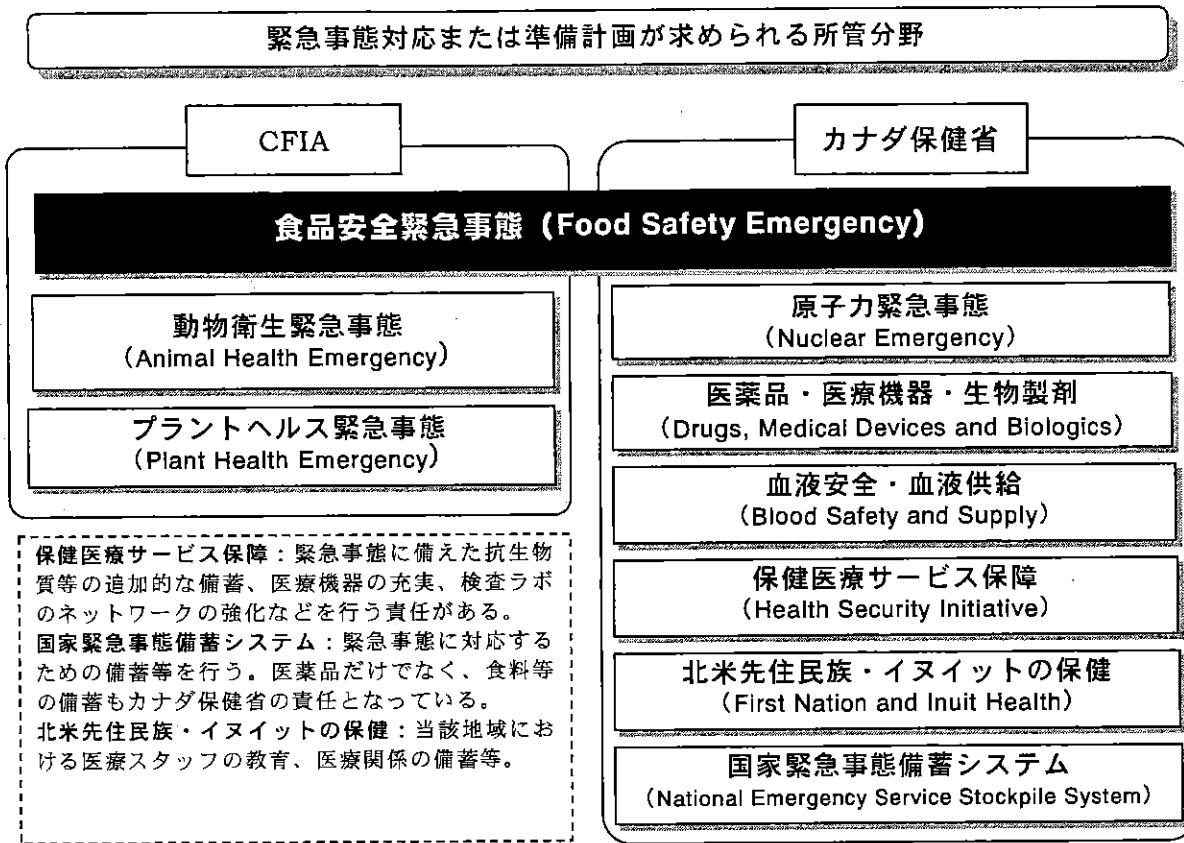
① 所管緊急事態対応の基本的な考え方

食品安全分野については、主に CFIA とカナダ保健省が、それぞれ緊急事態への対応計画を策定する責任を有している。

CFIA とカナダ保健省は、その管轄に基づき、次図に示されるような分野における緊急事態対応の責任を有しており、食品安全緊急事態については、共同で対応することとなっている⁵⁷。なお、食品安全以外の食品流通等に関する緊急事態については、CFIA とカナダ農務・農産食品省が共同で対応することとなっている。

⁵⁷ Memorandum of Understanding between Health Canada and the Canadian Food Inspection Agency

図表 4- 3 CFIA とカナダ保健省の所管分野



② 所管外緊急事態対応の基本的な考え方

洪水や地震、テロ、戦争、暴動といった、直接的には食品安全に関連がない場合（所管外の緊急事態＝Non-Mandated）であっても、食品産業や食製品等に影響を与えることが予測される場合は CFIA とカナダ農務・農産食品省が介入する可能性がある。また、それらの食品が人間の健康へ悪影響を与える可能性が考えられる場合はさらにカナダ保健省が対応責任を負うこととなる。

ただし、自然災害に対する対応は原則として地方自治体又は州の所管となっており、一義的には連邦政府の管轄ではないが、地方自治体が州に支援を求め、支援内容が州の能力を越えていると州が判断する場合は、連邦の機関に支援を求めることができる。

2. CFIA とカナダ保健省の連携による食品安全緊急事態対応

(1) 食品安全緊急事態の定義

CFIA とカナダ保健省との連携が必要になる「食品安全緊急事態」とは、「食品が関係し、あるいは食品が関係する可能性が潜在的にあり、人間の健康に対して高いリスクを孕みうるあらゆる状況⁵⁸」と定義されている。具体的には、食品安全緊急事態とは次のような状態を指している。

図表 4-4 食品安全緊急事態

- ・ 2つ以上の州・準州にまたがる食品由来の疫病の発生、あるいは重大な罹患あるいは大量死の原因となる、単独の州・準州内部に限られた食品由来の疫病の発生
- ・ 汚染製品の利用あるいは暴露により健康に重大で有害な結果や死亡の原因となる可能性
- ・ ニュースリリースが必要な食品回収
- ・ 確認された妨害行為、異物混入およびその脅迫といった事件
- ・ 食品供給の安全性を脅かす人為的災害あるいは自然災害

出典) "Appendix to Memorandum of Understanding between Health Canada and the Canadian Food Inspection Agency on Food Safety Emergency Response"

注意すべき点は、ここで定義は、CFIA とカナダ保健省が共同で連携して取り組む食品安全緊急事態を定義しており、州や準州内で発生し、州当局によってその対応が可能と考えられる食品安全上の緊急事態は含まれていないということである。

原則として連邦政府が関与する食品安全システムは連邦法域に規定される範囲を越えることはない。したがって州や準州法域の問題に CFIA とカナダ保健省は直接的に関与しない⁵⁹。連邦レベルの機関が州法域の問題に関与する可能性があるのは、州政府単独の資源では、問題の緩和が困難であると考えられる場合に限定される。

また、食品安全以外の食品・農業緊急事態については、緊急事態準備法の一環として、カナダ農務・農産食品省と CFIA が中心となる「食品・農業緊急事態対応システム(FAERS; Food and Agriculture Emergency Response System)」が策定されており、連邦政府間および州政府間の調整がはかられている。

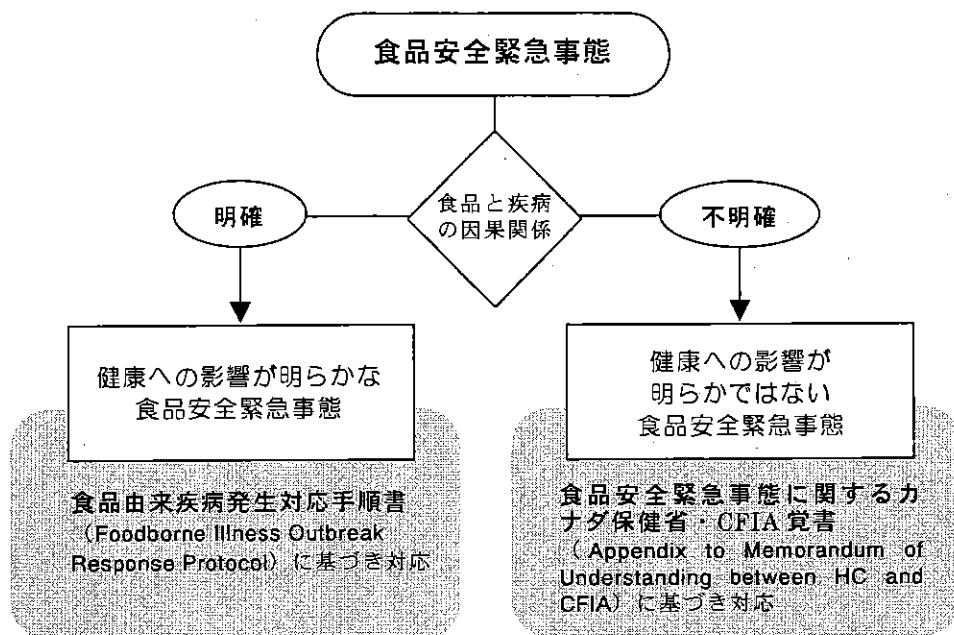
⁵⁸ Appendix to Memorandum of Understanding between Health Canada and the Canadian Food Inspection Agency on Food Safety Emergency Responseにおける定義

⁵⁹ 例えば、地方のパン屋のパンに問題がある場合や、特定のレストランでの食中毒、州内で生産・販売されているチョコレートバーが問題を起こした場合は州政府当局によって処理される。一方、州内で生産されているチョコレートバーであっても、他州で販売されている場合は連邦法の管轄となるため CFIA が関与することになる。

(2) 食品安全緊急事態への対応規定

カナダ保健省と CFIA が共同で取り組む食品安全緊急事態は、食品と疾病の因果関係の有無に応じて二つに分類される。一つは食品と疾病の関係が明らかになっている場合であり、「食品由来疾病発生対応手順書」に基づいて対応がなされる。一方、食品と疾病の関係性が必ずしも明らかではないが、関係している可能性が推定される場合は、「食品安全緊急事態に関するカナダ保健省・CFIA 覚書付属書」に基づいた対応がなされる⁶⁰。

図表 4-5 食品安全緊急事態への対応規定



① 食品由来疾病発生対応手順書

i) 手順書の位置づけ

「食品由来疾病発生対応手順書（以下、手順書）」は、食品を原因とする人間の疾病が発生した際の対応手順を定めたものであり、主として連邦政府（CFIA・カナダ保健省）と州・準州政府がどのように連携するかについて取り決めたものである。

この手順書は、CFIA の緊急事態対応マニュアルの中にも、特定の危険因子に対する具体的対応手順を定めた計画として位置づけられている。

⁶⁰ Appendix to Memorandum of Understanding between Health Canada and the Canadian Food Safety Inspection Agency on Food Safety Emergency Response, Section 3.

ii) 手順書作成の背景

この手順書は、CFIA およびカナダ保健省疾病管理研究センター⁶¹に対してカナダ会計検査院が発表した「食品に由来する疾病の発生に関するマネジメント」と題される監査報告書⁶²を契機として 1999 年 8 月 30 日に調印されたものである。

オンタリオ州を中心に 1997 年から 1999 年にかけて発生したシゲラ菌、1998 年のサルモネラ菌の発生と、相次いで食品由来の疾病が発生する中、カナダ会計検査院はカナダ保健省および州の保健当局、これに CFIA を加えた関係機関の連携不足があつたことを指摘した。

食品由来の疾病の場合は、疾病的リスク評価を行う必要があり、CFIA はカナダ保健省の協力を得て問題解決に取り組む必要がある。また通常、こうした食品関連の問題の一次的な把握機関は、各州の保健当局であることが多いため、連邦機関と州政府当局との連携方法を確立する必要があった。こうしたことの背景に、各関係機関の連携について規定する「食品由来疾病発生対応手順書」が作成された。

② 食品安全緊急事態におけるカナダ保健省・CFIA 覚書

「食品安全緊急事態に関するカナダ保健省・CFIA 覚書 (Memorandum of Understanding between HC and CFIA on Food Safety Emergency Response)」は、カナダ保健省と CFIA の間で食品安全緊急事態時における両機関の協力体制の確立を合意したものであり、保健副大臣と CFIA 理事長の間で締結されたものである。

この文書の付属書は、具体的な食品安全緊急事態時におけるカナダ保健省と CFIA の機能と責任について、人間の疾病に關係のある食品安全緊急事態と、關係がわからぬ場合の食品安全緊急事態について分類し、食品と疾病的關係があるものについては、カナダ保健省と CFIA の間で別途作成された「食品由来疾病発生対応手順書」によることが規定され、食品と疾病的關係が明らかでないものについては、覚書の付属書の規定に従うことと定めている。

(3) 食品安全緊急事態の対応

① 健康への影響が明らかな食品安全緊急事態の場合の対応

健康への影響が明らかな食品安全緊急事態におけるカナダ保健省と CFIA の対応は「食品由来疾病発生対応手順書」に規定されている。以下は、この手順書をもとに記述している。

⁶¹ 本報告書 p 38 ご参照。

(<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/1999/19990611e.shtml> を参照のこと)

⁶² Office of Auditor General (1999), Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons Chapter 15, Management of a Food-Borne Disease Outbreak.

i) 各関連機関の役割と責任

ア) 州・準州の役割と責任⁶³

地方保健当局⁶⁴は、州・準州法に基づき、当該領域内での疾病の発生を調査する責任がある。法律上の所掌は、州・準州が負っており、万一、発生が地域の境界に及ぶ場合、あるいは人間の健康に重大な影響がある場合には、調査における主導的な役割は、州あるいは準州の主任医監（Chief Medical Officer of Health）が負うことになる。州・準州の食品行政官も、その対応に参加することが求められている。

食品由来の疾病と関連する食品の供給源が確認された場合、主任医監は、州・準州の法に基づき、当該施設の「操業停止（to close for operation）」を強制する権限を有している⁶⁵。地方あるいは州・準州当局は、食品由来の疾病の発生に対応する際に、CFIA とカナダ保健省の支援を要請することもありうる。この場合は、問題が州法の範囲にある場合でも連邦政府機関が介入することが可能となる。

イ) CFIA の役割と責任⁶⁶

CFIA は 13 の連邦法を執行し、フードチェーンのすべての段階に対して規制を執行しており、食品だけでなく、安全な食品供給の源でもある種子、家畜飼料、肥料、植物および動物の検査も担当している。CFIA は、その規則遵守と実施活動とともに、食品安全調査と回収活動を通じて、食品由来の疾病的発生の検査と管理の業務を執行している。

CFIA 内には、食品由来の疾病的発生状態への食品安全対応において重要な役割を果たす 3 つのグループがある。

- 地域回収コーディネーター（ARCs ; Area Recall Coordinators）を含む検査スタッフが食品安全調査活動に関与する。地域回収コーディネーターはまた、地方および州・準州の食品由来の疾病的発生の際の通常の第一連絡先となっている。
- 食品安全回収事務局（OFSR ; Office of Food Safety Recall）は、全国的および国際的な食品由来疾病的発生の際の通常の第一連絡先であり、食品安全回収の意思決定の調整と一貫性に責任を負っている。
- 食品微生物および化学物質評価部（FMCE ; Division of Food Microbiology and Chemical Evaluation）は、適時に健康リスク評価を得るために、カナダ保健省との連携関係をとり、CFIA の他の職員に対して、科学的分析と指針を提供する責任を負っている。

⁶³ Foodborne Illness Outbreak Response Protocol, Section 6.1.

⁶⁴ ここで「地方」は州レベル未満の市町村レベルの自治体を指している。

⁶⁵ 操業停止となった施設は、当該問題が是正され、公衆衛生に対する更なるリスクがないと示された場合にのみ、操業を再開することが許される。

ウ) カナダ保健省の役割と責任⁶⁷

カナダ保健省は、カナダで販売されている食品の安全性と栄養摂取上の品質に関して施策と基準を策定し、食品安全に関する CFIA の活動の有効性を評価し、食品由来疾病の発生の調査と規制に対して貢献する責任を負っている。

カナダ保健省内では、明示的あるいは潜在的な食品由来疾病の発生に関連した問題についての第一連絡先は、「公衆衛生サーベイランス」と「人口・公衆衛生局感染症予防管理センター（CIDPC）」となる。

また、以下のカナダ保健省内の組織は、食品由来の疾病的調査に協力、支援する場合がある。

- 医療製品食品局内の食品部と獣医薬品部は CFIA に対して健康リスク評価を提供する責任を負っている。
- 害虫防除管理庁（PMRA ; Pest Management Regulatory Agency）は、要請があれば、害虫を含めた調査のために CFIA を支援する責任を負っている。
- 衛生環境および消費者安全局（Healthy Environment and Consumer Safety Branch）は、通常の乗り物（例えば船舶、飛行機、バス、列車）を介した食品由来の疾病的防止と規制の責任を負っている。
- 先住民およびイヌイット保健局（First Nations and Inuit Health Branch）は、先住民およびイヌイットと関連する調査に責任を負っている。

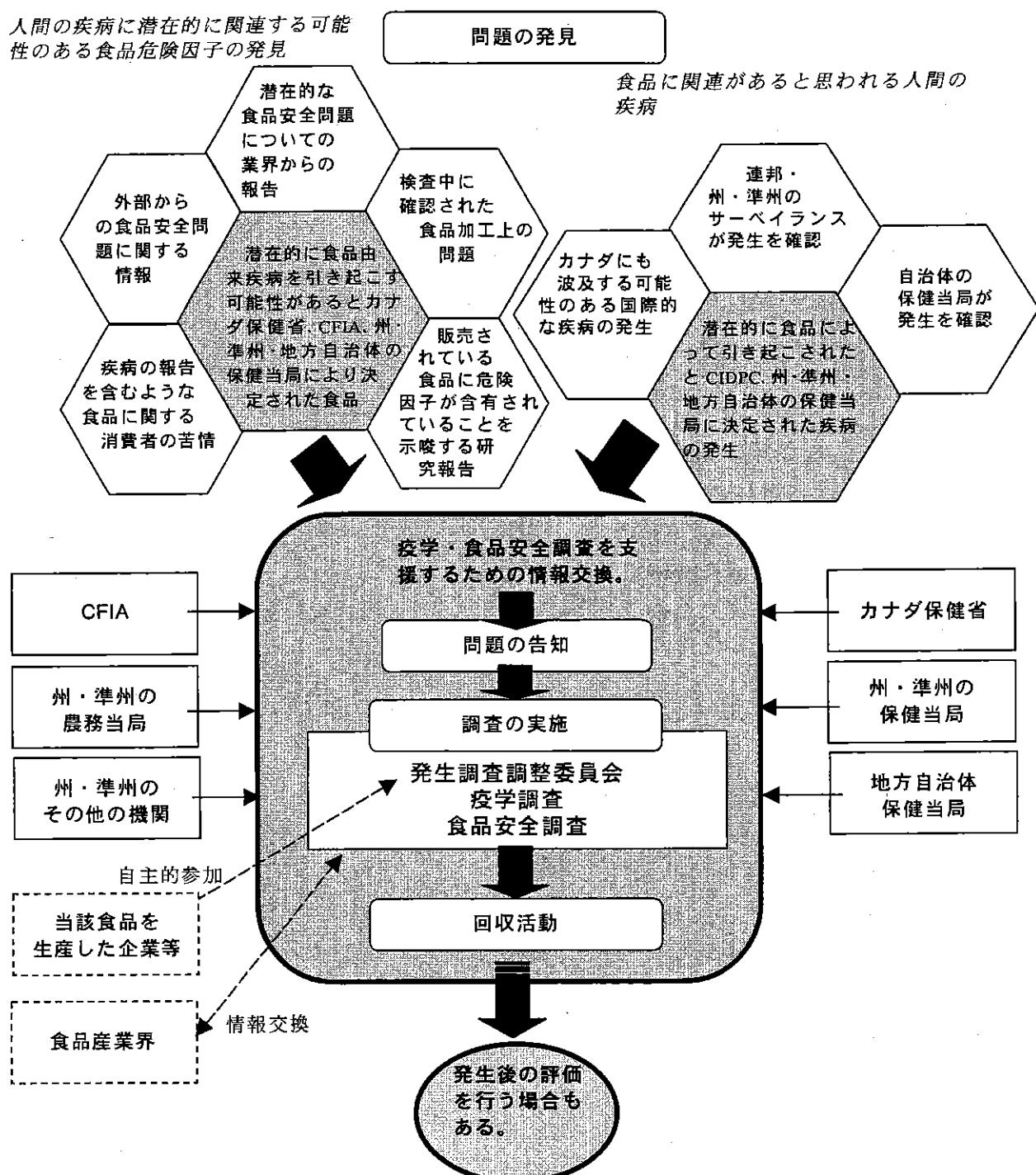
⁶⁶ Foodborne Illness Outbreak Response Protocol, Section6.2.2

⁶⁷ Foodborne Illness Outbreak Response Protocol, Section6.2.1

ii) 対応手順

健康への影響が明らかになっている食品安全緊急事態が発生した場合の対応手順の大きな流れは下図の通りである。

図表 4-6 健康への影響が明らかな場合の食品安全緊急事態対応手順



資料) Foodborne Illness Outbreak Response Protocol を改変して作成

注) CIDPC ; Centre for Infectious Disease Prevention and Control (感染症予防管理センター)

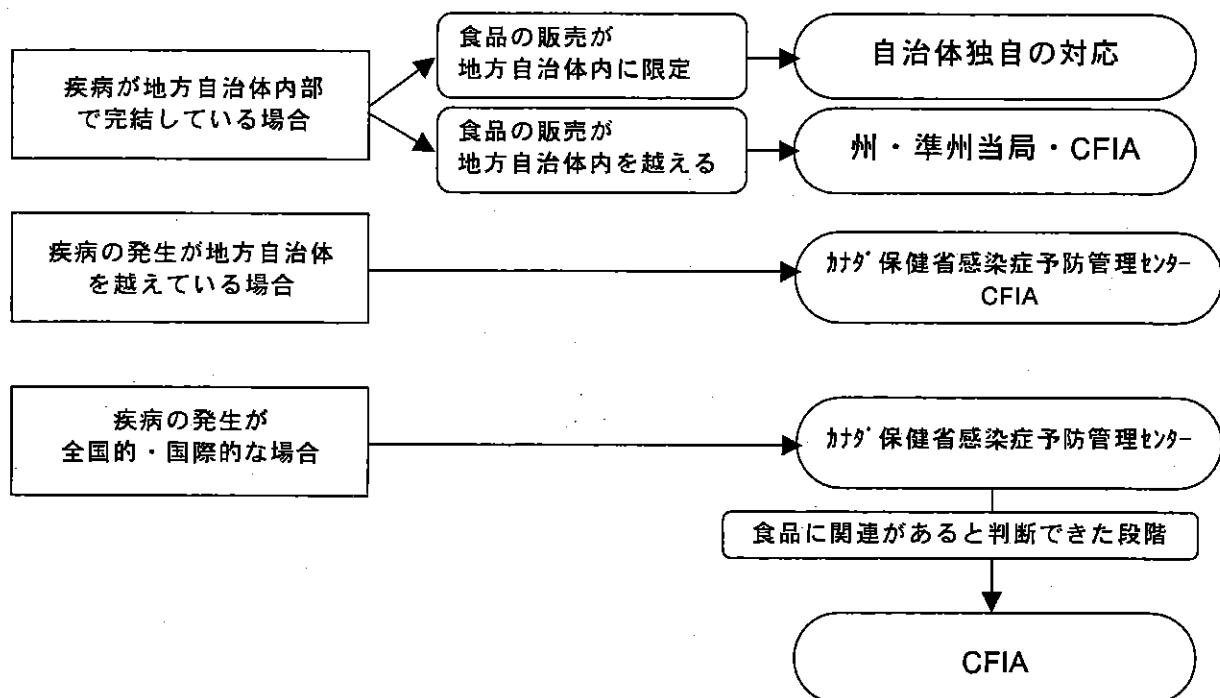
ア) 問題の発見 (Identification)

食品由来の疾病の発見として、二つのケースが想定されている。ある特定の食品に含まれる危険因子が発見され、その危険因子が健康を害する可能性があると考えられる場合と、逆に、特定の疾病が発見され、その原因が結果的に食品に起因していると思われる場合である。前ページの図の最上部は、それぞれのケースにおいて、どのような要因によって問題が発見され得るかを示したものである。

イ) 問題の通報 (Notification)

問題が確認されると、関係機関等に問題の所在を通報する⁶⁸。通報先は、当該問題の所掌となっている機関、また関連機関等となる。通報される機関については、それぞれの問題の規模によって次のように規定される。

図表 4- 7 問題の通報に関する手順



【問題の発生が地方の特定の範囲（地方自治体）に限定されている場合】

原則として地方自治体の内部に限定されて発生している食品由来の疾病の場合は、州または地方自治体の保健当局によって作成された発生対応手順書に基づいて報告、対応等を行う。ただし、地方自治体内部で発生した疾病であっても、同じ食品が他の地方自治体に輸送されていたり、販売、消費されている可能性がある場合は、地方自治体は、直ちに州・準州当局および CFIA に報告を行うことになっている⁶⁹。

⁶⁸ 報告については定型の書式がある。本報告書の参考資料 2 をご参照。

⁶⁹ 地域外に輸送されていない、または直接的に地域外で販売されていなくても、大規模な観光地やイベントが行われている場所などで販売されていた場合や事業主がインターネットを通じて販売を行っている場合は、製品は全国的に販売されているとみなされ、州・準州当局および CFIA への報告が求められる。

【問題の発生が地方自治体を越えている場合（州・準州の範囲に留まる場合）】

地方自治体内で発生した疾病が潜在的に州・準州の境を越えて広がっている可能性があると思われる州・準州当局は、直ちに CFIA およびカナダ保健省の感染症予防管理センターに報告を行う必要がある。

また、州・準州当局は、自らのサーベイランスを通じて疾病の発生が進行中であることが判明した段階で CFIA および感染症予防管理センターに報告することとなっている。

【問題の発生が全国的・または国際的な場合】

カナダ保健省感染症予防管理センターが、自らのサーベイランス、州・準州からの報告、または海外からの報告により、複数の所管機関が関わるような食品由来疾病が発生していると把握した場合、同様の問題が他の地域においても発生しているかどうかについて州単位または全国単位でサーベイランスを実施することとなる。

カナダ保健省感染症予防管理センターは、疾病が発生していると考えられる州・準州、または諸外国と連携しつつ、常に最新の情報を把握し、すべての州に対して、通達を発する。当該疾病が食品に関係あると判断された場合は、直ちに CFIA に報告が行われる。

【食品由來の危険因子が CFIA によって確認された場合】

ある食品が、疾病発生の潜在的な原因となっていると CFIA が判断した場合は、直ちに、カナダ保健省の感染症予防管理センターへ報告が行われる。

④) 調査の実施 (Investigation)

発生している問題の性質によって主導機関が確定し、関係すべき機関が決定すると、問題の因果関係等を分析するために各種の調査が実施される。

【発生調査 (Outbreak Investigation)】

疫学調査・食品安全調査の実施に関わる連邦・州・準州の機関の裁量で、「発生調査調整委員会 (OICC ; Outbreak Investigation Coordination Committee)」が設置されることがある。この委員会は、とりわけ調査が複雑になることが想定される場合、情報のギャップが大きい場合、疾病の状況が深刻な場合、当該食品の流通範囲が広範囲に渡る場合などにおいては、情報の共有と対応策の見直し、対応策の調整のための場となる。

【疫学調査 (Epidemiological Investigation)】

食品由來の疾病の発生が地方あるいは州・準州に限られるときは、疫学調査は、当該地域あるいは州・準州の公衆衛生関連の機関が担当する。ただし、疾病が複数の州・準州にまたがって発見されるか、2つ以上の州・準州で販売・消費された食

品によって疾病がもたらされた可能性がある場合は、連邦の管轄となるため、感染症予防管理センターが疫学的調査を担当することになる。

また、国際的な食品由来の疾病発生についても、感染症予防管理センターが主たる連絡窓口となる。

【食品安全調査⁷⁰ (Food Safety Investigation)】

食品安全調査は、問題発生が潜在的に食品に原因があるとされた場合、当該食品が疾病を引き起こす危険因子を含んでいるかどうかを確認するために実施される。本調査は、当該食品に特別かつ適切なリスク管理活動をとるのに必要な危険因子、製品流通経路およびその他の詳細を取り扱うことになる。

食品が州・準州当局の下で生産されるか、あるいは CFIA が州・準州と取り交わした覚書に州・準州の検査責任が取り決められている場合は、その州・準州当局が食品安全調査を行うことになるが、状況によっては、州・準州政府から CFIA に支援を要請することもある。

一方、問題となっている食品が輸入されたものであるか、州間で輸送されたものであるか、CFIA に登録または認可されている施設で製造されたものである場合は、CFIA の管轄となるため、CFIA が食品安全調査を実施する。

I) 食品回収 (Recall Activity)

調査の結果、食品由来疾病の可能性が確定した場合は、食品回収に代表されるリスク管理が執行される。食品の回収執行責任は、CFIA と州・準州当局との共同であるか、あるいは CFIA と州・準州政府間で締結されている覚書に従って執行される。

iii) 産業界との情報交換

疫学調査および食品安全調査が実施されている間、対象となっている企業はもとより、関連する産業界全体に対しても充分に情報を提供することが求められる。また、問題となっている企業は、発生調査に積極的に参加することが求められる。こうした情報の窓口は、連邦検査システム下において操業する製造加工業者については CFIA が窓口となり、州・準州の法域で操業する事業所については州・準州政府または地方自治体の関連部局が窓口となる。

連邦、州、地方自治体の検査機関は、発生原因に関する正確な情報を、食品関連事業所から可能な限り収集することが必要となる。対象となる情報は、従業員の疾病記録や企業が実施している食品テストの結果、正確な HACCP の食品加工記録、製品の販

⁷⁰ 食品安全調査の過程でテログループ等からの警告や情報があった場合、またはその疑いがあった場合は地方当局は犯罪調査および法執行機関に責任をもつ機関に通報し、それらの機関と協働で食品安全調査を行うことが義務づけられている。テロリズムへの対応については「カナダにおけるテロリズム対応の仕組み (Counter-Terrorism Arrangements in Canada)」が作成されている。

路の記録などである。検査機関が収集した事業所の情報は、連邦、州、地方自治体の適切な機関の間で共有される。

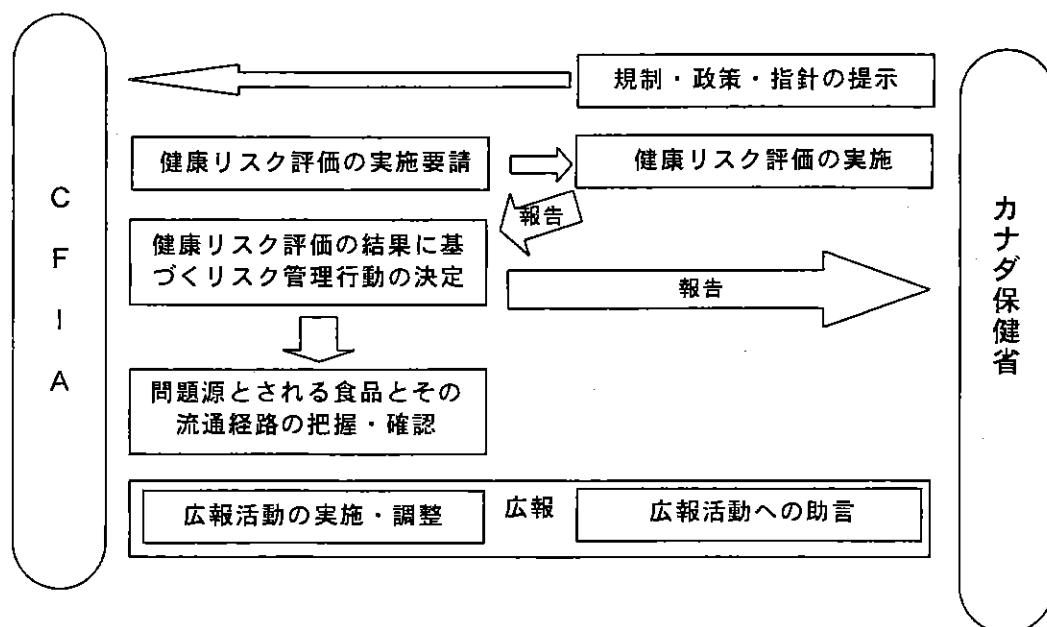
② 健康への具体的な影響が明らかではない食品安全緊急事態の場合の対応

健康への具体的な影響が明らかではない食品安全緊急事態（Food Safety Emergency with No Known Human Illness）における CFIA とカナダ保健省の対応は「食品安全緊急事態に関するカナダ保健省・CFIA 覚書付属書」によって規定されている。

原因と結果の関係が十分に確立していない時点においても、健康リスクが存在しうるという科学的根拠がある限り、CFIA とカナダ保健省は、適切に公衆衛生へのリスクを軽減するための手段を講じるよう共同して作業することが求められる。ただし、これらの手段は暫定的なものとみなされ、新しい情報を受けて見直しが行われる。また、CFIA とカナダ保健省は、共同して主たる食品安全緊急事態の対応の見直しと評価を行っている。

当該の健康懸念に関して基準・指針が存在しない場合、あるいは既存の基準・指針が当該の健康懸念に対する適切な対応策や予防策を提供しないと考えられる場合、カナダ保健省は、健康リスク評価（HRA；Health Risk Assessment）を行う責任がある。しかし、CFIA は、特定のカナダ保健省の指針あるいは基準のない事項については、公衆衛生リスクを軽減するために、食品医薬品法第 4 条「食用に適さない食品の販売の禁止条項」により、予防的行為をとることが可能となっている。CFIA は、カナダ保健省に助言し、同省に対して健康リスクの確認のためのリスク評価を要請する責務を負っている。

図表 4-8 健康への具体的な影響が明らかではない食品安全緊急事態対応



i) CFIA の役割

健康への具体的な影響が明らかでない食品安全緊急事態においては、CFIA は次のような役割を負っている。

○カナダ保健省食品部へのリスク評価要請

以下の場合において、CFIA はカナダ保健省食品部にリスク評価を要請する。

- a) 「健康保護局⁷¹微生物学的観点による食品安全に関する基準とガイドライン (Health Protection Branch Standards and Guideline for the Microbiological Safety of Foods)」に関する解釈概要通知 (Interpretive Summary) や微生物学的有害物質課からの政策勧告において示されていないすべての微生物学的問題
- b) 化学的安全課によってアレルゲンに関して指導が発せられた場合
- c) カナダ保健省の指導・基準あるいは規則によって扱われていない、あらゆる化学的あるいは栄養摂取関連の問題が生じている場合
- d) 施策・基準あるいは指針に関して更なる助言が必要な場合

○害虫防除管理庁 (PMRA)へのリスク評価要請

害虫防除管理庁の基準あるいは指導によって扱われていない害虫駆除製品⁷²について、リスク評価を要請する。

○リスク管理行動の報告

リスク評価の結果を考慮し、実施されたリスク管理行動をカナダ保健省に報告する。

○分析面での支援

食品安全緊急事態対応のすべての調査に分析的支援を提供する。

○問題源とされる食品とその流通経路の確定のための調査

示唆された問題源とされる食品とその流通経路を確定するために調査を主導する。

○関係当局との調整

他の関係当局（国際機関、連邦機関、州・準州機関）との調整、協議およびコミュニケーションを確保する。

○広報の調整

問題とされる食品に関する広報活動を実施し調整する。

ii) カナダ保健省の役割

健康への具体的な影響が明らかでない食品安全緊急事態においては、カナダ保健省は次のような役割を負っている。

○CFIA に対する基準・施策・指針の提示

食品安全に関するあらゆる基準、政策および指針を CFIA に提供する。

⁷¹ マニュアルが作成された当時は医療製品食品局は健康保護局と呼ばれていた。

⁷² Pest Control Products : 主に農薬・殺虫剤が想定される。

○健康リスク評価の実施

CFIA の要求に基づき、健康リスク評価を行い、文書で以下の情報を提供する。

- a) 懸念される危険因子、健康への悪影響要因、およびリスクのある住民又は小集団
- b) 前項に基づいたリスク予測および、汚染情報（可能であれば）
- c) 健康への悪影響に関する適切な行動方針についての助言

○CFIA に対する広報に関する助言

問題とされる食品の健康リスクに関する広報のあり方について助言を行う。

○CFIA に対する分析面での支援

要請を受けた場合、CFIA に対する分析面での支援を行う。

3. CFIAにおける緊急事態対応

前節では、CFIAの主要業務の一つである食品安全分野における緊急事態対応について、特にカナダ保健省との連携関係を中心に整理した。ここでは、CFIAが所管する業務全般に関わる緊急事態対応の枠組みについて、その概要を整理している。したがって、食品安全緊急事態対応を含む、より広範囲な危機管理について触れたものとなっている。

(1) CFIAに関わる緊急事態計画

CFIAでは、先述した「緊急事態準備法」の第7条「大臣の一般的な権限に関する条項」に基づき、食品安全の他、動物衛生、植物防疫およびその他のCFIAの施策に関わる緊急事態への準備および対応について責任を負っている。CFIAに関わりのある緊急事態計画については、次ページの図表にまとめている。

法律および連邦計画としては、「緊急事態準備法」「緊急事態法」「連邦緊急事態計画」「国家支援計画」がある。CFIAが関係する連邦・州間調整の緊急事態計画としては、「食品・農業緊急事態対応システム(FAERS)」と「輸入動物疾病撲滅支援計画(FADES)」がある。

「CFIA緊急時対応計画」における「①基本計画」は「CFIA緊急事態ブック(The CFIA Emergency Book)」にまとめられている。CFIAの緊急事態対応に関する下位計画の根拠はこの基本計画にあり、下位計画は基本計画で規定される原理・原則に従わなくてはならないこととなっている。

次に、「②機能計画」であるが、これは、食品安全、動物衛生、植物防疫の3つのCFIAの業務分野ごとに策定されており、それぞれ、「食品緊急事態対応マニュアル」、「輸入動物疾病手順マニュアル」、「植物病虫害緊急時対応プログラム」にまとめられている。このうち、「食品緊急事態対応マニュアル」は、食品安全緊急事態においてCFIAが主導する「食品安全調査」および「食品回収」の枠組みを規定している。

「③危険因子特定計画」では、緊急事態の危険因子ごとの対応計画を規定している。食品由来の疾病が発生した際の、連邦政府(カナダ保健省・CFIA)と州および準州政府の連携・対応の手順を定めた「食品由来疾病発生対応手順書」は、この「危険因子特定計画」に位置づけられる。

「④手順書」では、緊急事態対応における具体的な手順書として、「動物死骸処理手順書」、「植物病虫害サーベイランスおよびモニタリング手順書」、「食品安全調査および回収手順書」などが定められている。

図表 4-9 CFIA に関わりがある緊急事態計画

法律および連邦計画 (Legislation and Federal Policies)	緊急事態準備法 (Emergency Preparedness Act)	
	緊急事態法 (Emergency Act)	
	連邦緊急事態計画 (Federal Policy for Emergencies)	
	国家支援計画 (National Support Plan)	
連邦・州間調整 (Federal - Provincial Arrangements)	食品・農業緊急事態対応システム (FAERS) (Food and Agriculture Emergency Response System)	
	輸入動物疾病撲滅支援計画 (FADES) (Foreign Animal Disease Eradication Support Plan)	
CFIA 緊急時対応計画 (CFIA Emergency Plans)	① 基本計画 (Basic Plan)	CFIA 緊急事態対応枠組み (CFIA Emergency Management Framework)
	② 機能計画 (Functional Plans)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品緊急事態対応マニュアル (Food Emergency Response Manual) ・輸入動物疾病手順マニュアル (Foreign Animal Disease Manual of Procedures) ・植物病虫害緊急事態対応プログラム (Plant Pest Emergency Response Program)
	③ 危険因子特定計画 (Hazard Specific Plans)	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品由来疾病発生対応手順書 ・口蹄疫抑制戦略 (Foot-and-Mouth Disease (FMD) Control Strategy) ・ツヤハダゴマダラカミキリ駆除計画 (Asian Longhorned Beetle (ALHB) Eradication Plan) ・大腸菌 O-157 対策 (E coli O-157) /等
	④ 手順書 (Procedures)	<p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物死骸処理手順 (Animal Carcass Disposal Procedure) ・植物病虫害サーベイランスおよびモニタリング手順 (Plant Pest Surveillance and Monitoring Procedure) ・食品安全調査および回収手順 (Food Safety Investigation and Recall Procedures) <p>/等</p>

出典) The CFIA Emergency Book

(2) 「CFIA 緊急事態ブック」の概要

① 作成の背景

「緊急事態準備法」第 7 条「大臣の一般的な権限に関する条項」に基づき、CFIA は食品安全、動物衛生、植物防疫およびその他の CFIA の施策に関わる緊急事態への準備および対応を管轄している。このため、1998 年 1 月に「CFIA プログラム・オペレーション委員会 (the CFIA Program/Operations Committee)」では、CFIA における危機管理の枠組みを策定するための専門委員会の発足を承認した。その後、1999 年 4 月、同専門委員会は CFIA の危機管理の枠組みを完成し、CFIA の「統合管理委員会 (the Integrated Management Committee)」にその内容を提出した。1999 年以降、この枠組みは実際の緊急事態の発生や緊急事態のシミュレーション結果を受けていくつかの修正が加えられているが、これをもとに「CFIA 緊急事態ブック (The CFIA Emergency Book)」が作成された。

「CFIA 緊急事態ブック」の第 1 版は 2002 年 5 月に作成されたものである。「CFIA 緊急事態ブック」の管理責任は、CFIA の「連携・準備・政策調整部 (Liaison, Preparedness and Policy Coordination Directorate)」の「危機管理課 (Office of Emergency Management)」が負っている。この「CFIA 緊急事態ブック」の内容は必要に応じて隨時修正が加えられる。

② 法的根拠

「CFIA 緊急事態ブック」の法的根拠は緊急事態準備法第 5 条「緊急事態計画に関する条項」、および第 7 条「大臣の一般的な権限に関する条項」にある。

③ 対象と範囲

「CFIA 緊急事態ブック」は、主として CFIA 内の危機管理担当職員が活用することを前提に作成されている。これは厳密に言えば「手引書」であり、記載されている勧告は必ずしも適用しなければいけないものではない。「CFIA 緊急事態ブック」は CFIA の緊急事態対応の権限を網羅するものではなく、むしろその他のマニュアル、計画、手順書との併用を前提に構成されている。

カナダ連邦政府の危機管理政策の階層構造の中では、「CFIA 緊急事態ブック」は重大インフラ保護緊急事態準備局が調整する連邦政府レベルの緊急事態関連の施策・ガイドラインと CFIA の「機能計画」や「危険因子特定計画」との間をつなぐものとして位置づけられている。したがって、「CFIA 緊急事態ブック」は CFIA のその他の施策に関連する計画や手順書にとって代わるものではないとされている。

④ 目的

「CFIA 緊急事態ブック」の目的は次のとおりである。

- ・機関内外からの照会のために、CFIA の危機管理の基本的事項（概念、構造、組織、運営）を規定すること。
- ・CFIA が説明責任を負う緊急事態の性質を記載すること。また、緊急事態への準備・対応の上での CFIA とその他の政府機関との関係を記載すること。
- ・CFIA における危機管理に関する職員研修のための参考資料を提供すること。
- ・危機管理の上での各部署および個人の役割と責任を規定すること。
- ・非常事態宣言がなされた場合の迅速な行動のための手順の概要を示すこと。
- ・CFIA の機能計画策定の根拠を提供すること。

⑤ 内容

CFIA 緊急事態ブックは次の内容について記述したものである。

- ・CFIA 緊急事態ブックの概要・位置づけ
- ・緊急事態・危機管理についての一般的情報
- ・緊急事態における CFIA の役割・権限とその根拠
- ・CFIA が関与する緊急事態の種類
- ・危機管理の要素（予防、準備、対応、復旧）
- ・緊急事態における CFIA 内の各部署の責任体系
- ・CFIA の緊急事態対応の手順
- ・CFIA 内の緊急事態対応チームの構成および義務
- ・状況報告のガイドライン
- ・管理・業務上の必要事項（対策本部の設置のための条件等）
- ・CFIA の緊急事態における機能計画および実行計画
- ・緊急事態におけるコミュニケーションの原則および必要事項のチェックリスト

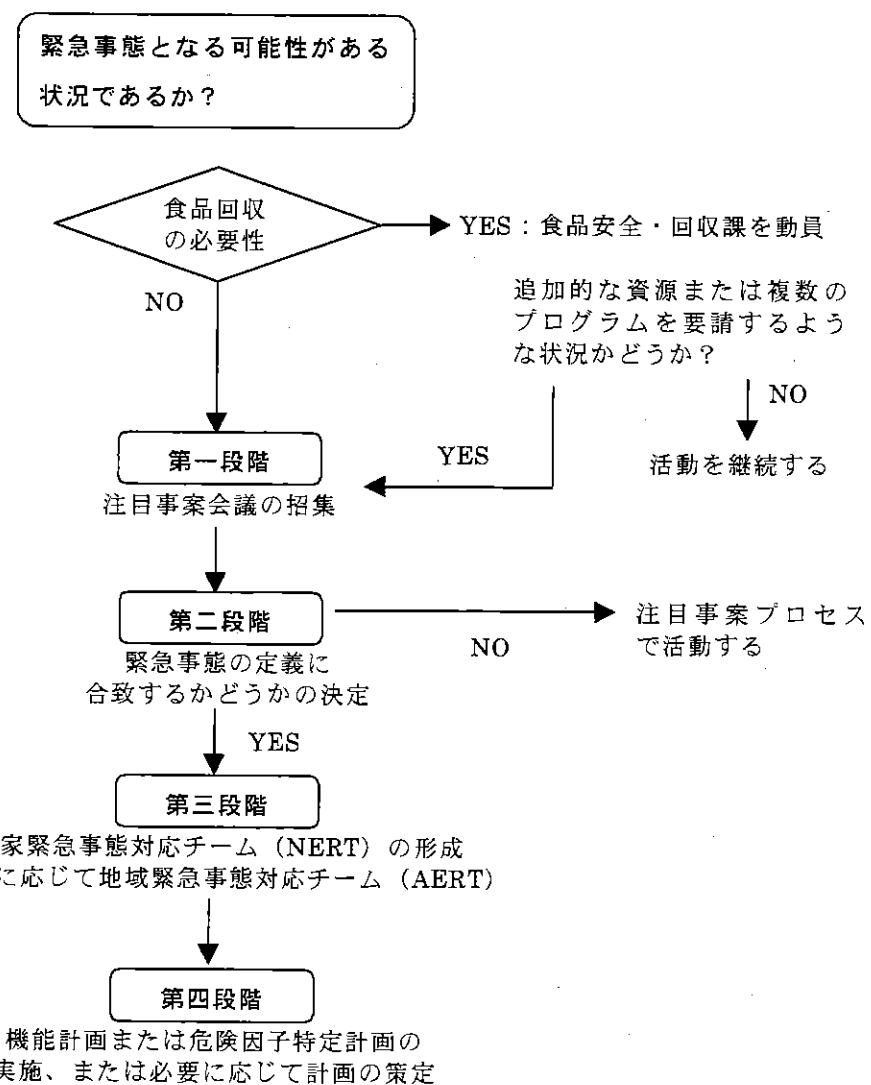
(3) CFIA の緊急事態対応への基本的なプロセス

潜在的に緊急事態となる可能性がある状況に対して、CFIA がどのように対応するかについては、CFIA の「CFIA 緊急事態ブック」に「緊急事態対応における 4 つのステップ (Four steps to Emergency Response)」として明記されている。

第一段階では、潜在的に緊急事態となる可能性のある状況であるか識別を行うため、「注目事案会議 (HVI Meeting ; High Visibility Issue Meeting)」が招集される。第二段階では、状況が緊急事態の定義に一致すると考えられ、注目事案会議の参加者が必要と認める場合に「オペレーション局」または「プログラム局」の副理事長が緊急事態の宣言を行う。第三段階では、緊急事態の宣言に基づき、「緊急事態対応チーム」を設置する。第四段階

では緊急事態対応チームが「機能的計画」を実施するか、必要に応じてその場に適合した計画または手順書を作成する。

図表 4-10 CFIA における緊急事態対応への基本的なプロセス



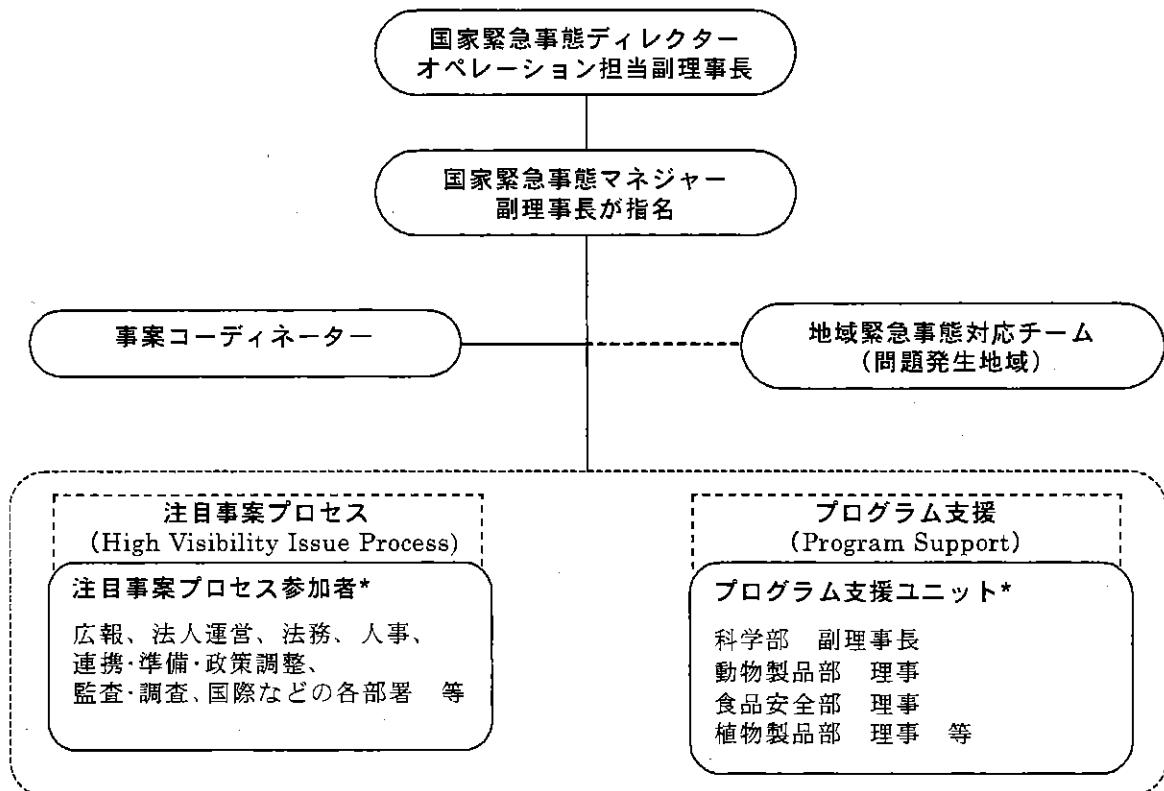
出典) The CFIA Emergency Book, Section 7

① 緊急事態対応チーム

i) 国家緊急事態対応チーム

「国家緊急事態対応チーム（NERT ; National Emergency Response Team）」の役割は、全国レベルの緊急事態に対して適切な解決策を提供することを目的としている。このチームでは、機能計画（食品安全・動物衛生・植物防疫）および危険因子特定緊急事態計画を実施することができる。また、計画が想定していないような状況が発生した場合は、必要な手続きや施策を適切な部局と連携して作成することとなる。

図表 4- 11 緊急事態対応チームの指揮系統



*参加者は事案によって異なる。

出典) The CFIA Emergency Book, Section 7

ア) 国家緊急事態ディレクター

「国家緊急事態ディレクター (National Emergency Director)」は、オペレーション担当副理事長または副理事長より委任を受けた者であり、所管緊急事態（食品安全・動物衛生・植物防疫）および公共の福祉に関わる緊急事態（Public Welfare types of Emergency）⁷³の際の指揮権を持つ。

「CFIA 緊急事態ブック」では、国家緊急事態ディレクターの任務を次のように規定している。①CFIA における対応策全体のマネジメント、②国家緊急事態対応チームへの指示、③理事長室およびそのほかのシニアクラスの理事との連携、④国家緊急事態対応チームの議長、⑤必要とされる資金提供の委任、⑥必要とされる行政上の支援提供の委任、⑦緊急事態マネジャーの任命および指示、⑧CFIA 報道官の選定、⑨決定、情報関係の政策、資源、管理運営、財務等に関する要請に基づく活動、⑩必要に応じて部局間の、あるいは省庁間の支援を求める、⑪必要に応じて特定の施策や計画を承認することなどである。

⁷³ 最も一般的な例としては、洪水、暴雪（Ice storm）、地震などによる緊急事態が想定される。

イ) 国家緊急事態マネジャー

オペレーション担当副理事長または副理事長より委任を受けた者が「国家緊急事態マネジャー（National Emergency Manager）」を任命する。

「CFIA 緊急事態ブック」では、国家緊急事態マネジャーの任務を次のように規定している。①緊急事態対応における国家緊急事態ディレクターの補佐、②緊急事態ディレクター不在時の指揮、③地域緊急事態対応チームとの連携、④緊急事態オペレーションセンターの円滑な運営である。

ウ) 事案コーディネーター

「事案コーディネーター（Issues Coordinator）」は、様々なプログラムや日常の活動の調整を行うことを役割としている。緊急事態ディレクターの指示のもとで大臣官房と国家緊急事態対応チームとの間の情報連携を行う他、大臣官房からの質問に対応することになる。また、緊急事態に関する記者発表の資料作成、質疑応答等に関するメモの作成を担当する。

エ) 注目事案プロセス参加者

「注目事案プロセス（High Visibility Issues Process）」とは、可能な限り迅速に、また制御された状況の中で情報交換を行い、意思決定を行うために用いられる仕組みである。これは、「緊急事態対応における4つのステップ」のうちの1つを構成するものであり、発生している特定の状況への対応について、CFIA が主たる責任を負っている。

「注目事案プロセス参加者（High Visibility Issues Process Participants）」は、CFIA のシニアマネジメント層をメンバーとし、緊急事態宣言が発された場合は会議が招集され、国家緊急事態対応チームの一部として組み込まれる。会議においては、それぞれの状況に応じて、メンバー一人ひとりの役割が特定される。プログラム局、オペレーション局はもちろん、緊急事態対応においては、法務、広報、法人運営等の各部局が極めて重要な役割を果たすため、不可欠なメンバーとなる。その他の部局については、緊急事態ディレクターの求めに応じて参加することとなる。特に重要なのは、財務・管理、コミュニケーション、省庁間連携などである。国家緊急事態対応チームは通常、緊急事態オペレーションセンターで活動することになるが、注目事案プロセスに参加しない各セクションは、通常業務を行う場所で活動を継続することになる。

オ) プログラム支援ユニット

CFIA の所管する緊急事態（食品安全・動物衛生・植物防疫）に対応する場合、緊急事態ディレクターは、政策スタッフや助言スタッフを含む「プログラム支援ユニット（Program Support Unit）」を指名する。これは、CFIA の機能計画に基づき行われる。また、公共の福祉に関わる緊急事態の場合は、緊急事態ディレクターがそ

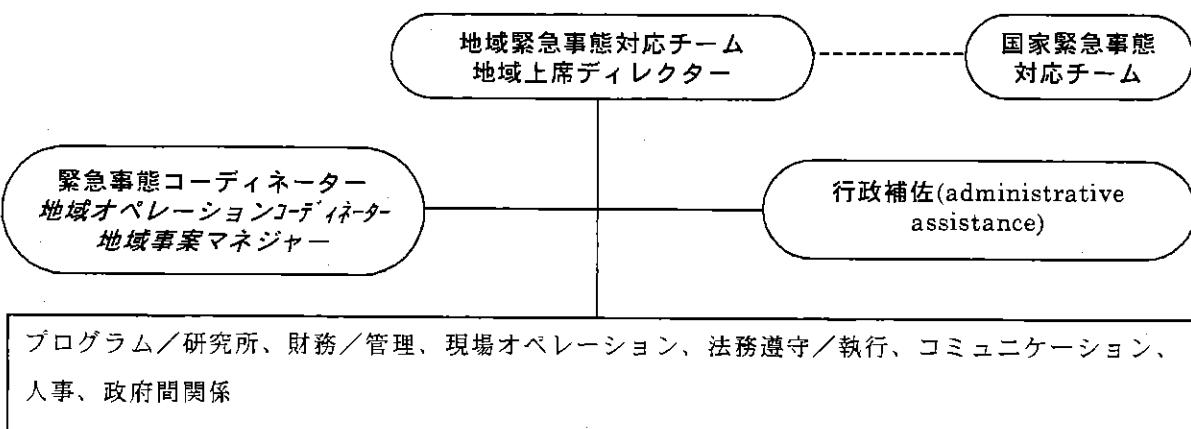
の時に応じた政策支援ユニットを指名する。

プログラム支援ユニットの任務は、①CFIA の機能計画に示される責務を実施すること、②緊急事態対応に関してオペレーション局への政策支援および調整を行うこと、③現段階における正確な情報やメッセージが外部に伝達されるように、コミュニケーションスタッフに情報提供を行うこと、④緊急事態の解決における既存の緊急事態計画、手順書、政策が正確に解釈され実施されること、⑤確立された緊急事態対応計画がない場合、また緊急事態ディレクターの要請があった場合に、緊急事態の解決に資する施策や手順を、その場の状況に合わせて試案を作成することである。

ii) 地域緊急事態対応チーム

本部のオペレーション局では、「地域緊急事態対応チーム（AERT；Area Emergency Response Team）」を組成する。地域緊急事態対応チームの役割は、地域レベルにおける適切な緊急事態対応を管理運営することである。チームは機能計画、または危険因子特定計画を実施することになる。これらの計画に想定されている以外の状況が発生した場合は、国家緊急事態対応チームの作成した施策または計画に基づいて行動することになる。

図表 4- 12 地域緊急事態対応チームの組織構造



出典) The CFIA Emergency Book, Section 7

ア) 地域緊急事態ディレクター

「地域上席ディレクター」または「地域緊急事態ディレクター」が指名されると、彼らは、国家緊急事態対応チームへの報告を行うとともに、国家緊急事態対応チームとの連携における主担当者として活動することとなる。また、地域内の緊急事態対応における管理責任を負う他、地域緊急事態対応チームの議長としてチームの活動の指揮権を持つ。さらに、CFIA 本部および国家緊急事態対応チームからの資源や施策の解釈等に関する要請を受け、それらを実施することが求められる。

① 緊急事態コーディネーター

「地域緊急事態コーディネーター」または「地域オペレーションコーディネーター」は地域緊急事態ディレクターの要請に応じて次のような役割を果たすことが求められる。①地域緊急事態ディレクターの補佐官として活動し、ディレクターが不在の際は、代理として活動すること、②地域緊急事態オペレーションセンターの管理運営を行うこと、③緊急事態の発生している現場の現場オペレーションチームのメンバーと連携をとることなどが規定されている。

② 緊急事態オペレーションセンター

「緊急事態オペレーションセンター（EOC；Emergency Operations Centres）」は、緊急事態対応チームのメンバーが緊急事態対応活動において、実際に調整や監視等を行うために物理的に中心となる場所である。

緊急事態オペレーションセンターは、中央ブリーフィング室、緊急事態マネージャー室、メディアセンターおよび会議室、技術支援室などから構成され、それぞれについて要件が定められている。また、セキュリティについても防音設備の設置等の要件が定められている。これらの定めは CFIA 緊急事態ブックの 7 章に記載されている。

③ 緊急事態対応のための資金

地域レベルにおいては、マネジャーに与えられた既存の人的・財政的資源を第一に活用し、その予算を使うことが原則となる。しかし、緊急事態対応を行うために十分な資金が確保できない場合は、次の原則が適用される。

地域緊急事態ディレクターは追加資金が必要となった場合、適切な本部の部局の副理事長に対して要請を行う。続いて、財務管理担当部局と共同で財政支援官が追加資金の準備を行う。準備された資金は適切な緊急事態対策予算として送金される。

部局内の資金調達が不可能な場合、局の副理事長は上席財政小委員会（Executive Finance Subcommittee）を通じて理事長に対して資金要請を行う。資金調達が可能な場合は、理事長は会計担当部局に対して CFIA 資金の再配分を指示する。

さらに、要請された資金が CFIA 内で調達できない場合は、内閣予算委員会の担当大臣に対して、補正暫定予算（Supplementary Estimate Funding）を求める提案書を作成する。法人運営局が提案書の作成および手配を行う一方、それぞれ関連する部局が必要となる財政資源の見積りを行い、情報を提供する。

(4) 警告リストガイドライン

「CFIA 緊急事態ブック」では、潜在的に緊急事態となりうる問題が発生した場合の報告手順を定めている。第一発見者が本部職員の場合と地域レベルの場合とに分けて、それぞれ手順が定められている。

i) CFIA 本部レベル

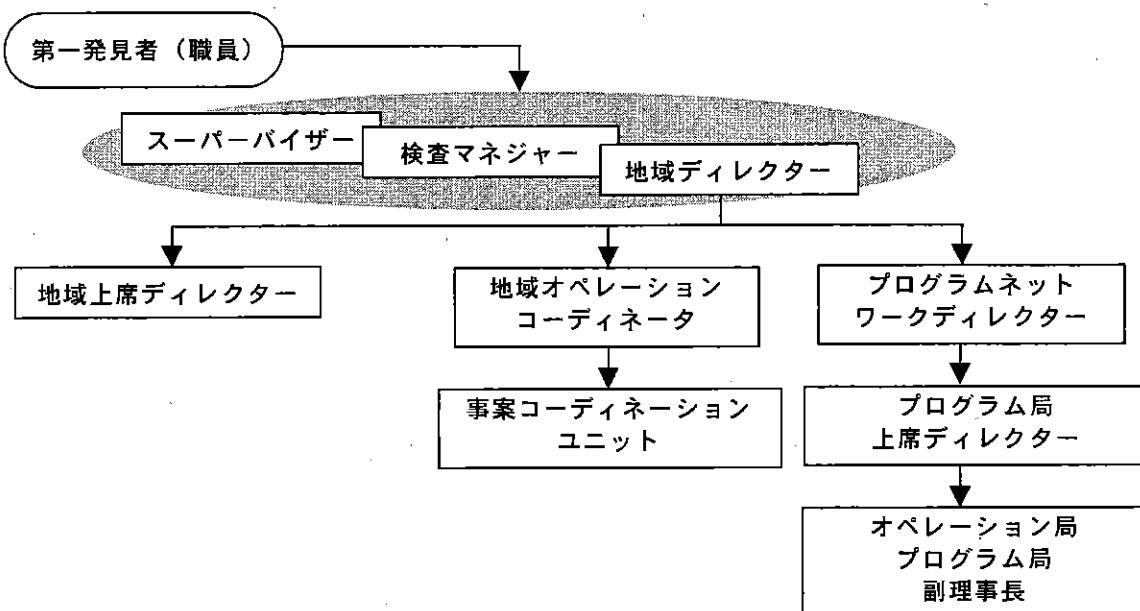
潜在的に注目事案または緊急事態になる可能性があることに気がついた場合、職員は直ちにマネジャーレベルに報告を行う必要がある。本部のマネジャーは報告を受けて、事案コーディネーションユニットに助言を行う。事案コーディネーションユニットは、すべての関係者に対して状況を説明しておく必要がある。

ii) 地域レベル

潜在的に注目事案または緊急事態になる可能性があることに気がついた場合、職員は直ちに当該職員のスーパーバイザー、検査マネジャー、または地域のディレクターに報告を行う義務がある。

地域ディレクターはそれぞれの地域上席ディレクターおよび地域オペレーションコーディネーターに報告を行う。また地域オペレーションコーディネーターは本部の事案コーディネーションユニットに報告を行う。地域ディレクターはプログラムネットワークディレクターへ、さらにここからそれぞれのプログラムにおける上席ディレクターに報告が行われる。最終的に各上席ディレクターはオペレーションおよびプログラムの副理事長に報告を行う。

図表 4- 13 地域レベルにおける報告手順



(5) 食品安全緊急事態における広報活動および情報公開

食品安全緊急事態においては、「CFIA のメディア担当課 (Media Relations)」が中心となって、メディアへの対応を含めた広報活動、および一般への情報公開を行っている。食品回収などに関する情報は CFIA のホームページ上にアップロードされる他、カナダ保健省食品部のホームページ上の「Food Recall」の項からも CFIA の食品回収情報にリンクが設定されている。

CFIA は、リスクコミュニケーションの一環としてもメディアへの適切な情報提供を重視している。CFIA のメディア担当課は、CFIA 内部のための情報収集（メディアモニタリング）と、外部、主にメディア向けの情報提供の二つの機能を有している。メディアルームには各メディアから毎日 15 件から 20 件の問い合わせがあり、BSE などの緊急事態が発生した場合は臨時職員を動員して 1 日に 200 件から 300 件の問い合わせに対応できる。最近では外国のメディアからの問い合わせも増加しているようである。

① 発行物

メディアモニタリングの結果は二つの発行物としてまとめられる。一つは午前 8 時半ごろに提出される「Early Bird」と呼ばれるもので、これは CFIA の役員が関心を持つ情報（主に国内の食品安全関連の情報）の要点説明資料である。もう一つは昼に発行されるものであり、これは海外の食品安全関連の情報の要約である。理事長もこれを読んで議会などからの質問に対応できるようにしている。BSE などの大きな問題が生じた場合は、特別版が発行される。提供情報については公平性が重視され、産業側を一方的に支持しているような情報提供は行わないといった配慮が求められている。

食品回収についてはルーティン的にニュースリリースが発信されている。ニュースリリースは年間 500 回から 600 回発信されている。これらのニュースリリースは Canada Wired Service を通してすべてのメディアに提供される。またすべてのリリースは WEB 上でも毎日更新されるため、国民も食品安全情報を迅速に得ることができる。

② CFIA におけるメディア対応の原則

i) 迅速かつ能動的な情報収集・情報提供

CFIA におけるメディア対応は迅速かつ能動的な情報収集・情報提供を原則としており、これは緊急事態の発生において特に重視されている。メディア担当課の職員はポケットベルを持ち、事実上 24 時間対応している。

CFIA では、「クラス I (最も重大なリスク)」の食品回収が決定されてから 24 時間以内に報道機関に向けて、その内容を発表するという基準を設けている⁷⁴。実際は、食品回収についての報道発表の 77% は、回収の決定後 8 時間以内になされた。

⁷⁴ The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

2003年5月にカナダで1頭目のBSE感染牛が発見された際は、CFIAのメディア担当課はできる限り迅速に、検査結果などの情報を提供した。BSE感染牛の発見後の最初の10日間で、約1,500のメディアからの問い合わせがあったようである。

iii) CFIAの運営側を巻き込んだ戦略的な広報

発生した事態が大きな問題になりうる場合は、運営委員会と協議し、記者会見を開くなど戦略的に対応している。特にBSEなどの大きな問題が生じた場合は、役員レベルも召集した「注目事案会議」が開催され、広報のための戦略が検討される。

iii) 専門的知見の適確な提供

CFIAのメディア担当課では、CFIAの専門家や各担当者に対して、インタビューの受け方やスピーチの方法、テレビカメラの前でのスピーチに慣れる練習などメディア対応の研修（メディアトレーニング）を実施している。可能な限り、問題について最も詳しい担当者や専門官がメディアからのインタビューに直接対応するべきであるという方針⁷⁵のもとにこのような研修を行っている。

(6) CFIAにおける食品回収業務

CFIAは、食品検査の過程で、危険因子（物理的、化学的、生物学的危険因子等）が発見された場合、あるいは食品関連事業所において法律・規制・基準違反が確認された場合には、食品回収や勧告、警告文書、公式な聞き取り、登録抹消、訴訟など様々なリスク管理手段の中から必要なものを選択して行使することができる。カナダでは、食品安全緊急事態において健康被害を抑制するためには、これらのリスク管理手段の中でも特に食品回収が効果的であると位置づけている。

① 食品回収の概要

食品回収（Food Safety Recall）は、CFIAの主要業務の一つである「食品安全緊急事態・事故の抑制」のためにCFIAが行使する手段の一つである。

CFIAによる食品回収は食品医薬品法第23条第1項「検査官の権限に関する条項」およびCFIA法第19条「強制回収条項（mandatory recall provision）」に基づいて実施される。なお、食品回収の対象は健康に与えるリスクの程度によって、「クラスI」「クラスII」「クラスIII」と三段階に分類されている。

⁷⁵ 政府機関の中にはメディア対応のために外部のコンサルタントと契約している場合もあるが、このような契約は料金が高く、また内部の人間ではないと対応できない問題もあるという見解のもとに、CFIAではこうした契約を行っていない。例えばBSE感染牛が発見された際も、エバンス主任獣医官（Dr. Brian Evans, Chief Veterinary Officer、当時）本人がメディア発表を担当している。

図表 4- 14 食品回収の緊急度分類

分類	内容
クラス I	健康への影響が重大で、死亡に至る危険性がある場合
クラス II	健康への影響が一時的である場合、もしくは重大な影響が発生する可能性が低い場合
クラス III	健康への影響が想定されない場合

出典) Food Emergency Response Manual, Office of Food Safety & Recall, CFIA

実際の食品回収業務では、CFIA が勧告を行い、それに従って事業者が自主的に回収するケースが多い⁷⁶。この場合、CFIA は事業者による自主回収の有効性をモニタリングするという立場になる。次表は 2000-01 年度から 2002-03 年度までに CFIA が実施した食品安全調査⁷⁷ (Food Safety Investigations) の実施回数と CFIA が関与した食品回収⁷⁸の回数である。

図表 4- 15 CFIA の食品回収回数

会計年度	食品安全調査実施回数	食品回収回数
2000-01	3,389	370
2001-02	4,462	474
2002-03	4,961	381

出典) The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, 2002-2003

② 強制回収条項

前述のように、食品回収の多くは事業者による自主回収であり、CFIA が介入して回収するのは希である。CFIA が回収を決定したにもかかわらず、事業者が自主回収しない場合は、CFIA が当該企業に対し回収を命令する権限がある（強制的回収条項、Mandatory Recall Provision）。CFIA 法の第 19 条には「大臣（カナダ農務・農産食品大臣）が、正当な理由に基づいて、同法によって CFIA が施行または執行するあらゆる法律または規定が規定する生産物が、公衆、動物または植物の健康に危険を及ぼすと判断した場合、大臣はその生産物を販売している、売買している、ないしは流通させている者に対して通告書を送達することによって、その生産物を回収すること、または大臣が指定した場所に移送することを命令することができる」と規定されている。ただし、この条項が実際に適用されたのは最近 5 年間で 5 回である。次の表は、これまでに CFIA の強制回収条項が適用された事例である。

⁷⁶ CFIA, Corporate Planning, Reporting and Accountability へのインタビューによる。

⁷⁷ 食品安全調査 (Food Safety Investigations) は、食品医薬品法第 22 条～第 29 条の「検査・差押・没収 (Inspection, Seizure and Forfeiture)」に関する条項に基づき、国産品、輸入品を問わず CFIA が実施している検査活動である。これは、食肉検査法、魚介検査法および農産物法の規定による登録事業所 (Registered Establishment) が規制・基準を遵守しているかどうか検査する事業所検査 (Establishment Inspections) とは区別されている。

⁷⁸ CFIA が食品回収を勧告したのみのケースを含める。

図表 4-16 CFIA の強制回収条項適用事例

適用年月	回収理由・対象
1999 年 11 月	ソーセージへのボツリヌス菌の混入
2001 年 11 月	窒息誘発の危険性のあるゲル化剤を含むゼリー製品の販売
2002 年 3 月	チーズ製品へのリストリア菌の混入
2003 年 6 月	カプセル製品への有毒ミクロシスチン類の混入
2003 年 8 月	牛肉を含む製品による食中毒

出典) CFIA Recall Archives より
(<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/recal2e.shtml>)

③ 食品安全・回収課

1999 年以前、CFIA では、カナダ全土の 4 管区がそれぞれ食品回収を指揮しており、CFIA 本部との連携はあったものの、食品回収に関する基準などの点において全国的な一貫性がなかった。そこで、食品回収プロセスを統合一元化し、共通の基準で回収を実施するために、1999 年に組織が再編され、この時に CFIA の食品安全担当理事の下に「食品安全・回収課 (OFSR ; Office of Food Safety and Recall)」が設置された⁷⁹。

食品安全・回収課は、食品安全問題および食品回収についての意思決定や CFIA 内外の関係機関との調整の役割を担っている。食品安全・回収課の課長は食品回収についての意思決定の最終責任者となる。

④ 食品回収の流れ

CFIA による食品回収は次の 5 つのプロセスを経て実施される⁸⁰。

i) 食品安全調査プロセス

食品に起因する健康への悪影響が発見された場合、あるいは CFIA が管轄する法律・規制に違反していることが疑われる場合、CFIA の地方支部は、CFIA 本部の食品安全・回収課に報告する。地方支部は食品医薬品法第 22 条から第 29 条の「検査・差押・没収」に関する条項に基づき、食品安全・回収課による指導のもとに、食品安全調査を実施する。

ii) 意思決定プロセス

CFIA が管轄する法律・規制への違反が確認された場合、CFIA 内の部局や専門家、さらにカナダ保健省（医療製品食品局、人口・公衆衛生局、害虫防除管理庁等）、警察、環境省、あるいは州・準州政府等の外部機関との協議の上で、食品安全・回収課が最適なリスク管理手段を決定する。リスク管理手段には、食品回収の他に、勧告、警告文

⁷⁹ Canadian Food Inspection Agency, 1999-2000 - Departmental Performance Report

⁸⁰ 食品回収のプロセスは、"Food Emergency Response Manual", Office of Food Safety & Recall, CFIA, 2001 による

書、公式な聞き取り、登録抹消、訴訟などがある。リスク管理手段として、食品回収が選択された場合、食品安全・回収課はその緊急度分類（クラスⅠ、クラスⅡ、クラスⅢ）およびその対象範囲（製造・輸入業者、流通業者、小売業者、消費者等）を決定する。

iii) 食品回収実施プロセス

リスク管理手段として、食品回収が選択された場合、対象事業所は CFIA の指導と勧告を受けつつ、回収を実施する。この過程では、事業所は回収計画の準備、取引先への連絡、回収された製品の管理なども要求される。必要に応じて、CFIA および事業所は「一般への警報（public warning）」を発表する。CFIA の決定にも関わらず、事業所が食品回収実施を拒否した場合、あるいは何らかの理由により実施できない場合、CFIA は CFIA 法第 19 条に規定された強制回収条項を適用し、CFIA が食品回収の責任を負う。

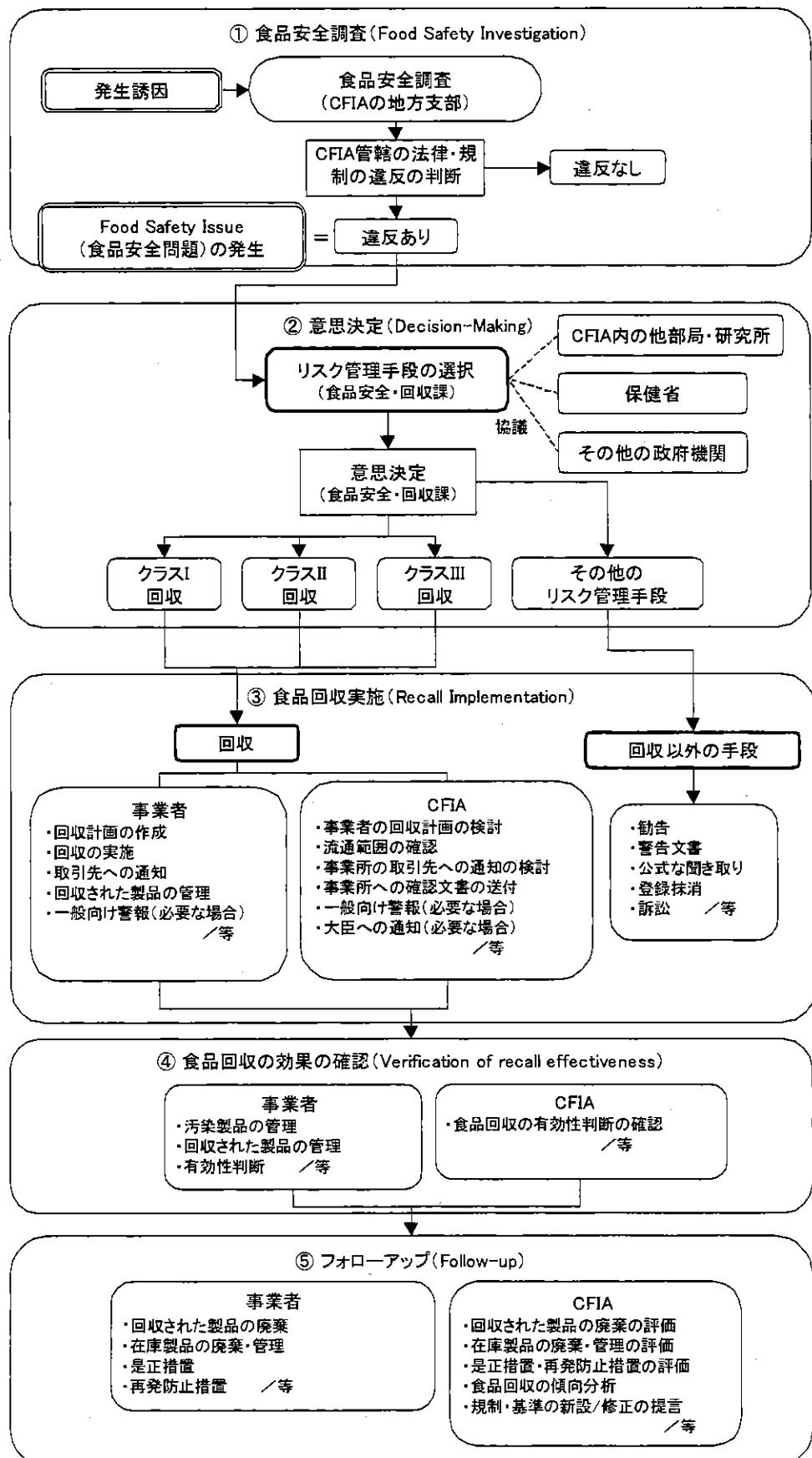
iv) 食品回収の効果の確認プロセス

食品回収を実施した事業者は、回収の有効性を判断し、CFIA がこれを確認する。

v) フォローアッププロセス

CFIA と事業所は、食品回収の実施状況や効果についてフォローアップする。より具体的には、回収された製品および在庫製品の廃棄のモニタリング、汚染された製品に対する事業者の是正措置の評価、再発防止のための措置の評価と検討などを含む。また食品安全・回収課は規制・基準等の新設あるいは修正が必要であると判断した場合、これを CFIA 内部に提言する。場合によってはこうした提言を契機にカナダ保健省で規制・基準等の新設あるいは修正がなされる。

図表 4-17 食品回収の流れ



出典) "Food Emergency Response Manual", Office of Food Safety & Recall, CFIA, 2001

⑤ 食品回収に関する CFIA と州政府の所管

食品回収は CFIA の主要な業務の一つであるが、カナダ全土の食品回収をすべて CFIA が実施しているわけではない。例えば、ケベック州では「MAPAQ (Le ministère de l'Agriculture, des Pêcheries et de l'Alimentation du Québec : 州農業水産食品省)」が独自に食品回収を行っている。州内で販売されている製品等に食品安全上の問題があるとされた場合は、州内でのみ販売されているものであれば、MAPAQ が対応している⁸¹。

肉類、魚介類、農産品のうち、輸入品や州境を越えて販売されるものについては、食肉検査法、魚介検査法および農産物法に基づき、連邦の管轄となるので、CFIA も関与することになる⁸²。当該製品が食品に起因する疾病を発生させている場合などについては、カナダ保健省も関与することになる。いずれの場合においても連邦レベルと州レベルは緊密に連携をとっている。

⁸¹ CFIA, Office of Food Safety and Recallへのインタビューによる。

⁸² 食肉検査法第 7 条および第 9 条、魚介検査法第 3 条および第 16 条

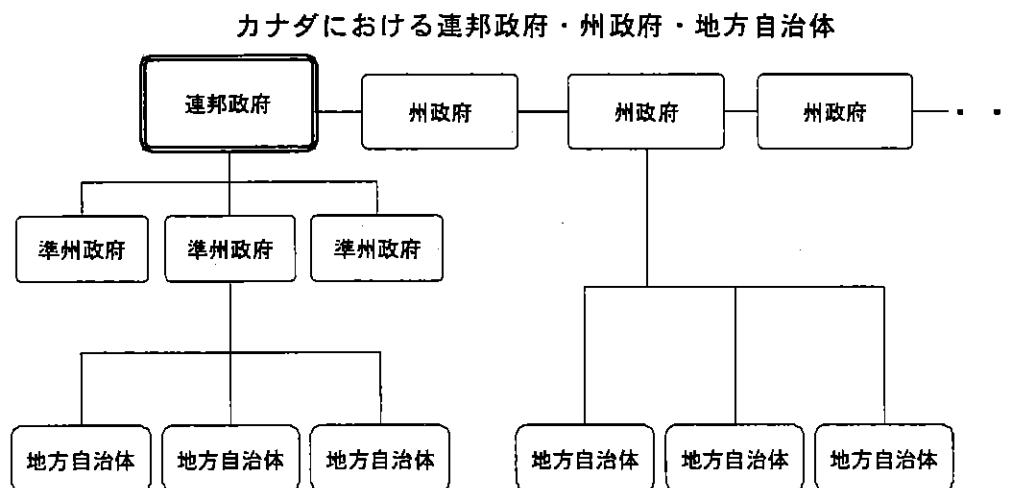
資料編

参考資料1 カナダにおける連邦政府、州政府の関係

カナダは10の州(provinces)および3の準州(territories)で構成される連邦国家である。連邦および連邦を構成する州の政府は、それぞれの法域(jurisdiction)に応じて、自立して立法権および行政権行使する。カナダ憲法では連邦政府と連邦を構成する州政府との間での立法権と行政権の分担が明記されており、政策分野によって管轄する政府が異なる。このため各政策分野において、連邦と州の協調と役割分担の明確化が重要になる¹。

一方、準州は法的には連邦政府の管轄下にあり、州政府のように主体的な意思決定を行うことはできない²。カナダ全土の人口は約3,200万人(2004年1月現在)となっており、そのうち3準州の人口は合計約10万人となっている。

また、カナダの1867年憲法では、地方自治体(Local AuthorityあるいはMunicipal Authority)の創出や監督などは州政府の権限として規定されている。このため、州によって地方自治体の種類や権限は異なる。地方自治体の財源も州によって異なるが、多くの州では、地方自治体の主な財源は固定資産税と州政府からの補助金である。



カナダの州・準州

アルバータ州(エドモントン)
ブリティッシュ・コロンビア州(ビクトリア)
プリンス・エドワード・アイランド州(シャーロットタウン)
マニトバ州(ウィニペグ)
ニュー・ブランズウィック州(フレデリクトン)
ノバ・スコシア州(ハリファックス)
オンタリオ州(トロント)
ケベック州(ケベックシティー)
サスカチュワン州(リジャイナ)
ニューファンドランド・ラブラドール州(セント・ジョンズ)
ノースウエスト準州(イエローナイフ)
ヌナブト準州(イカルイト)
ユーコン準州(ホワイトホース)
※カッコ内は州(準州)都

¹ Interagency Program, Food Program, Health Canada

² 加藤普章『カナダ連邦政治 多様性と統一への模索』東京大学出版会、2002年。

参考資料2 疾病発生時情報共有書式

(TEMPLATE FOR INFORMATION SHARING DURING OUTBREAKS)

日付：_____ / _____ / _____

発生名：_____

提供者名：_____

提供所属：_____

提供者電話番号：_____

提供者電子メール：_____

発生に関する要約情報

データ項目	詳細
定義 (case definition(s))	
人口 (demographics)	症例総数 年齢分布（平均値、中央値、範囲） 男女比 症例情報の詳細な表（利用可能で有用な場合）
地理的分布 (geographic distribution)	州／準州別分布 州／準州内分布 地図（有用ならば添付）
時間分布 (time distribution)	発生日（最初の発生、最近の発生、（わかる場合）潜伏期間） 流行曲線（epi-curve）（柱状グラフ付き）
臨床的側面 (clinical spectrum (of cases))	主な症状 合併症：重度、入院、死亡
疑われる食物（ある場合） (suspect foods (if any))	疑わしい食品のリスト：種類、表示、品名、製品名、統一商品コード（UPC）、コードの日付、内容量、（確認できれば）購入量 <u>サンプル</u> ：入手可能か（available）／開封前か開封後か／冷凍か冷蔵か／商標が入手可能か（label available）／いつどこでどこからどのように購入したか／購入価格はいくらだったか <u>疫学的／微小証拠（epidemiologic/micro evidence）</u> ： 疑われる食品ごとに； (使用されている場合) 食品履歴質問票の写し（copy of food history questionnaire）
検査結果 (lab test results)	症例の検査（on cases） 食品・水の検査（on food/water） 症例と食品の照合があるか (any case-food match(es)?)
補足的コメント (Additional comments)	

参考資料3 FAERS（食品・農業緊急事態対応システム）

1999年、CFIAはカナダ農務・農産食品省と連携し、「FAERS（食品・農業緊急事態対応システム、Food and Agriculture Emergency Response System）」を確立した。

FAERSは、既存の運営プログラムを越えた緊急事態に対して連携のとれた対応を行うために、カナダ農務・農産食品省、CFIA、州政府の農業部門、民間セクターなどの既存の関係機関を連携させるための計画と手続きのためのシステムである。

1. 法的枠組み

(1) 国家レベルにおける法的枠組み

CFIAに関係のある、国家レベルにおける法的枠組みとしては、次のようなものがある。

図1 国家レベルにおける法的枠組み

関連法規名	日本語名	備考
Emergency Preparedness Act	緊急事態準備法	緊急事態に対応すべき責任をもつ連邦政府の各機関に指示を与える法的な根拠である。ただし通常以上の特別な権限を付与するものではない。 カナダ農務・農産食品大臣は、①大臣の管轄下または説明責任の及ぶ範囲において発生する有事に対する対策計画を策定し、②この計画を展開するための研修等を実施し、③自らの説明責任のもとで、あるいは他からの依頼に応じて計画を実行することが定められている。
Emergency Act	緊急事態法	法は連邦政府が、州政府および連邦議会への諮詢を経て適切な特別権限 (exceptional power) を一時的に想定・行使することによって介入すべき緊急事態の条件について定めている。 法は4つの「国家緊急事態」を特定している。 ①公共の福祉に関わる緊急事態 ②公的秩序に関する緊急事態 ③国際的な緊急事態 ④戦争による緊急事態
Canada Agricultural Products Act and Regulations	カナダ農産物法および規則	本法により CFIA は、法を遵守しない事業所、あるいは食品衛生・安全上の理由で登録抹消されるべき事業所に対し、当該農産物および当該事業所を検査し、農産物を留置、没収、廃棄するか、カナダ国内への持ち込みを拒否する権限が与えられている。
Canadian Food Inspection Agency Act	カナダ食品検査庁法	本法により CFIA は危険または不正表示された食品の回収命令を出すことができる。
Food and Drugs Act and Regulations	食品医薬品法および規則	CFIA は製品を回収、製品、施設の差し止め、食品を加工・準備・保存・包装・保管している場所に立ち入り、記録を検査する権限をもつ。
Fish Inspection Act	魚介検査法	CFIA は衛生上、または安全上の理由によって、適法性のない魚介類や魚介製品を検査、没収、差押、廃棄、およびカナダ国内への持ち込みを拒否、また水産関連施設の検査、登録抹消を行う権限をもつ。
Health of Animals Act	動物衛生法	CFIA は動物に関する疾病を管理、根絶し、公衆の安全と通商の回復を確保するよう定められている。

Meat Inspection Act and Regulations	食肉検査法および規則	CFIA は食肉および食肉製品の検査、および食肉施設の差押、没収、押収、および違法の製品の処分、食肉および食肉製品のカナダ国内への持ち込み拒否する権限をもち、また衛生上および安全上の理由で食肉施設の登録を抹消することができる。
Plant Protection Act	植物防疫法	CFIA は植物に関する疾病を管理、根絶し、公共の安全と通商の回復を確保するよう定められている。
Constitution Act	憲法	憲法は緊急事態対応における政府間の主導権について連邦および州政府の権限範囲を定義している。ここに定められる権限分掌は英領北アメリカ法から派生している。
National Support Plan	国家支援計画	国家支援計画の目的は一般的な緊急事態管理の構造、および現行の緊急事態対応計画および緊急対応の仕組みにおいてはカバーしていないような重大な影響と複雑性をもつ緊急事態において連邦政府と国家的な支援の連携のための概念を提供するものである。

(2) 地方レベルにおける法的枠組み

各州政府は、緊急事態に対応するための一般的な法令を発効させ、地域レベルおよびそれぞれの州域内に限定される平時の緊急事態（peacetime emergency）に対応する責任を負っている。各州の大臣は、それぞれの責任領域において緊急時対応計画を策定する責任を負っている。すべての州政府は「緊急対策機関（EMO；Emergency Measures Organization）」を設置し、緊急時対応担当の大臣を任命している。緊急対策機関は中央本部での対応を目的として組織化されている場合と、ブランチベースで運営されている場合がある。

カナダ緊急事態準備省（EPC；Emergency Preparedness Canada）は連邦政府を代表して各州政府と覚書を締結している（ケベック州とアルバータ州を除く）。この覚書は、連邦政府と州政府の緊急事態発生時の責任について規定しており、共同での計画に関して合意を行っている。

2. FAERS の概要

(1) FAERS の定義

FAERS とは、国民、植物、家畜、土地その他の環境への被害や損失を避けるために、通常の手続きよりも早急の対応を必要とされる非常事態への対応と定義している。

(2) FAERS の範囲

FAERS は、連邦政府、州政府、民間セクターなど関係者が現行の対策や能力を越える農産物セクターにおける緊急事態が発生した際に、これに対応するものである。また、これは食品、動物、植物衛生を含むすべての食品安全・農業関連緊急事態を包含し、必要に応じて州政府、他国、国際機関への支援も活動の範囲となる。

(3) 目的

FAERS の目的は、緊急事態の影響を最低限度に抑えるため、農業に関わるセクターを総動員し、カナダの農作物の持続性、適正性、安全性を確実にすることである。

- ・ 所管緊急事態への対応を行う。
- ・ 1州を超える地域に影響を及ぼすと思われる全国的な自然災害へ対応するため、州への支援を行う。
- ・ カナダにおける食品・農業セクターにおける緊急事態の影響を軽減するための複合的な方策をとるため、連邦、州、民間各セクターの資源を動員する。
- ・ カナダにおける食品・農業セクターの適正性、持続性、安全性を確実にすること。
- ・ 友好国における国際的緊急事態及び戦時における農業及び食品関連の支援を行う。

(4) FAERS の発動

FAERS は以下の状況において発動される。

- ・ 農産物セクターにおける顕在化した又は潜在的な緊急事態が認められた場合。
- ・ 州政府から支援の依頼があった場合。
- ・ 国内または国際的な戦争・武装騒乱等により農産物セクターにおける連邦レベルでの管理が必要となった場合。

(5) FAERS の役割と責任（中央における構成体）

FAERS では、潜在的な緊急事態における責務をあらかじめ予測することは不可能であるという前提のもと、発生した緊急事態に適応するために柔軟性が担保されていることが重要であるとしている。

FAERS の連邦レベルにおける責任者は、カナダ農務・農産食品省と CFIA である。

(6) FAERS Coordinator

FAERS では、CFIA とカナダ農務・農産食品省は共同で危機管理の責任を負うが、これら二つの機関のうち主導的に責任を負う機関は FAERS Coordinator (FC) と呼ばれる。所管の緊急事態、すなわち食品安全・動植物安全分野の緊急事態においては、CFIA が FC になり、カナダ農務・農産食品省は補佐する側にまわる。一方、所管外の緊急事態、すなわち食品安全・動植物安全分野以外の緊急事態の場合は、カナダ農務・農産食品省と CFIA のどちらが FC になり、どちらが補佐をするかは状況に応じて決定される。

一般的には、食品供給および飲料水供給、並びに農家への財政的保障に関する緊急事態を支援する場合はカナダ農務・農産食品省が FC となる場合が多い。また、緊急事態への支援が食品安全や食品加工事業者の評価に関連する場合や動物や植物の安全性評価

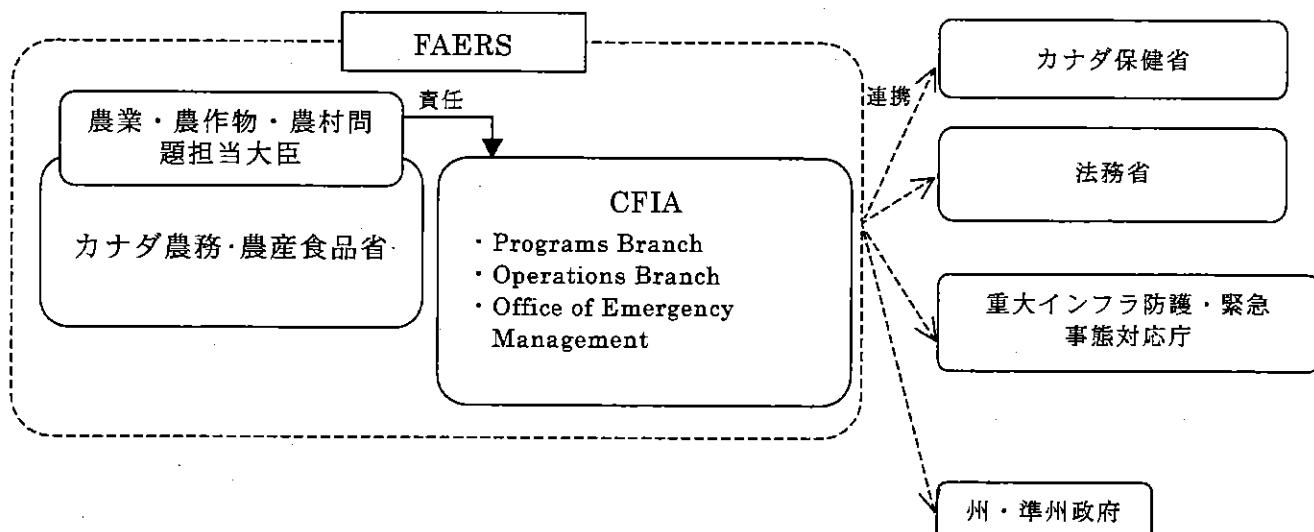
に関する場合は、CFIA が FC となることが多い。

これらの決定は通常、カナダ農務・農産食品省の法人サービス部（corporate service branch）および CFIA のオペレーション担当の副理事長の間で協議を行い決定される。

緊急事態の間、FC は次のような責任を負うことになる。

- ・ 初期段階における緊急事態の位置づけを評価する。
- ・ 実際の、または潜在的な緊急事態における農産物利害関係者に対して警告を発する。
- ・ 中央レベルにおける FAERS の構成メンバーを活動開始させる。
- ・ 緊急事態に対する初期行動計画を勧告する。
- ・ カナダ農務・農産食品省の大臣、副大臣、CFIA 長官、枢密院室（Privy Council Office）、及び関連省庁、地方政府に対してブリーフィングを行う。
- ・ 緊急対応決定及び対策を指揮し、調整し、実施する。
- ・ 必要な範囲に応じて FAERS 緊急対策管理センターを立ち上げる。
- ・ 州政府及び連邦政府に対する、またはこれらからの資源支援を調整する。
- ・ 緊急事態対応における連邦政府、州政府、州政府の連携を調整する。
- ・ 農産物資源または農産物施設における損失・被害を評価算定する
- ・ 連邦政府の省庁、機関、州の緊急対応組織、州の FAERS 構成メンバー、国際的な組織間の連携を維持する。

図2 FAERS の連携システム



(7) 状況評価チーム

カナダ農務・農産食品副大臣または CFIA 長官による緊急事態宣言が行われると、状況評価チーム（SAT）が状況を分析し、カナダ農務・農産食品省緊急事態管理グループ（EMG）または CFIA の緊急事態対応チーム（ERT）の組織構成や必要とされる支援等を決定する。EMG/ERT は主導機関の要請に従って支援責任を果たすか、緊急事態計画を実施することによって緊急事態の緩和に努める。

SAT は FAERS によって招集され、また FAERS が SAT の議長を務める。メンバーは一般的に緊急事態のマネジメントについて責任を有するシニアマネジャークラスが参加する。

(8) EMG/ERT

EMG/ERT (カナダ農務・農産食品省緊急事態管理グループおよび緊急事態対応チーム) は、FC によって招集される。メンバーは各局トップの代理としての決定権を持ちうる課長 (Director) レベルのラインマネジャーが参加する。

EMG/ERT は緊急事態の影響や適切な対処方法について技術的な分析や専門的な知識、支援を提供する。緊急事態の種類に応じて、メンバーは製品、動物健康、病虫害、食品安全、食品加工、流通、補償、広報といった農産物に関する技術的な分析を提供する。

EMG および ERT の責務は次の通りである。

- ・ 緊急事態警告における初動機関として機能する。
- ・ 中央（省庁レベル）の FAERS の視点から見た国家的な農産物システムへ影響を与えると考えられる緊急事態の状況についての分析を行う。
- ・ 必要とされる対策を決定し、現行の緊急対策を実施し、行動計画を準備する。
- ・ 活動が予定される FAERS の構成メンバーを決定する。
- ・ カナダ農務・農産食品省のコミュニケーション局、CFIA イシューマネジメントおよびリスクコミュニケーション部の参加により、緊急対応オペレーションセンターで収集した技術的な情報及びオペレーション上の情報をもとに、カナダ農務・農産食品大臣に代わり、広報文書、声明、プレスリリース案を作成する。

(9) FAERS 緊急事態オペレーションセンター (EOC)

カナダ農務・農産食品省および CFIA の双方は緊急事態対策をコーディネートする緊急事態オペレーションセンター (EOC : Emergency Operation Center) を運営する。カナダ農務・農産食品省と CFIA のどちらの組織が主導機関となるかの決定により、どちらの組織の EOC が発動されるかが決まる。

EOC はオペレーション上のコミュニケーションネットワークを確立する責任を負っている。また、農産物セクターの関係者に対して 24 時間体制の統合された窓口を提供し、カナダ農務・農産食品省または CFIA、ポートフォリオパートナーへ潜在的、あるいは切迫した緊急事態についての連絡や警告が行えるようにする。さらに、緊急事態対応に必要とされる人員、経費、施設等を FC に提供する。

(10) カナダ農務・農産食品省地方管理委員会

地方管理委員会 (RMC) は地方レベルにおける農務政策の実施責任をもつカナダ農務・農産食品省の意思決定機関である。RMC は以下により、州政府の農務大臣の対応を支援

する。

- ・ 農務省の対策活動をコーディネートする。
- ・ 州レベルにおける FAERS 構成体と連携する。
- ・ 州レベルの FAERS 構成体と連携する際の食品・農業上の必要条件を見極める。
- ・ 州レベルの農業当局に食品及び農業資源を提供する。
- ・ 中央の FAERS に対して必要となる追加的対策について助言する。

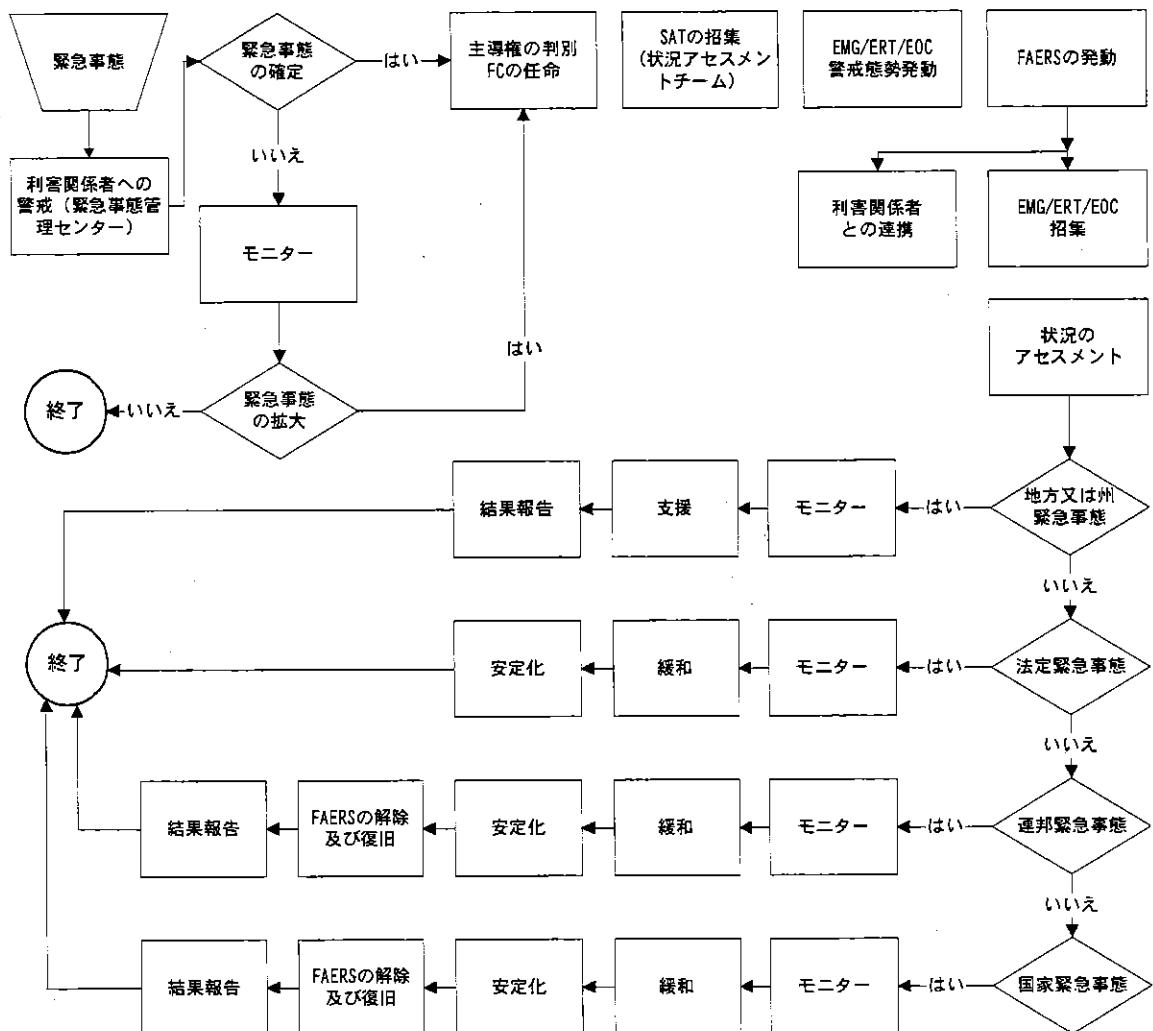
法定緊急事態及び国家緊急事態の際は CFIA を支援することが求められる場合がある。

(11) CFIA 地域緊急事態対応チーム (AERT)

地域緊急事態対応チーム (AERT ; Area Emergency Response Team) は地域レベルにおける CFIA の政策の実施責任をもつ意思決定機関である。地域緊急事態対応チームは以下により、州政府の農務大臣の対応を支援する。

- ・ CFIA の法定及び国家的緊急事態対応活動をコーディネートする。
- ・ 州レベルにおける FAERS 構成体と連携する。
- ・ 州レベルの FAERS 構成体と連携する際の食品・農業上の必要条件を見極める。
- ・ AERT 及び緊急事態オペレーションセンターの人員提供。
- ・ 中央の FAERS に対して必要となる追加的対策について助言する。

FAERS プロセスのフローチャート



3. 州における構成メンバー

州レベルにおける構成メンバーは、中央レベルの構成メンバーと一貫性が保たれるよう構成されるが、特に民間セクターと連携することが想定されている。

州レベルにおける構成メンバーの活動目的は、州の農産物セクターに影響を与えるような地域レベルでの緊急事態に個別に対応し、また国家的な緊急事態においては中央のFAERSと共に対応することである。州の農務大臣は地域レベルでの緊急事態に対して必要な範囲で州レベル構成体を効果的に発動させることとなる。

国家的緊急事態の際に州のFAERS構成メンバーは以下の責任を持つ。

- ・ FAERSの中央レベルの構成体と州レベルの対応を調整する。
- ・ 国家的緊急事態対応を実施する。
- ・ 地方自治体を調整し、指揮する。
- ・ 州レベルにおける一貫性のある政策と手続きを確立する。
- ・ 州レベルにおける他の部局や機関と連携する。

4. 民間セクターにおける構成体

緊急事態においては、民間セクターは情報や助言、支援を受けるように期待され、また農場への資源投入、農場での生産物、加工、保管と流通、販売と消費といった農産物システムの機能に関する政策決定の影響について評価することが求められる。協議を行うセクターは緊急事態の種類と影響を受ける関係者がどこであるかによって決定される。また、民間セクターは以下のような緊急事態政策について評価することもある。

- ・ 他国への輸出の制限。
- ・ 傷みやすい製品から傷みにくい製品への移行。
- ・ 増産。
- ・ 燃料、飼料、種、肥料など稀少品の配分。
- ・ 飲料水および食料の流通。

参考資料4

Canadian Food Inspection Agency Act (カナダ食品検査庁法)
1997, c. 6 (仮訳版)

当法律は、カナダ食品検査庁を設立するためのものであり、結果として他の法律を無効化および修正するものである。

[1997年3月20日承認]

前文

国王はカナダの上院と下院の助言と同意により、以下の理由により、同法を制定する：

カナダ政府は、食品と動物と植物の健全性のための連邦の検査と、これに関連した様々なサービスを統合し、これらの有効性と効率性を向上させることを願うため

これらのサービスを単独の食品検査庁に統合することは、消費者保護およびより一層均一かつ一貫性のある安全性と品質の基準に向けた取組みとリスクに基づく(risk-based)検査システムに寄与できるため

カナダ政府は食品検査庁がこれらのサービスを費用対効果的な方法で遂行することを願うため

カナダ政府は貿易と商業を推進したいと願うため

そして、カナダ政府はこの分野で、連邦省庁と他の政府の間での協調と協議が推進されることを願うため

略称

略称

1. 当法律は「カナダ食品検査庁法」として引用される。

解説

定義

2. この条の定義は当法律に適用される。

「機関 (Agency)」 「機関 (Agency)」は第3条によって設立されるカナダ食品検査庁を指す。

「大臣 (Minister)」 「大臣 (Minister)」はカナダ農務・農産食品大臣を指す。

「機関」の設立

設立

3. ここに、カナダの機関として、権限を行使することができる、カナダ食品検査

府という名称の法人を設立する。

責任大臣 4. (1) 「大臣」は責任者であり、かつ「機関」の全面的な指揮権を持つ。

「大臣」による委任 (2) 「大臣」はこの項を受けて、当法律あるいは当法律第11条の規定により「機関」が実施または適用する法律あるいは条項に基づき「大臣」に与えられたいかなる権限、責務、役割をいかなる者にも委任することができる。ただし規制を設置する権限およびこの項に基づいて委任する権限を除く。

組織と本部

幹部の任命 5. 総督(The Governor in Council)は、任期が5年を超えない範囲で理事長(President)と副理事長(Executive Vice President)を任命しなければならない。この任期は、さらなる任期として、1回またはそれ以上更新することができる。

理事長の権限 6. (1) 理事長は「機関」の最高執行官であり、「機関」の業務と職員の監督権と指揮権を持つ。理事長は省(Department)の副大臣(Deputy Head)級と同等の地位と権限を有する。

副理事長の権限 (2) 副理事長は、理事長が副理事長に対して任命する権限の行使や責務や役割を遂行しなければならない。また理事長が空職の場合または理事長が不在または資格が奪われた場合には、理事長の役割を果たさなければならない。

理事長による委任 7. 理事長は、当法律または他の法令に基づいて、理事長に与えられたいかなる権限、責務、役割を、いかなる者にも委任することができる。

報酬 8. 理事長と副理事長には総督が定めた報酬が支払われなければならない。

総本部 9. 「機関」の総本部は、首都法(National Capital Act)の一覧表に記述されている通り、首都圏(National Capital Region)になければならない。

諮問委員会(Advisory Board)

委員の任命 10. (1) 「大臣」は、任期が3年間を超えない12人以下の委員で構成される諮問委員会を任命しなければならない。この任期は、1回またはそれ以上更新することができる。

諮問委員会の役割 (2) 諮問委員会は「大臣」に対し、「機関」の責任の範囲内で、あらゆる事柄について助言しなければならない。

代表者	(3) 「大臣」は、農業、水産業、食品加工業、食品流通業、公衆衛生の各部門の代表者、さらに消費者団体、州政府または地方自治体からの代表者を含む、適切な知識と経験をもつ者を諮問委員として任命しなければならない。
委員長	(4) 「大臣」は、諮問委員会の委員の一人を委員長として任命しなければならない。
貢献に対する報酬	(5) 諮問委員会の各委員には、その貢献に対して「大臣」が定めた報酬が支払われなければならない。
旅費および生活費	(6) 諮問委員会の各委員には、当法律による責務を遂行する過程で、彼らが通常の居住地を不在にしている間、発生した適当な旅費や生活費が支払われなければならない。
会議	(7) 委員長は諮問委員会が開かれる時間と場所を定めなければならない。
「機関」の責務	
執行と施行	11. (1) 「機関」には、農業・農産食品行政処分法 (Agriculture and Agri-Food Administrative Monetary Penalties Act)、農産物法 (Canada Agricultural Products Act)、飼料法 (Feeds Act)、肥料法 (Fertilizers Act)、魚介検査法 (Fish Inspection Act)、動物保健法 (Health of Animals Act)、植物生産者の権利についての法律 (Plant Breeders' Rights Act)、植物防疫法 (Plant Protection Act)、種子法 (Seeds Act) の執行と施行の責任がある。
消費者梱包・表示法	(2) 「機関」には、消費者梱包・表示法 (Consumer Packaging and Labelling Act) が食品医薬品法 (Food and Drugs Act) 第2条で定義される「食品」に関連しているため、消費者梱包・表示法の施行の責任がある。
食品医薬品法	(3) 「機関」は以下について責任を有する。 (a) 食品医薬品法第2条で定義されているように、その法律が食品に関連しているため、食品医薬品法の施行(enforcement)について責任を有する。 (b) 食品医薬品法第2条で定義されているように、その法律が食品に関連しているため、食品医薬品法の執行(administration)について責任を有する。ただし、公衆の衛生、安全性、栄養に関連する条項を除く。
保健大臣の役割	(4) 保健大臣にはカナダで販売される食品の安全性と栄養上の品質に関連した政策と基準を設置し、食品安全に関連した「機関」の活動の有効性を評価する責任がある。

人事

独立した雇用主 12. 「機関」は公務員関連法 (Public Service Staff Relations Act) に基づく、独立した雇用主 (a separate employer) である。

被用者を任命 13. (1) 理事長は「機関」の被用者を任命する権限がある。

する理事長の 権限 (2) 理事長は「機関」の被用者の雇用契約条件を定め、被用者に責務を割り当てることができる。

執行官の指定 (3) 理事長は、「機関」が第11条に基づき施行または執行するあらゆる法律または条項を施行または執行するための、検査官、分析官、評価官、獣医検査官、または他の官吏として、個人または人々の職級を指定することができる。

「機関」の権限

契約と協定 14. (1) 「機関」は、カナダ政府の省庁または機関、州政府の省庁または機関、その他の人また機関とカナダ国の名義またはそれ自身の名義において、契約、覚書、その他の協定を結ぶことができる。

国際的取り決め (2) 「機関」は、その責務を果たすために、第11条により「機関」が施行または執行する法律または条項で規定された生産物またはその他の物の国際的移動について要求される技術的事項を履行するための取り決めを交渉し、締結することができる。

法的手続き 15. 「機関」が受けた、あるいは「機関」に発生した、あらゆる権利または義務についての訴訟(actions, suits) またはその他の法的手手続きは、「機関」名義のものか、カナダ国の名義のものかに関わらず、「機関」が国王の代理でなかったとしても司法権が生じる「機関」の名義で、「機関」によって法的手続きをなされる。

サービス提供者の選択権 16. 公共事業省・政府サービス法 (Department of Public Works and Government Services Act) の第9条に関わらず、「機関」は内閣予算委員会 (the Treasury Board) の勧告に対して総督が与えた承認をもって、物とサービス (法的サービスを含む) をカナダの行政サービス以外から調達することができる。

知的財産	17. 「機関」は、第11条によって「機関」が施行または執行するあらゆる法律または条項のもとにカナダに委ねられている特許・著作権・意匠・商標または類似の財産の使用を、許諾する・売る・あるいは入手できるようにすることができる。
仮処分	18. 「機関」は、第11条によって「機関」が実施または適用するあらゆる法律または条項に違反する者に対して、その違反について訴訟が起こされているかどうかに関わらず、管轄裁判所の裁判官に、違反者に対して違反することを禁じる仮処分(<i>interim injunction</i>)を下すことを申請することができる。
回収命令 (Recall Orders)	
回収命令	19. (1) 「大臣」が、正当な理由に基づいて、第11条によって「機関」が施行または執行するあらゆる法律または条項が規定する生産物が、公衆、動物または植物の健康に危険を及ぼすと判断した場合、「大臣」はその生産物を売っている、売買している（市場で商っている）または流通させている者に対して通告書を送達することによって、その生産物を回収することまたは「大臣」が指定した場所への移送を命令することができる。
回収命令違反	(2) 第(1)項で触れた回収命令を無視した者は、違法行為を犯したとみなされ、最高 50,000 ドルの罰金または6か月以内の禁固刑、または両方が科せられる略式の即決裁判(<i>summary conviction</i>)を免れない。
命令の通知	(3) より明確には、回収命令は法定手段法 (<i>Statutory Instruments Act</i>) で定めるところの法定手段(<i>statutory instrument</i>)ではないが、命令(<i>order</i>)の通告を受けていない者が、第(2)項の違反によって有罪となることはない。
連邦一州間の法人の設立	
連邦一州間の協定	20. 「大臣」は、財務大臣の勧告に総督が与えた承認をもって、「機関」の責任の範囲内で、サービスの供給または活動の実行について一つまたは一つ以上の州政府と協定を結ぶことができる。
協定の目的	21. 第20条で触れた協定は、協定を実行する目的で、カナダ事業会社法 (<i>Canada Business Corporations Act</i>)、カナダ会社法 (<i>Canada Corporations Act</i>) または同等の州の法律に基づく法人格を取得した法人を持つため、または株式を取得するため、または法人に参加するためには、一つまたは一つ以上の州政府とともに、「大臣」に権限を与えなければならない。

業務計画(Corporate Business Plan)と年次報告(Annual Report)

- 業務計画 22. (1) 「機関」設立後可能な限り早急に、そして最低5年間毎に、「機関」は承認を得るために「大臣」に業務計画を提出しなければならず、「大臣」は、計画承認後、国会が開会して15日以内に、各議会に計画の写しを提出しなければならない。
- 業務計画の 内容 (2) 業務計画には以下についての記述が含まれなければならない。
(a) 計画の対象期間中と、この期間中の各年の「機関」の目標
(b) 「機関」が目標を達成するために使用しようとしている、運営上、財政上、人事上の戦略を含む戦略
(c) 「機関」がその期間中に予想している実績
(d) その期間中の各年の「機関」の運営予算と資本収支
(e) 「機関」は年次報告(Annual Report)の中で業務計画の内容を更新することができる。
- 業務計画の更新
- 年次報告 23. (1) 理事長は、「機関」の最初に稼働した一年目に続く各年の9月30日より前に、前年の「機関」の運営についての年次報告を「大臣」に提出しなければならず、「大臣」は報告の受領後、国会が開会して15日以内に、各議会に報告の写しを提出しなければならない。
- 形式と内容 (2) 年次報告には以下が含まれなければならない。
(a) 「機関」の損益計算書とカナダ会計検査院の意見
(b) 「機関」の業務計画で設定された目標に対する実績に関する情報と、その情報に関する公平性と信頼度についての会計検査院長による評価についての略式の声明
(c) 「大臣」または内閣予算委員会が含めるように要求した、その他の情報
- 手数料と支出
- サービスまたは 施設の使用に 関する手数料 費用を超えては ならない金額 24. (1) 法規に従い、「大臣」は「機関」が提供するサービスまたは施設に対して支払われる手数料を定めることができる。
(2) 第(1)項で定められた手数料は、サービスまたは施設の使用の提供に対するカナダ国家への費用(cost)を超えてはならない。

生産物、権利、特権に関する手数料	25. 法規に従い、「大臣」は「機関」が提供する生産物、権利、特権に関して手数料を定めることができる。
協議	26. (1) 第24条または第25条に基づいた手数料を定める前に、「大臣」はその事柄に関心があると「大臣」が判断した者または機関に意見を聞かなければならない。
公表	(2) 「大臣」は第24条または第25条に基づいて定めた手数料について、決定後30日以内にカナダ官報(Canada Gazette)に掲載しなければならない。
委員会との関連	(3) 第24条または第25条に基づいて定められた手数料は、法定手段法の第19条に述べられた委員会で触れられるとおり、法定手段(statutory instrument)として準用され恒久的に見直され、査定され続ける。
法規	27. 内閣予算委員会(The Treasury Board)は第24条と第26条の目的で法規を制定することができる。
手数料の徴収	28. 「機関」は、当法律または第11条の第(1)項によって「機関」が施行または執行するあらゆる法律または条項に基づいて定められた手数料の徴収について、人物、州政府、または他の関係当局と契約を結ぶことができ、財政管理法(Financial Administration Act)の第17条の第(1)項と第(4)項に関わらず、この人物、政府または当局にこれらの手数料から金額を差し引くことを認めることができる。
手数料の免除	29. (1) 「大臣」は、第24条または第25条によって、または第11条の第(1)項によって「機関」が施行または執行するあらゆる法律または条項に基づいて定められた手数料の全てまたは一部を免除することができる。
手数料の未払い	(2) サービス、生産物の利用または権利または特権の授与について定められた手数料を支払わない者に対して、「大臣」は、「大臣」が公衆の衛生と安全に相反しないと判断した場合、「機関」の責任の範囲内でそれらの利用を禁止あるいは撤回することができる。
支出	30. 責務を果たす上で、「機関」は、国会が「機関」に割り当てたお金と、以下のものを含む業務の運営で得た収益を使うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 動産の売却、交換、リース、ローン、譲渡または他の処分に伴う支払 (b) 不動産の売却、リースまたは他の処分に伴う支払 (c) サービスまたは施設使用の提供による手数料、または生産物、権利、特権に関する手数料 (d) 前決算年度の支出の払い戻し

会計および監査

帳簿と記録

3 1. 「機関」は、一般会計原則(generally accepted accounting principles)に沿った会計帳簿と記録を保管していなければならない。

年度監査

3 2. 会計検査院は毎年以下のことをしなければならない。

- (a) 「機関」の損益計算書を監査し、それについての意見を用意する
- (b) 「機関」の年次報告で提示された「機関」の実績についての情報の公平性と信頼度についての評価を用意する
- (c) 理事長と「大臣」に対して監査、意見、評価についてのレポートを用意する

経過規定

歳出予算法

3 2. 1 「機関」が第11条によって責務のある事柄に関連した、カナダ農務・農産食品省、カナダ漁業海洋省、カナダ保健省における、カナダの公共サービスに対する経費と費用を負担するための、その年の予想に基づいた、この条項が発効する決算年度またはその次の決算年度に対する歳出予算法(Appropriation Act)による支給は、「機関」の経費と費用を負担するために割り当てられた金額と考えられ、その金額は、内閣予算委員会が、カナダ農務・農産食品省、カナダ漁業海洋省、カナダ保健省の勧告によって定めることができる。

継続される 「機関」の 被用者

3 3. (1) 第13条の第(1)項が発効する時点で、「機関」に配属された、または公益事業委員会(Public Service Commission)に指名された被用者は、理事長に指名されたとみなされ、同じ在職資格で「機関」に継続して雇用される。

競争と指名の留保

(2) 第13条の第(1)項が発効する時点で、公務員雇用法(Public Service Employment Act)に基づいて実施されていた競争(competition)、またはなされていた指名(appointment)は、この第13条の第(1)項が発効していないとみなし、継続して実施またはなされなければならない。

適任性リスト

3 4. 当法律の第13条の第(1)項が発効する時点で有効な、公務員雇用法に基づいて作成された適任性リスト(Eligibility lists)は、公務員雇用法の第17条の第(2)項で示された期間は有効であるが、この期間は延長されない。

申立の留保

3 5. (1) 公務員雇用法の第21条に基づいて始められ、カナダ食品検査庁法の第13条の第(1)項が発効する時点で、最終的に解決していない申立は、この第13条の第(1)項が発効していないとみなし、公務員雇用法によって処理され、解決されなければならない。

その他の請求

(2) 公務員雇用法に基づいて始められ、当法律の第13条の第(1)項が発

効する時点で最終的に処理されていない請求は、この第13条の第（1）項が発効していないとみなし、公務員雇用法によって処理され、解決されなければならない。

継続される任命

36. 第11条で述べられている、その条によって「機関」が実施または適用するあらゆる法律を施行または執行するための法律に基づいて指名または任命された個々の検査官、分析官、格付検査官、獣医検査官、または他の官吏は、第13条の第（3）項に基づいて、元の指名と任命の条件に従って、理事長により指名されたとみなされる。

重要修正

37. から89. [修正]

条件付き修正

90. と91. [修正]

廃止

92. [廃止]

発効

発効

*93. 当法律、または当法律の規定、または当法律によって制定または修正されたあらゆる規定またはあらゆる法律は、総督の命令によって定められた日)に発効する。

* [注：第13条の第（1）項と第31条を除く法律：1997年4月1日発効、
第13条の第（1）項：1998年4月1日発効、
第31条：2000年3月31日発効]

Canadian Food Inspection Agency Act (1997, c. 6)

Disclaimer: These documents are not the official versions ([more](#)).

Source: <http://laws.justice.gc.ca/en/C-16.5/text.html>

Updated to December 31, 2003

Subject: Food and Drugs

Canadian Food Inspection Agency Act

1997, c. 6

An Act to establish the Canadian Food Inspection Agency and to repeal and amend other Acts as a consequence

[Assented to 20th March, 1997]

Preamble

WHEREAS the Government of Canada wishes to enhance the effectiveness and efficiency of federal inspection and related services for food and animal and plant health by consolidating them;

WHEREAS the consolidation of those services under a single food inspection agency will contribute to consumer protection and facilitate a more uniform and consistent approach to safety and quality standards and risk-based inspection systems;

WHEREAS the Government of Canada wishes to have that food inspection agency deliver those services in a cost effective manner;

WHEREAS the Government of Canada wishes to promote trade and commerce;

AND WHEREAS the Government of Canada wishes to pursue a greater degree of collaboration and consultation between federal departments and with other orders of government in this area;

NOW, THEREFORE, Her Majesty, by and with the advice and consent of the Senate and House of Commons of Canada, enacts as follows:

SHORT TITLE

Short title

1. This Act may be cited as the *Canadian Food Inspection Agency Act*.

INTERPRETATION

Definitions

2. The definitions in this section apply in this Act.

"Agency"

"Agency" means the Canadian Food Inspection Agency established by section 3.

« Agence »

"Minister"
« ministre »

"Minister" means the Minister of Agriculture and Agri-Food.

ESTABLISHMENT OF THE AGENCY

Establishment 3. There is hereby established a body corporate called the Canadian Food Inspection Agency, which may exercise powers only as an agent of Her Majesty in right of Canada.

Minister responsible 4. (1) The Minister is responsible for and has the overall direction of the Agency.

Delegation by Minister (2) The Minister may delegate to any person any power, duty or function conferred on the Minister under this Act or any Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11, except the power to make regulations and the power to delegate under this subsection.

ORGANIZATION AND HEAD OFFICE

Appointment of Agency executives 5. The Governor in Council shall appoint a President and an Executive Vice-president of the Agency to hold office during pleasure for a term not exceeding five years, which term may be renewed for one or more further terms.

President's powers 6. (1) The President is chief executive officer of the Agency and has supervision over and direction of its work and staff. The President has the rank and all the powers of a deputy head of a Department.

Executive Vice-president's powers (2) The Executive Vice-president shall exercise such powers and perform such duties and functions as the President may assign and shall act as President if that office is vacant or if the President is absent or incapacitated.

Delegation by President 7. The President may delegate to any person any power, duty or function conferred on the President under this Act or any other enactment.

Remuneration 8. The President and Executive Vice-president shall be paid such remuneration as is fixed by the Governor in Council.

Head office 9. The head office of the Agency shall be in the National Capital Region, as described in the schedule to the *National Capital Act*.

ADVISORY BOARD

Appointment of members 10. (1) The Minister shall appoint an advisory board of not more than twelve members to hold office during pleasure for a term not exceeding three years, which term may be renewed for one or more further terms.

Role of advisory board	(2) The board shall advise the Minister on any matter within the responsibilities of the Agency.
Representation	(3) The Minister may appoint any person with relevant knowledge or experience to the advisory board, including persons from the agriculture, fisheries, food processing, food distribution and public health sectors, consumer groups or provincial or municipal governments.
Chairperson	(4) The Minister shall appoint one of the members as Chairperson of the advisory board.
Fees for services	(5) Each member of the advisory board shall be paid such fees for his or her services as are fixed by the Minister.
Travel and living expenses	(6) Each member of the advisory board shall be reimbursed for reasonable travel and living expenses incurred by the member in the course of performing duties under this Act while absent from his or her ordinary place of residence.
Meetings	(7) The Chairperson may determine the times and places at which the advisory board will meet.

RESPONSIBILITIES OF THE AGENCY

Administration and enforcement	11. (1) The Agency is responsible for the administration and enforcement of the <i>Agriculture and Agri-Food Administrative Monetary Penalties Act, Canada Agricultural Products Act, Feeds Act, Fertilizers Act, Fish Inspection Act, Health of Animals Act, Meat Inspection Act, Plant Breeders' Rights Act, Plant Protection Act and Seeds Act</i> .
Consumer Packaging and Labelling Act	(2) The Agency is responsible for the enforcement of the <i>Consumer Packaging and Labelling Act</i> as it relates to food, as that term is defined in section 2 of the <i>Food and Drugs Act</i> .
Food and Drugs Act	(3) The Agency is responsible for <ul style="list-style-type: none"> (a) the enforcement of the <i>Food and Drugs Act</i> as it relates to food, as defined in section 2 of that Act; and (b) the administration of the provisions of the <i>Food and Drugs Act</i> as they relate to food, as defined in section 2 of that Act, except those provisions that relate to public health, safety or nutrition.
Role of Minister of Health	(4) The Minister of Health is responsible for establishing policies and standards relating to the safety and nutritional quality of food sold in Canada and assessing the effectiveness of the Agency's activities related to food safety.

HUMAN RESOURCES

Separate 12. The Agency is a separate employer under the *Public Service Staff Relations*

employer	<i>Act.</i>	
President's authority to appoint employees		13. (1) The President has the authority to appoint the employees of the Agency.
Terms and conditions of employment		(2) The President may set the terms and conditions of employment for employees of the Agency and assign duties to them.
Enforcement officers		(3) The President may designate any person or class of persons as inspectors, analysts, graders, veterinary inspectors or other officers for the enforcement or administration of any Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11, in respect of any matter referred to in the designation.
POWERS OF THE AGENCY		
Contracts and agreements		14. (1) The Agency may enter into contracts, memoranda of understanding and other agreements with a department or agency of the Government of Canada or the government of a province and with any other person or organization in the name of Her Majesty in right of Canada or in its own name.
International arrangements		(2) In exercising its responsibilities, the Agency may negotiate and enter into arrangements for the implementation of technical requirements for the international movement of products or other things regulated under an Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11.
Legal proceedings		15. Actions, suits or other legal proceedings in respect of any right or obligation acquired or incurred by the Agency, whether in its own name or in the name of Her Majesty in right of Canada, may be brought or taken by or against the Agency in the name of the Agency in any court that would have jurisdiction if the Agency were not an agent of Her Majesty.
Choice of service providers		16. Notwithstanding section 9 of the <i>Department of Public Works and Government Services Act</i> , the Agency may, with the approval of the Governor in Council given on the recommendation of the Treasury Board, procure goods and services, including legal services, from outside the public service of Canada.
Intellectual property		17. The Agency may license, sell or otherwise make available any patent, copyright, industrial design, trade-mark or other similar property right that is vested in Her Majesty in right of Canada under any Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11.
Interim injunction		18. The Agency may apply to a judge of a court of competent jurisdiction for an interim injunction enjoining any person from contravening an Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11, whether or not a prosecution has been instituted in respect of that contravention.

RECALL ORDERS

Recall order	19. (1) Where the Minister believes on reasonable grounds that a product regulated under an Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of section 11 poses a risk to public, animal or plant health, the Minister may, by notice served on any person selling, marketing or distributing the product, order that the product be recalled or sent to a place designated by the Minister.
Contravention of recall order	(2) Any person who contravenes a recall order referred to in subsection (1) is guilty of an offence and liable on summary conviction to a fine not exceeding \$50,000 or to a term of imprisonment not exceeding six months or to both.
Notification order	(3) For greater certainty, a recall order is not a statutory instrument for the purposes of the <i>Statutory Instruments Act</i> , but no person shall be convicted of an offence under subsection (2) unless the person was notified of the order.

ESTABLISHMENT OF FEDERAL-PROVINCIAL CORPORATIONS

Federal-provincial agreements	20. The Minister may, with the approval of the Governor in Council given on the recommendation of the Minister of Finance, enter into an agreement with one or more provincial governments for the provision of services or the carrying out of activities within the responsibilities of the Agency, in common with those governments.
Object agreements of	21. The agreement referred to in section 20 may authorize the Minister, jointly with one or more provincial governments, to have a corporation incorporated under the <i>Canada Business Corporations Act</i> , the <i>Canada Corporations Act</i> or an equivalent provincial statute, or to acquire shares or participate in any corporation, in order to implement the agreement.

CORPORATE BUSINESS PLAN AND ANNUAL REPORT

Corporate business plan	22. (1) As soon as possible after the Agency is established and at least once every five years after that, the Agency must submit a corporate business plan to the Minister for approval and the Minister must table a copy of the plan in each House of Parliament on any of the first fifteen days on which that House is sitting after the Minister approves the plan.
Contents corporate business plan of	(2) The corporate business plan must include a statement of <ul style="list-style-type: none"> (a) the Agency's objectives for the period to which the plan relates and for each year in that period; (b) the strategies that the Agency intends to use to achieve its objectives, including operational, financial and human resource strategies; (c) the Agency's expected performance over that period; and (d) the Agency's operating and capital budgets for each year of that period.
Updating corporate business plan of	(3) The Agency may update its corporate business plan in its annual report.

Annual report	<p>23. (1) The President must, before September 30 of each year following the Agency's first full year of operations, submit an annual report on the operations of the Agency for the preceding year to the Minister and the Minister must table a copy of the report in each House of Parliament on any of the first fifteen days on which that House is sitting after the Minister receives the report.</p>
Form and contents	<p>(2) The annual report must include</p> <p>(a) the financial statements of the Agency and the Auditor General of Canada's opinion on them;</p> <p>(b) information about the Agency's performance with respect to the objectives established in the corporate business plan and a summary statement of the assessment by the Auditor General of Canada of the fairness and reliability of that information; and</p> <p>(c) any other information that the Minister or the Treasury Board may require to be included in it.</p>
	FEES AND EXPENDITURES
Fees for services or use of facilities	<p>24. (1) Subject to the regulations, the Minister may fix the fees to be paid for a service or the use of a facility provided by the Agency.</p>
Amount not to exceed cost	<p>(2) Fees fixed under subsection (1) may not exceed the cost to Her Majesty in right of Canada of providing the service or the use of the facility.</p>
Fees for products, rights and privileges	<p>25. Subject to the regulations, the Minister may fix fees in respect of products, rights and privileges provided by the Agency.</p>
Consultation	<p>26. (1) Before fixing a fee under section 24 or 25, the Minister must consult with any persons or organizations that the Minister considers to be interested in the matter.</p>
Publication	<p>(2) The Minister must publish any fee fixed under section 24 or 25 in the <i>Canada Gazette</i> within thirty days after fixing it.</p>
Reference Committee to	<p>(3) Any fee fixed under section 24 or 25 stands permanently referred to the Committee referred to in section 19 of the <i>Statutory Instruments Act</i>, to be reviewed and scrutinized as if it were a statutory instrument.</p>
Regulations	<p>27. The Treasury Board may make regulations for the purposes of sections 24 to 26.</p>
Collection of fees	<p>28. The Agency may enter into an agreement with any person, provincial government or other authority respecting the collection of fees fixed under this Act or any other Act that the Agency enforces or administers by virtue of subsection 11(1) and, notwithstanding subsections 17(1) and (4) of the <i>Financial Administration Act</i>, authorizing that person, government or authority to withhold amounts from those fees.</p>

Remission of fees **29.** (1) The Minister may remit all or part of any fee fixed under section 24 or 25 or under any Act that the Agency enforces or administers by virtue of subsection 11(1), and the interest on it.

Non-payment of fees (b) The Minister may withdraw or withhold a service, use of a facility, a product or conferral of a right or privilege within the responsibilities of the Agency, from any person who fails to pay the fee fixed for it if, in the Minister's opinion, it is consistent with public health and safety.

Expenditure **30.** In carrying out its responsibilities, the Agency may spend money that Parliament appropriates to it and revenues received by it through the conduct of its operations, including

- (a) payments for the sale, exchange, lease, loan, transfer or other disposition of personal or movable property;
- (a.1) payments for the sale, lease or other disposition or transfer of real or immovable property;
- (b) fees for the provision of a service or use of a facility or for a product, right or privilege; and
- (c) refunds of expenditures made in the previous fiscal year.

ACCOUNTING AND AUDIT

Books records and **31.** The Agency must keep books of account and records prepared according to generally accepted accounting principles.

Annual audit **32.** The Auditor General of Canada shall annually

- (a) audit and provide an opinion on the financial statements of the Agency;
- (b) provide an assessment of the fairness and reliability of the information about the Agency's performance as set out in the annual report of the Agency; and
- (c) provide a report to the President and to the Minister on the audit, opinion and assessment.

TRANSITIONAL PROVISIONS

Appropriation Act **32.1** The provisions made by any appropriation Act for the fiscal year in which this section comes into force or a subsequent fiscal year, based on the Estimates for that year, to defray the charges and expenses of the public service of Canada within the Departments of Agriculture and Agri-Food, Fisheries and Oceans and Health in relation to any matter for which the Agency is responsible by virtue of section 11 are deemed to be an amount appropriated for defraying the charges and expenses of the Canadian Food Inspection Agency in such amount as the Treasury Board may, on the recommendations of the Ministers of Agriculture and Agri-Food, Fisheries and Oceans and Health, determine.

Agency employees continued	<p>33. (1) On the coming into force of subsection 13(1), employees deployed to the Agency, or appointed to it by the Public Service Commission, are deemed to have been appointed by the President and continue to be employed by the Agency with the same tenure of office.</p>
Pending competitions and appointments	<p>(2) On the coming into force of subsection 13(1), a competition being conducted or an appointment being made under the <i>Public Service Employment Act</i> shall continue to be conducted or made as if that section had not come into force.</p>
Eligibility lists	<p>34. An eligibility list made under the <i>Public Service Employment Act</i> that is valid on the coming into force of subsection 13(1) of this Act continues to be valid for the period provided for by subsection 17(2) of that Act, but that period may not be extended.</p>
Pending appeals	<p>35. (1) An appeal commenced under section 21 of the <i>Public Service Employment Act</i> and not finally disposed of on the coming into force of subsection 13(1) of this Act shall be dealt with and disposed of in accordance with that Act as if that subsection had not come into force.</p>
Other recourse	<p>(2) Any recourse commenced under the <i>Public Service Employment Act</i> that has not been finally dealt with on the coming into force of subsection 13(1) of this Act shall be dealt with and disposed of in accordance with that Act as if that subsection had not come into force.</p>
Designations continued	<p>36. Every inspector, analyst, grader, veterinary inspector or other officer appointed or designated under an Act referred to in section 11 to enforce or administer any Act or provision that the Agency enforces or administers by virtue of that section is deemed to be designated by the President under subsection 13(3), according to the terms of the original designation or appointment.</p>

CONSEQUENTIAL AMENDMENTS

37. to 89. [Amendments]

CONDITIONAL AMENDMENTS

90. and 91. [Amendments]

REPEAL

92. [Repeal]

COMING INTO FORCE

Coming into force ***93.** This Act, or any provision of this Act, or any provision of any Act enacted or amended by this Act, comes into force on a day or days to be fixed by order of the

Governor in Council.

*[Note: Act, except subsection 13(1) and section 31, in force April 1, 1997, see SI/97-37; subsection 13(1) in force April 1, 1998, see SI/97-122; section 31 in force March 31, 2000, see SI/2000-21.]

AMENDMENTS NOT IN FORCE

-- 2003, c. 22, s. 135:

135. Section 12 of the *Canadian Food Inspection Agency Act* is replaced by the following:

Separate agency

12. The Agency is a separate agency under the *Public Service Labour Relations Act*.

-- 2003, c. 22, para. 224(z.4):

Replacement of
"public service of
Canada"

224. The expression "public service of Canada" is replaced by the expression "federal public administration" wherever it occurs in the English version of the following provisions:

...

(z.4) section 16 of the *Canadian Food Inspection Agency Act*;

...

参考資料5 カナダにおける食品緊急事態対策現地調査日程

実施期間：2004年2月25日（水）～2月27日（金）

訪問先：カナダ保健省、カナダ食品検査庁、カナダ会計検査院（カナダ、オタワ市）

2004年2月25日（水）

午前

カナダ保健省 医療製品食品局 食品部

Health Canada, Food Directorate, Health Products and Food Branch

9:00 - 11:00 Chris L. Palmer

Associate Director, International Program, Bureau of Food Regulatory,
International and Interagency Affairs

食品規制・国家間および省庁間担当課国家間施策室課長補佐

電話： 1-613-941-4616

電子メール：Chris_Palmer@hc-sc.gc.ca

住所： Building #7 (0702C1), Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A
OL2

Ron Burke

Director, Bureau of Food Regulatory, International and Interagency Affairs

食品規制・国家間および省庁間担当課課長

電話： 1-613-957-1748

電子メール：ronald_burke@hc-sc.gc.ca

住所： Building #7 (0702C1), Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A
OL2

Anne-Marie St-Laurent, M. Sc.

Associate Director, Interagency Program, Bureau of Food Regulatory,
International and Interagency Affairs

食品規制・国家間および省庁間担当課省庁間連携担当室課長補佐

電話： 1-613-957-1829

電子メール：anne-marie_st-laurent@hc-sc.gc.ca

住所： Building #7 (0702C1), Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A
OL2

11:00 - 12:00 Allan McCarville

Senior Advisor, Codex, Bureau of Food Regulatory, International and
Interagency Affairs

食品規制・国家間および省庁間担当課Codex委員会上席アドバイザー

電話： 1-613-957-0189

電子メール：allan_mccarville@hc-sc.gc.ca

住所： Building #7 (0702C1), Tunney's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A
OL2

Jeffrey M. Farber, Ph.D.
Director, Bureau of Microbial Hazards
微生物学的有害物質対策課課長
電話 : 1-613-957-0880
電子メール : Jeff_Farber@hc-sc.gc.ca
住所 : Sir Frederick G. Banting Research Centre, 3rd Floor Centre,
Tunny's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A 0L2

午後

カナダ食品検査庁 Canadian Food Inspection Agency (CFIA)

13:30 - 15:00 Tom Beaver

Executive Director, Corporate Planning, Reporting and Accountability
常任理事（企画・報告・説明責任担当）
電話 : 1-613-228-6696, ext. 3831
電子メール : tbeaver@inspection.gc.ca
住所 : 59 Camelot Drive, Ottawa, Ontario, K1A 0Y9

15:00 - 15:30 Jennifer Langlois

Senior Policy Analyst, International Affairs
国際関係部上席政策分析官
電話 : 1-613-225-2342, ext. 4797
電子メール : langloisj@inspection.gc.ca
住所 : 59 Camelot Drive, Ottawa, Ontario, K1A 0Y9

15:30 - 16:30 Mark Van Dusen

Director of Media Relations
メディア担当課長
電話 : 1-613-225-2342, ext. 5319
電子メール : mvandusen@inspection.gc.ca
住所 : 59 Camelot Drive, Ottawa, Ontario, K1A 0Y9

2004年2月26日（木）

午前

カナダ保健省 Health Canada

9:00 - 12:00 Antonio Giulivi, MD, FRCP(C)
Director, Blood Safety Surveillance and Health Care Acquired Infections
Division, Centre for Infectious Disease Prevention and Control
感染症予防管理センター
血液安全サーベイランスおよび医療起因感染症対策課課長
電話 : 1-613-957-1789
電子メール : antonio_giulivi@hc-sc.gc.ca
住所 : Building #6 (0601E2), Tunny's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A 0L2

Bob Hills
Manager, Transmissible Spongiform Encephalopathies Secretariat
伝達性海綿状脳症事務局（TSE事務局）事務局長
電話： 1-613-957-9005
電子メール： Bob_Hills@hc-sc.gc.ca
住所： Building #7 (0702C1), Tunny's Pasture, Ottawa, Ontario, K1A 0L2

午後

カナダ食品検査庁 Canadian Food Inspection Agency (CFIA)

15:00 - 16:30 Fred Jamieson, BSc.
Officer, Office of Food Safety and Recall, Operations, CFIA
オペレーション部食品安全・回収課
電話： 1-613-225-2342, ext. 5362
電子メール： jamiesonf@inspection.gc.ca
住所： 59 Camelot Drive, Ottawa, Ontario, K1A 0Y9

Trudy Werry
Manager, Office of Emergency Management, Liaison, Preparedness and Policy Coordination, CFIA
連携・準備・政策調整部危機管理課課長
電話： 1-613-228-6696, ext. 4670
電子メール： twerry@inspection.gc.ca
住所： 59 Camelot Drive, Ottawa, Ontario, K1A 0Y9

2004年2月27日（金）

カナダ会計検査院 Office of Auditor General of Canada

15:00 - 16:30 Frances I. Taylor, BSc, MBA
Director
電話： 1-613-952-0213, ext. 4374
電子メール： Frances.Taylor@oag-bvg.gc.ca
住所： 240 Sparks Street, Ottawa, Ontario, K1A 0G6

Katherine Barrett, MSc, PhD
Audit Project Leader
電話： 1-613-952-0213, ext. 4361
電子メール： Katherine.Barrett@oag-bvg.gc.ca
住所： 240 Sparks Street, Ottawa, Ontario, K1A 0G6

参考資料6 参考文献

<行政資料>

カナダ食品検査庁 (CFIA, Canadian Food Inspection Agency)

The CFIA Emergency Book, CFIA, January 2003

Food Emergency Response Manual, Office of Food Safety & Recall, CFIA, 2001

The Canadian Food Inspection Agency, Annual Report, CFIA, 2002-2003

The Canadian Food Inspection Agency, Structure and Organization From Concept to Reality, CFIA, November 2003

CFIA CODEX PROCESS, CFIA, May 2003

カナダ保健省 (Health Canada)

Interagency Program, Food Program, Health Canada

Terms of Reference - Science Team, Health Canada, June, 2002

Terms of Reference - Policy Team, Health Canada, June, 2002

Health Canada's Decision-Making Framework for Identifying, Assessing and Managing Health Risks, Health Canada, August 1, 2000

Food Safety and Nutrition Policy Development in the Food Directorate -A Reference Manual, Health Canada, June 25, 2003

カナダ食品検査庁・カナダ保健省

Foodborne Illness Outbreak Response Protocol, Health Canada and Canadian Food Inspection Agency, Draft – April 24, 2003

Memorandum of Understanding between Health Canada and Canadian Food Inspection Agency, 1999

Appendix to Memorandum of Understanding between Health Canada and the Canadian Food Inspection Agency on Food Safety Emergency Response”, May 1, 2000

会計検査院 (Office of the Auditor General of Canada)

1994 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 13 Federal Management of the Food Safety System

1998 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 12 Creation of the Canadian Food Inspection Agency

1999 Report of the Auditor General of Canada to the House of Commons, Chapter 15 Management of a Food-Borne Disease Outbreak

<関連法規>

Canadian Food Inspection Agency Act
Consumer Packaging and Labelling Act
National Capital Act
Meat Inspection Act and Regulations
Fish Inspection Act
Plant Protection Act
Feeds Act
Seeds Act
Fertilizers Act
Department of Health Act
Emergency Preparedness Act
Emergency Act
Agriculture and Agri-Food Administrative Monetary Penalties Act
Plant Breeders' Rights Act
Health of Animals Act and Regulations
Canada Agriculture Products Act and Regulations
Food and Drugs Act and Regulations
Fish Inspection Regulations
Meat Inspection Act and Regulations
上記の法規はカナダ法務省のホームページ (<http://laws.justice.gc.ca/en/>) からダウンロードすることができる。

<その他文献>

加藤晋章『カナダ連邦政治－多様性と統一への模索』東京大学出版会、2002年

<WWW 上の資料>

Canadian Food Inspection Agency, 1999-2000 · Departmental Performance Report
(<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/ar/artoce.shtml>)
Canadian Food Inspection Agency, Organizational Structure
(<http://www.inspection.gc.ca/english/hrrh/org/pres/prese.shtml>)
Canadian Food Inspection Agency News Release, 1999.06.11
(<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/newcom/1999/19990611e.shtml>)
Canadian Food Inspection Agency Recall Archives
(<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/recal2e.shtml>)
Health Canada Branches & Organization
(<http://www.hc-sc.gc.ca/english/about/org.html>)

Food Program of Health Canada

(http://www.hc-sc.gc.ca/food-aliment/dg/e_organization_chart.html)

Population and Public Health Branch, Health Canada

(<http://www.hc-sc.gc.ca/pphb-dgspsp>)

Federal/Provincial Secretariat

(<http://www.fedprovsec.ca/>)

Agricultural Policy Framework, Agriculture and Agri-Food Canada

(http://www.agr.gc.ca/cb/apf/index_e.php)

Treasury Board, Creating the Canadian Food Inspection Agency; The role of Central Agencies as Facilitators and Guardians, December 1997

(http://www.tbs-sct.gc.ca/asd-dmps/sd/rca-ccfa/tc_e.asp)

**内閣府食品安全委員会
平成 15 年度食品安全確保総合調査**

**イギリス及びカナダの食品の安全に係る緊急時対応に関する調査報告書
(カナダ調査分)**

平成 16 年 3 月

株式会社 U F J 総合研究所

禁無断転載